

## 改正要旨

### ○設計業務共通仕様書関係

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

#### 第1編 共通編

##### 第1章 総則

- ・総括監督員、主任監督員、監督員を定義
- ・テクリスへの低入札登録について記述
- ・第3者の土地への立入について記述
- ・電子納品対象業務について記述
- ・守秘義務についての記述を追加
- ・個人情報取扱について新規に記述
- ・屋外での業務の監督員との協議等について記述
- ・行政情報流出防止対策の強化について新規に記述

##### 第2章 設計業務等一般

- ・コスト縮減の検討について追加記述
- ・環境配慮資材の利用等について新規に記述
- ・主要技術基準及び参考図書を追加、削除、編集又は発行所及び発行年月の改正

#### 第2編 河川編

##### 第1章 河川環境調査

- ・河川水辺総括資料作成調査を新規に記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

##### 第2章 河川調査・計画

- ・河道計画について大規模河川と中小河川に分け記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)
- ・正常流量検討について大規模河川と中小河川に分け記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

##### 第3章 河川構造物設計

- ・護岸詳細設計に周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を記述
- ・文言の修正(調査員→監督員)

#### 第6編 道路編

##### 第4章 道路設計

- ・道路詳細設計、歩道詳細設計の照査に支障物件(地下埋設物)の設計への反映を追加記述
- ・歩道詳細設計の現地確認に排水系統、用地境界を追加
- ・一般構造物詳細設計の仮設設計の土留工の業務内容を記述

##### 第8章 橋梁設計

- ・仮設橋設計の業務内容を記述

### ○測量業務共通仕様書関係

①国土交通省の共通仕様書の改訂等を参考とし、記述を改正

#### 第1編 共通編

##### 第1章 総則

- ・総括監督員、主任監督員、監督員を定義

- ・テクリスへの低入札登録について記述
- ・電子納品対象業務について記述
- ・守秘義務についての記述を追加
- ・個人情報の取扱について新規に記述
- ・屋外での業務の監督員との協議等について記述
- ・行政情報流出防止対策の強化について新規に記述
- ・文言の修正(作業→業務)

## ○用地調査等業務共通仕様書関係

①国土交通省の用地調査等共通仕様書の改正等を参考とし、全章にわたり関係条文の記述を改正

②第 132 条以下が条ずれ

### 第 1 章 総則

- ・第 4 条第 3 号の表 2 の機械設備にキュービクル式受変電設備を明記

### 第 2 章 用地調査等の基本的処理方法

- ・第 8 条の条文改正、作業計画の策定から作業計画書の作成と明記
- ・第 9 条第 3 ～ 5 項の条文追加、監督職員の指示、承諾、協議に関する様式の扱いを追加
- ・第 10 条の条文改正、支給材料を貸与品等と変更
- ・第 15 条の条文改正
- ・第 16 条の条文改正

### 第 3 章 権利調査

- ・第 30 条の 2 の条文追加、土地利用履歴等の調査の実施について明記
- ・第 32 条第 3 項の条文追加

### 第 4 章 用地測量

- ・第 37 条の条文改正
- ・第 38 条第 2 項の条文改正、提出様式を追加。
- ・第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条の条文改正、「島根県公共測量作業規定に定めるところによるものとする」と明記
- ・第 45 条に別表用地実測図表示記号により表示すると明記

### 第 6 章 建物等の調査

- ・第 55 条の条文改正、木造建物調査積算要領に変更
- ・第 57 条の条文改正、非木造建物調査積算要領に変更
- ・第 66 条に第 4 項の条文追加
- ・第 67 条に第 3 項の条文追加
- ・第 68 条に第 3 項の条文追加

### 第 1 2 章 補償説明

- ・第 115 条に第 2 の条文追加
- ・第 117 条の条文改正

### 第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成

- ・現地踏査についての第 132 条、第 135 条を削除し、第 124 条の条文改正
- ・別表 用地実測図表示記号を追加

#### 1. 様式

- ・様式 1 ～ 4 号の名称変更(支給材料を貸与品等と変更)

#### 2. 別記 1 木造建物調査積算要領に変更

- 3. 別記 2 非木造建物調査積算要領に変更
- 5. 別記 4 成果品一覧表に土地利用履歴等の調査の様式を追加
- 9. 別記 8 保安林解除申請図書等等作成要領を一部変更
- 12. 用地調査等業務委託特記仕様書の一部変更
- 13. 別記 9 機械設備調査算定要領を一部変更（キュービクルを明記）
- 14. 別記10 附帯工作物調査算定要領を一部変更（キュービクルを明記）
- 15. 別記11 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領を追加

## ○漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

### 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

①水産庁の共通仕様書の改訂等を参考とし、記述を追加、改正

#### 第 1 章 総則

- ・用語の定義について改正
- ・作業時間について追加
- ・損害について追加
- ・業務コスト調査について追加

#### 第 2 章 深淺測量

- ・水深測量の区分について改正
- ・汀線測量について追加
- ・地形測量について追加
- ・表「音響測深機の性能」を改正
- ・表「未測深幅」を改正

#### 第 3 章 探査工

- ・探査準備について追加
- ・磁気探査について改正
- ・設標について追加

#### 第 4 章 磁気探査

- ・準備工について改正
- ・台船方式ボーリングについて追加
- ・試験の適用年を改正
- ・台船方式原位置試験について追加
- ・岩盤資料採取について追加
- ・探査準備について追加
- ・表「ボーリングの必要孔径」を改正

#### 第 5 章 環境調査

- ・調査準備について追加
- ・位置測量について追加
- ・資料収集整理について追加
- ・協議・報告について追加
- ・表「水質試験方法」を改正
- ・表「底質試験方法」を改正
- ・表「悪臭物質成分濃度測定方法」を改正
- ・表「悪臭物質臭気濃度測定方法」を改正

#### 第 6 章 気象・海象調査

- ・調査準備について追加

## 第7章 計画調査

- ・社会・経済条件について改正
- ・産業(漁業以外)について追加
- ・貨客流動について追加
- ・交通体系について追加
- ・地域開発計画について追加
- ・地域指定状況について追加
- ・陸域・水域の環境及び利用現況について追加
- ・権利関係について追加
- ・取扱漁獲量について改正
- ・漁港環境整備施設等計画について改正
- ・土地造成及び土地利用計画について改正
- ・協議・報告について追加
- ・照査について改正
- ・表「ゾーン区分」を改正

## 第8章 環境影響評価調査

- ・地域指定状況について改正
- ・適用の範囲について改正
- ・協議・報告について追加

## 第9章 設計

- ・適用の範囲について改正
- ・使用する基準及び図書について改正
- ・機能条件について追加
- ・基礎の検討について追加
- ・図面作成について追加
- ・協議・報告について追加
- ・適用の範囲について改正
- ・設計計画について追加
- ・設計波の算定について追加
- ・細部設計について改正
- ・図面作成について追加
- ・付帯施設について追加
- ・実施設計について改正

## 調査業務写真管理基準

- ・適用の範囲について改正
- ・表「探査工」を改正
- ・表「土質調査」を改正
- ・表「環境調査」を改正

## 付属資料

- ①「共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表」の改正
- ②「海上工事における関係法令一覧」の改正

# 新旧対照表目次

仕 様 書・編・章	全体ページ	個別ページ
1 - 1 設計業務共通仕様	7～144	
第1編 共通編 第1章 総則 第2章 設計業務等一般	7～48	1～42
第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第2章 河川調査・計画 第3章 河川構造物設計	49～142	1～94
第6編 道路編 第4章 道路設計 第8章 橋梁設計	143～144	1～2
1 - 2 測量業務共通仕様書	145～160	1～16
第1編 共通編 第1章 総則	145～160	1～16
1 - 4 用地調査等業務共通仕様書	161～198	1～38
第1章 総則 ↓ 第18章 農業農村整備	161～198	1～38
1 - 7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書	199～257	1～59
1章 総則 ↓ 9章 設計	199～257	1～59



設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1101条適用</p> <p>1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、<del>図面又は</del>共通仕様書 <u>又は指示や協議等</u>の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合 <u>など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合</u>、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。 <u>又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p> <p><u>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><u>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要な</u></p>	<p><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1101条適用</p> <p>1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><del>もの</del>を除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p><u>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><del>4</del><u>7.</u> 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p><del>5</del><u>8.</u> 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p><del>6</del><u>9.</u> 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p><del>7</del><u>10.</u> 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p><del>8</del><u>11.</u> 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p><del>9</del><u>12.</u> 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><del>10</del><u>13.</u> 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p><del>11</del><u>14.</u> 「設計図書」とは、仕様書、図面、<u>数量総括表</u>、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><del>12</del><u>15.</u> 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p><del>13</del><u>16.</u> 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p><del>14</del><u>17.</u> 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p><u>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</u></p> <p><del>15</del><u>19.</u> 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p><del>16</del><u>20.</u> 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p><del>17</del><u>21.</u> 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p>	<p>4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>15. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>17. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p>



設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><del>19</del><b>22</b>. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p><del>19</del><b>23</b>. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p><del>20</del><b>24</b>. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><del>21</del><b>25</b>. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><del>22</del><b>26</b>. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p><del>23</del><b>27</b>. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><del>24</del><b>28</b>. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p><del>25</del><b>29</b>. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p><b>26</b><b>30</b>. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p><del>27</del><b>31</b>. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><del>28</del><b>32</b>. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p><del>29</del><b>33</b>. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p><del>30</del><b>35</b>. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p><del>31</del><b>36</b>. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p><del>32</del><b>36</b>. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p><del>33</del><b>37</b>. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p><del>34</del><b>38</b>. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p> <p><u>39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u></p>	<p>18. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>20. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>21. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>23. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>27. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>30. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>32. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>40.「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p> <p><u>第1102条の2 受注者の義務</u></p> <p><u>受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p>第1103条業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>第1104条設計図書の支給及び点検</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。</li> <li>3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</li> </ol> <p>第1105条監督職員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。</li> <li>2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</li> <li>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。</li> <li>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。</li> </ol> <p>第1106条管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</li> <li>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</li> </ol>	<p>第1103条業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>第1104条設計図書の支給及び点検</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。</li> <li>3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</li> </ol> <p>第1105条監督職員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。</li> <li>2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</li> <li>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。</li> <li>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。</li> </ol> <p>第1106条管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</li> <li>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</li> </ol>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。</p> <p>第1107条照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C Mの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。</p> <p>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、<u>成果の内容については、受注者の責において</u>照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5. 照査技術者は、<del>業務完了に伴って特記仕様書に定める照査報告毎に</del>照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。<u>提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</u></p> <p>第1108条担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第1109条提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、</p>	<p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。</p> <p>第1107条照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C Mの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。</p> <p>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</p> <p>第1108条担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第1109条提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時 <del>又は</del> <u>変更時及び完了時</u>において、委託料が100万円以上の業務について、<del>測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)</del> <u>業務実績情報システム (テクリス)</u>に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、<u>書面により</u>監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム(テクリス)に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。例：【低】○○○○業務</u></p> <p>なお、登録内容に訂正が必要な場合、<del>TECRIS</del> <u>テクリス</u>に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、<del>TECRIS</del> <u>テクリス</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第1110条打合せ等</p> <p>1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>第1111条業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第1110条打合せ等</p> <p>1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>第1111条業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程 (4) 業務組織計画 <del>(担当者の一覧表を記載すること)</del></p> <p>(5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画</p> <p>(7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>第 1112 条資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。</p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。</p> <p>第 1113 条関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</p> <p>第 1114 条地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (担当者の一覧表を記載すること)</p> <p>(5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画</p> <p>(7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器</p> <p>(11) その他</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>第1112条資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。</p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。</p> <p>第1113条関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</p> <p>第1114条地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分 二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。</p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第 1115 条土地への立入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 12 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 1116 条成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p><u>4. 提出部数は、正副各 1 部を標準とする。</u></p> <p><u>なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で 1 部、「電</u></p>	<p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第1115条土地への立入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第1116条成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>子納品運用ガイドライン (簡易版)【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課</u>に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) で2部提出する。</p> <p>第 1117 条関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第 1118 条検査 1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果品の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>第 1119 条修補 1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 1120 条条件変更等 1. 契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第 1121 条契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p>	<p>第1117条関連法令及び条例の遵守 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第1118条検査 1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。 3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果品の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>第1119条修補 1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。 2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1120条条件変更等 1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第1121条契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第1122条履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。</p> <p>3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1123条一時中止</p> <p>1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p>	<p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第1122条履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。</p> <p>3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1123条一時中止</p> <p>1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第1124条発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1125条受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第1126条部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第1127条再委託</p> <p>1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. <u>地方自治法施行令第百六十七条の二第二号の規定に基づき、契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとして</u>随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p>	<p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第1124条発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1125条受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第1126条部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第1127条再委託</p> <p>1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておく</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第 1128 条成果品の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第 1129 条守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><del>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 1128 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</del></p> <p><u>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1111 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p><u>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</u></p> <p><u>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</u></p> <p><u>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p> <p><u>第 1129 条の 2 個人情報の取扱い</u></p> <p><u>1. 基本的事項</u></p> <p><u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に</u></p>	<p>とともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第1128条成果品の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第1129条守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>る法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2. 秘密の保持</u> 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p><u>3. 取得の制限</u> 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p><u>4. 利用及び提供の制限</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p><u>5. 複写等の禁止</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p><u>6. 再委託の禁止</u> 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p><u>7. 事案発生時における報告</u> 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p><u>8. 資料等の返却等</u> 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。 ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p><u>9. 管理の確認等</u> 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p><u>10. 管理体制の整備</u> 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めな</p>	

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>11. 従事者への周知</u></p> <p><u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報</u> <u>の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に關</u> <u>して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>第 1130 条 安全等の確保</p> <p><del>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</del></p> <p><del>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</del></p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月20日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p><del>2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</del></p> <p><del>3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</del></p> <p><del>4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</del></p> <p><del>5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</del></p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p><del>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</del></p> <p><del>7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</del></p> <p><del>8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告する</del></p>	<p>第1130条安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>6. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>9. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告する</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>とともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>第 1131 条 臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>第 1132 条 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><u>第 1133 条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更</u></p> <p><u>1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>第 1134 条 行政情報流出防止対策の強化</u></p> <p><u>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u>  <u>(関係法令等の遵守)</u></p> <p><u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u></p> <p><u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</u></p>	<p>とともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>第1131条臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>第1132条履行報告</p> <p>受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>



設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p><b>第2章設計業務等一般</b></p> <p>第1201条使用する技術基準等</p> <p>受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例の遵守のほか、島根県公共事業環境配慮指針に基づいて行うものとする。</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第2章設計業務等一般</b></p> <p>第1201条使用する技術基準等</p> <p>受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例の遵守のほか、島根県公共事業環境配慮指針に基づいて行うものとする。</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>第1202条現地踏査 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>第1203条設計業務等の種類 1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。 2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。</p> <p>第1204条調査業務の内容 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。</p> <p>第1205条計画業務の内容 計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p> <p>第1206条設計業務の内容 1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。 2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。 3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう 4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。 5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</p> <p>第1207条調査業務の条件</p>	<p>第1202条現地踏査 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>第1203条設計業務等の種類 1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。 2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。</p> <p>第1204条調査業務の内容 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。</p> <p>第1205条計画業務の内容 計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p> <p>第1206条設計業務の内容 1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。 2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。 3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう 4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。 5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。</p> <p>第1207条調査業務の条件</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>
<p>第 1208 条計画業務の条件</p>	<p>第1208条計画業務の条件</p>
<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>
<p>第 1209 条設計業務の条件</p>	<p>第1209条設計業務の条件</p>
<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条 2 項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。</p>



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分          二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p>5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>7. 設計において、<del>建設省(国土交通省)</del>土木構造物標準設計図集 <u>(建設省(国土交通省))</u> に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。</p> <p>特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。</p> <p>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p><del>11. 受注者は、当該設計を行うに当たって、新技術情報提供システム（NETIS）を利用して新工法・新技術の積極的な活用を検討するものとする。ただしこの場合の対象は「推奨技術」、「推奨技術候補」、「活用促進技術」、「設計比較対象技術」、「少実績優良技術」の技術的な位置付けを得た新技術・新工法を対象とする。</del></p> <p><del>また、受注者は当該設計を行うに当たって、「しまねハツ建設ブランド登録新技術（県内開発新技術）」の積極的な活用を検討するものとする。</del></p> <p><u>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。</u></p> <p><u>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</u></p> <p><u>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用した、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法</u></p>	<p>5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。</p> <p>特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。</p> <p>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>11. 受注者は、当該設計を行うに当たって、新技術情報提供システム（NETIS）を利用して新工法・新技術の積極的な活用を検討するものとする。ただしこの場合の対象は「推奨技術」、「推奨技術候補」、「活用促進技術」、「設計比較対象技術」、「少実績優良技術」の技術的な位置付けを得た新技術・新工法を対象とする。</p> <p>また、受注者は当該設計を行うに当たって、「しまねハツ建設ブランド登録新技術（県内開発新技術）」の積極的な活用を検討するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)
<p><u>及び「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行うものとする。</u></p> <p><u>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用した、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法及び「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</u></p> <p><del>12.13.</del> 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>第1210条調査業務及び計画業務の成果</p> <p>1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。</p> <p>2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p> <p>3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。</p> <p>第1211条設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>	<p>12. 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>第1210条調査業務及び計画業務の成果</p> <p>1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。</p> <p>2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。</p> <p>3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。</p> <p>第1211条設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<p>(5) 概算工事費 概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表(ロ) 使用機械(ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理(ホ) 仮設備計画(ヘ) 特記事項その他 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。 (7) 現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p><u>第1212条 環境配慮の条件</u> <u>1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</u> <u>2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」グリーン購入法(平成15年7月法律第119号)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする</u></p>				<p>(5) 概算工事費 概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (イ) 計画工程表(ロ) 使用機械(ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理(ホ) 仮設備計画(ヘ) 特記事項その他 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。 (7) 現地踏査結果 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p>			
1. 主要技術基準及び参考図書				1. 主要技術基準及び参考図書			
H25.4.3 現在 他				H23.3 現在			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共通				〔1〕共通			
1	<u>国土交通省制定</u> 土木構造物標準設計	<del>国土技術政策総合研究所</del> <u>全日本建設技術協会</u>	—	1	土木構造物標準設計	国土技術政策総合研究所	—
2	土木製図基準	土木学会	H21.2	2	土木製図基準	土木学会	H21.2
3	水理公式集	土木学会	H11.11	3	水理公式集	土木学会	H11.11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版	4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	<del>H13.6</del> <u>H22.4</u>	5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13.6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13.12	6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13.12

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分      二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2	7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	移動式クレーン,杭打機等の支持地盤養生マニュアル (第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3	9	移動式クレーン,杭打機等の支持地盤養生マニュアル (第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	<del>土木</del> 島根県公共工事共通仕様書	<del>国土交通省</del> 島根県	<del>H21. 4</del> H24. 4	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6	11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21. <del>12</del> 11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12	13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12
14	公共測量作業規定の準則	国土交通省	H23. 4	14	公共測量作業規定の準則	国土交通省	H23. 4
15	公共測量作業規定の準則解説と運用	日本測量協会	H21.2. <del>17</del>	15	公共測量作業規定の準則解説と運用	日本測量協会	H21.2.17
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20.12. <del>18</del> 8	16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20.12.18
17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	<del>H13. 3</del> H19.11	17	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H13. 3
18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. <del>3</del> 5	18	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 3
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4	19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
20	<del>電子納品運用ガイドライン(案) [業務編]</del> 電子納品運用ガイドライン(簡易版)【業務編・工事編】	<del>国土交通省</del> 島根県土木部技術管理課	<del>H21. 6</del> H25. 2	20	電子納品運用ガイドライン(案) [業務編]	国土交通省	H21. 6
<del>21</del>	<del>電子納品運用ガイドライン(案) [測量編]</del>	<del>国土交通省</del>	<del>H21. 6</del>	21	電子納品運用ガイドライン(案) [測量編]	国土交通省	H21. 6
<del>22</del>	<del>電子納品運用ガイドライン(案) [地質・土質調査編]</del>	<del>国土交通省</del>	<del>H22. 8</del>	22	電子納品運用ガイドライン(案) [地質・土質調査編]	国土交通省	H22. 8
<del>21</del>	2007年制定コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H20. 3	23	2007年制定コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H20. 3
<del>22</del>	2007年制定舗装標準示方書	土木学会	H19. 3	24	2007年制定舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
<del>23</del>	2007年制定コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3	25	2007年制定コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3
<del>24</del>	2010年制定コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H22.11	26	2010年制定コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H22.11
<del>25</del>	2007年制定コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3	27	2007年制定コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3
<del>26</del>	2007年制定コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	<del>H19.12</del> H20.3	28	2007年制定コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H19.12
<del>27</del>	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5	29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分      二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<del>20</del>	<del>CAD製図基準(案)</del>	<del>国土交通省</del>	<del>H20.5</del>	30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20.5
<del>21</del>	<del>CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)</del>	<del>国土交通省</del>	<del>H21.6</del>	31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21.6
<u>28</u>	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	<del>H21.6</del> <u>H22.9</u>	32	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H21.6
<u>29</u>	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11.5	33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11.5
<del>24</del>	<del>鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)</del>	<del>全日本建設技術協会</del>		34	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	
<u>30</u>	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	<del>H3.34</del> <u>H3.3</u>	35	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.3
<u>31</u>	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	<del>H8.7</del> <u>H18.7</u>		トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H8.7
<u>32</u>	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	<del>H8.7</del> <u>H18.7</u>	36			
<u>33</u>	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18.7	37	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H8.7
<u>34</u>	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18.7
<u>35</u>	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11.2	39	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
<u>36</u>	シールド工事前標準セグメント	日本下水道協会	H13.7	40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11.2
<u>37</u>	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12	41	シールド工事前標準セグメント	日本下水道協会	H13.7
<u>38</u>	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	42	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12
<u>39</u>	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12.3	43	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
<u>40</u>	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15.5	44	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12.3
<u>41</u>	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	<del>H21.9</del> <u>H23.9</u>	45	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15.5
				46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21.9
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
<u>42</u>	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	<del>H21.9</del> <u>H23.9</u>	47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21.9
<u>43</u>	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
<u>44</u>	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	49	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
<u>45</u>	薬液注入工法設計施工指針	<del>日本薬液注入協会</del> 日本グラウト協会	<del>H14.8</del> <u>平成元.6</u>	50	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14.8

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>46</u>	薬液注入工法設計資料	<del>日本薬液注入協会</del> <u>日本グラウト協会</u>	毎年発行	51	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
<u>47</u>	薬液注入工積算資料	<del>日本薬液注入協会</del> <u>日本グラウト協会</u>	毎年発行	52	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
<u>48</u>	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6	53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
<u>49</u>	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	54	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
<u>50</u>	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20.9	55	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20.9
<u>51</u>	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16.9	56	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16.9
<u>52</u>	昇降機設計・施工上の指導指針	<del>昇降機安全協会</del> <u>日本建築設備・昇降機センター</u>	H7.3	57	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H7.3
<u>53</u>	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	<del>H13.3</del> <u>H22.3</u>	58	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13.3
<u>54</u>	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2	59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13.2
<u>55</u>	建設発生土利用技術マニュアル第3版	土木研究センター	H16.9	60	建設発生土利用技術マニュアル第3版	土木研究センター	H16.9
<u>56</u>	建設副産物適正処理推進要綱の解説	<del>先端建設技術センター</del> <u>建設副産物リサイクル広報推進会議</u>	H14.11	61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14.11
<u>57</u>	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	62	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
<u>58</u>	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国土地理院	H20.3	63	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国土地理院	H20.3
<u>59</u>	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21.10.31	64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21.10.31
<u>60</u>	地すべり観測便覧	<del>地すべり対策技術協議会</del> <u>斜面防災対策技術協会</u>	H8.10	65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H8.10
<u>61</u>	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11	66	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
<u>62</u>	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・オカカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7	67	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・オカカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
<u>63</u>	環境省大気常観マニュアル第5版	環境省 <u>水・大気環境局</u>	<del>H19.3</del> <u>H22.3</u>	68	環境省大気常観マニュアル第5版	環境省	H19.3
<u>64</u>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境省庁	H11.6	69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ.基本評価編	環境省	H11.6



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>65</u>	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に関する地域)	環境省	H12. 4	70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に関する地域)	環境省	H12. 4
<u>66</u>	面的評価支援システム操作マニュアル (本編) <del>Ver.2.0.0</del>	環境省 <u>水・大気環境局</u>	<del>H21. 1</del> <u>H23.10</u>	71	面的評価支援システム操作マニュアル (本編) Ver.2.0.0	環境省	H21. 1
<u>67</u>	改訂・解説・工作物設置許可基準	<del>山海堂</del> <u>国土技術研究センター</u>	H10.11	72	改訂・解説・工作物設置許可基準	山海堂	H10.11
<u>68</u>	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12	73	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12
<u>69</u>	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル <del>JPGIS Ver.2.1</del>	国土地理院	H21. 7	74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver.2.1	国土地理院	H21. 7
<u>70</u>	基準点測量製品仕様書 <u>(詳細版)、(簡易版)</u>	国土地理院	<del>H21. 9. 9</del> <u>H22.7</u> <u>H22.3</u>	75	基準点測量製品仕様書	国土地理院	H21. 9. 9
<u>71</u>	水準測量 (新設・復旧) 製品仕様書 <u>(詳細版)、(簡易版)</u>	国土地理院	<del>H21. 8.12</del> <u>H22.3</u>	76	水準測量 (新設・復旧) 製品仕様書	国土地理院	H21. 8.12
<u>72</u>	水準測量 (改測・地盤変動) 製品仕様書 <u>(詳細版)、(簡易版)</u>	国土地理院	<del>H21. 8.12</del> <u>H22.3</u>	77	水準測量 (改測・地盤変動) 製品仕様書	国土地理院	H21. 8.12
<u>73</u>	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H20. 3	78	地図情報レベル 1000 データ作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H20. 3
<u>74</u>	写真地図作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H21. 6. <del>24</del>	79	写真地図作成の製品仕様書 (案)	国土地理院	H21. 6.24
<u>75</u>	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3. <del>31</del>	80	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3.31
<u>76</u>	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3. <del>31</del>	81	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3.31
<u>77</u>	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3. <del>31</del>	82	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3.31
<u>78</u>	<u>土木工事数量算出要領 (案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H23</u>				
<u>79</u>	<u>土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H20</u>				

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	<del>「ダム事業における環境影響評価の考え方」</del>	ダム水源地環境整備センター	H12.12
<del>3</del>	<del>建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針</del>	<del>建設省</del>	<del>S60. 9</del>
<u>3</u>	<u>「放水路事業における環境影響評価の考え方」</u>	リバーフロント整備センター	H13. 6
<u>4</u>	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12.12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>5</u>	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	<del>H20.7</del> <u>H9.10</u>	6	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H20.7
<u>6</u>	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11	7	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
<u>7</u>	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10	8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10
<u>8</u>	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
<u>9</u>	防災調節池等技術基準(案) <u>解説と設計実例</u> <del>増補改訂(一部修正)版</del>	日本河川協会	<del>H13.8</del> <u>H19.9</u>	10	防災調節池等技術基準(案) 増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13.8
<del>10</del>	<del>流域貯留施設等技術指針(案)</del>	<del>日本河川協会</del>	<del>H5.5</del>	11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H5.5
<u>10</u>	<del>増補流域貯留施設等技術指針(案) 増補改訂版</del>	<del>日本河川協会</del> <u>雨水貯留浸透技術協会</u>	H19.4	12	<del>増補流域貯留施設等技術指針(案) 増補改訂版</del>	日本河川協会	H19.4
<u>11</u>	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9	13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19.9
<u>12</u>	数字で見る港湾 <del>(2010年版)</del> <u>2011</u>	日本港湾協会	<del>H22.7</del> <u>H23.7</u>	14	数字で見る港湾 (2010年版)	日本港湾協会	H22.7
<u>13</u>	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)- 付解説- ・FRP(M)水圧管編	<u>電力土木技術協会</u>	H19.9 H19.6 H22.4	15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)- 付解説- ・FRP(M)水圧管編		H19.9 H19.6 H22.4
<u>14</u>	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11 <u>12</u>	16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11
<u>15</u>	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	<del>H5.8</del> <u>H21.4</u>	17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H5.8
<u>16</u>	ダム・堰施設技術基準(案) <del>(基準解説編・マニュアル編)</del>	ダム・堰施設技術協会	<del>H11.3</del> <u>H21.6</u>	18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11.3
<u>17</u>	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
<u>18</u>	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	20	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
<u>19</u>	防災調節池等技術基準(案) <u>解説と設計実例</u> <del>増補改訂(一部修正)版</del>	日本河川協会	<del>H13.8</del> <u>H19.9</u>	21	防災調節池等技術基準(案) <u>解説と設計実例</u> 増補改訂 (一部修正)版	日本河川協会	H13.8
<u>20</u>	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13.2	22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13.2
<u>21</u>	海岸保全施設築造基準解説 <del>(改定版)</del> <u>(複製版)</u>	<del>海岸保全施設技術検討会</del> <u>全国海岸協会</u>	<del>S62.4</del> <u>H16.6</u>	23	海岸保全施設築造基準解説 (改定版)	海岸保全施設技術検討会	S62.4
<u>22</u>	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	24	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
<u>23</u>	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>24</u>	仮締切堤設置基準 (案)	建設省治水課 <u>国土交通省河川局治水課</u>	<del>H10.6</del> <u>H22.6</u>	26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10.6
<u>25</u>	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
<u>26</u>	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44.1
<u>27</u>	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.4 <u>3</u>	29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.4
<u>28</u>	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61.5	30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61.5
<u>29</u>	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
<u>30</u>	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
<u>31</u>	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	<del>H9.4</del> <u>H18.3</u>	33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H9.4
<u>32</u>	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(案)ダム湖版(生物調査編)	ダム水源地環境整備センター	<del>H6.</del> <u>H18.3</u>	34	河川水辺の国勢調査 マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H6.
<u>33</u>	河川関係法令例規集	第一法規	—	35	河川関係法令例規集	第一法規	—
<u>34</u>	<del>「護岸の力学的設計法」改訂</del>	国土開発技術研究センター	H19.11	36	「護岸の力学的設計法」改訂	国土開発技術研究センター	H19.11
<u>35</u>	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
<del>36</del>	<del>水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版</del>	<del>全国漁港協会</del>	<del>H2.10</del>	38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国漁港協会	H2.10
<u>36</u>	<u>漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版(上・下巻)</u>	<u>全国漁港漁場協会</u>	<u>H15.10</u>				
<u>37</u>	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52.3	39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52.3
<u>38</u>	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行	40	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
<u>39</u>	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元.4	41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元.4
<u>40</u>	砂防指定地指定実務要領 <u>ハンドブック</u>	全国加除法令出版 <u>治水砂防協会</u>	<del>H元.10</del>	42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元.10
<u>41</u>	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	43	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
<u>42</u>	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
<u>43</u>	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
<u>44</u>	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
<u>45</u>	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
<u>46</u>	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14.1	48	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14.1
<u>47</u>	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
<u>48</u>	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<del>49</del>	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1	51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1
<del>50</del>	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3	52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
<del>51</del>	治水経済調査要綱 <u>マニュアル(案)</u>	建設省河川局 <u>国土交通省河川局</u>	<del>H 6.10)</del> <u>H17.4</u>	53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6.10)
<del>52</del>	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6	54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
<del>53</del>	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3	55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
<del>54</del>	<del>人工海浜の建設技術マニュアル</del>	<del>運輸省</del>	<del>S54. 4</del>	56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
<del>54</del>	ビーチ計画・設計マニュアル	日本ビーチ協会	H17.10	57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本ビーチ協会	H17.10
<del>55</del>	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3	58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
<del>56</del>	農地防災事業便覧	<del>地球社</del> <u>農地防災事業研究会</u>	H11. 1	59	農地防災事業便覧	地球社	H11. 1
<del>57</del>	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4.11	60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4.11
<del>58</del>	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9	61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
<del>59</del>	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防河川局砂防部	H 3. 8	62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
<del>60</del>	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防河川局砂防部	H 6. 9	63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
<del>61</del>	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防河川局砂防部	H 3. <u>1</u>	64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
<del>62</del>	<del>改訂版砂防設計公式集(マニュアル)</del>	全国治水砂防協会	S59.10	65	改訂版砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
<del>63</del>	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6	66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
<del>64</del>	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	<del>S58.12</del> <u>H15.7</u>	67	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58.12
<del>65</del>	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H21. 9	68	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
<del>66</del>	<del>多段落差工設計指針(案)</del>	建設省土木研究所	<del>S63. 5</del>	69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
<del>66</del>	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H 元. 9	70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H 元. 9
<del>67</del>	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4	71	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
<del>68</del>	<del>新版地すべり鋼管杭設計要領</del>	斜面防災対策技術協会	H20. 5	72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
<del>69</del>	新・斜面崩壊防止工事の設計と事例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針	全国治水砂防協会	H19. 9	73	新・斜面崩壊防止工事の設計と事例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針	全国治水砂防協会	H19. 9
<del>70</del>	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元. 4	74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元. 4
<del>71</del>	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. <del>7</del> <u>6</u>	75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>72</u>	多目的ダムの建設	<del>全国建設研修センター</del> ダム技術センター	<del>H 7. 11</del> <u>H17.6</u>	76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター ダム技術センター	H 7. 11
<u>73</u>	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	<del>H 4. 3</del> <u>H22.8</u>	77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
<u>74</u>	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	<del>S59. 6</del> <u>H18.7</u>	78	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
<u>75</u>	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	<del>通産省資源エネルギー庁</del> <u>電力土木技術協会</u>	<del>H10. 9</del> <u>H23.3</u>	79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
<u>76</u>	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	80	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
<u>77</u>	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4	81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
<u>78</u>	原位置岩盤試験法の指針・平板載荷試験法・せん断試験法・孔内載荷試験法	土木学会	H12.12	82	原位置岩盤試験法の指針・平板載荷試験法・せん断試験法・孔内載荷試験法	土木学会	H12.12
<u>79</u>	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 4.12	83	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 4.12
<u>80</u>	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
<u>81</u>	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
<u>82</u>	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8	86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
<del>83</del>	<del>河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(そ国土交通省河川局河川の2)</del>	<del>環境課</del>	<del>H19. 7</del>	87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(そ国土交通省河川局河川の2)	環境課	H19. 7
<u>83</u>	多自然川づくりポイントブック河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	19. 3	88	多自然川づくりポイントブック河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	19. 3
<u>84</u>	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
<u>85</u>	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1	90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
<u>86</u>	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6	91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月				
<u>87</u>	<u>河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)</u>	<u>リバーフロント整備センター</u>	<u>H13.8</u>				
<u>88</u>	<u>河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H16.3</u>				

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)			
<u>89</u>	<u>ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)</u>	<u>建設省河川局</u>	<u>二</u>
<u>90</u>	<u>正常流量検討の手引き (案)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H19.9</u>
<u>91</u>	<u>洪水予測システムチェックリスト (案)</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H22.5</u>
<u>92</u>	<u>砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) 解説</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H19.3</u>
<u>93</u>	<u>土石流・流木対策設計技術指針解説</u>	<u>国土技術政策総合研究所</u>	<u>H19.3</u>

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	<del>H20.12</del> <u>H23.9</u>
6	全国道路交通情勢調査実施要綱一般交通量調査(調査編)	<del>建設省道路局</del> <u>国土交通省</u>	-
<u>7</u>	<u>全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>二</u>
<u>8</u>	<u>全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査 (調査編)</u>	<u>国土交通省</u>	<u>二</u>
<u>9</u>	<u>交通渋滞実態調査マニュアル</u>	建設省土木研究所	H2.2
<u>10</u>	<u>自転車道等の設計基準解説</u>	日本道路協会	S49.10
<u>11</u>	<u>自転車道必携</u>	自転車道路協会	S60.3
<u>12</u>	<u>交通工学ハンドブック 2008 DVD-ROM 版</u>	交通工学研究会	H20.7
<u>13</u>	<u>クロソイドポケットブック(改訂版)</u>	日本道路協会	S49.8
<u>14</u>	<u>道路の交通容量</u>	日本道路協会	S59.9
<u>15</u>	<u>道路の交通容量 1985</u>	交通工学研究会	S62.2
<u>16</u>	<u>HIGHWAY CAPACITY MANUAL</u>	<del>—</del> <u>Transportation Research Board</u>	<del>—</del> <u>2010</u>
<u>17</u>	<u>改訂平面交差の計画と設計・基礎編</u>	交通工学研究会	<del>H14.7</del> <u>H19.7</u>

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H20.12
6	全国道路交通情勢調査実施要綱一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	-
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
10	交通工学ハンドブック 2008 DVD-ROM 版	交通工学研究会	H20.7
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	-	-
15	改訂平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14.7

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>18</u>	<del>改訂</del> 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	<del>H元.5</del> <u>H19.10</u>	16	改訂平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元.5
<del>10</del>	<del>交通信号の手引き</del>	<del>交通工学研究会</del>	<del>H6.7</del>	17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H6.7
<u>19</u>	<u>路面標示設置マニュアル</u>	<u>交通工学研究会</u>	<u>H24.1</u>				
<u>20</u>	交通工学実務双書第4巻市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12	18	交通工学実務双書第4巻市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
<del>21</del>	<del>コミュニティゾーン形成マニュアル</del>	<del>交通工学研究会</del>	<del>H6.5</del>	19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H6.5
<del>22</del>	<del>コミュニティゾーン実践マニュアル</del>	<del>交通工学研究会</del>	<del>H12.7</del>	20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会	H12.7
<u>21</u>	<u>生活道路のゾーン対策マニュアル</u>	<u>交通工学研究会</u>	<u>H23.12</u>				
<u>22</u>	道路環境影響評価の技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19.9	21	道路環境影響評価の技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19.9
<u>23</u>	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6	22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
<del>24</del>	<del>道路土工—土質調査指針</del>	<del>日本道路協会</del>	<del>H11.7</del>	23	道路土工—土質調査指針	日本道路協会	H11.7
<del>25</del>	<del>道路土工—施工指針</del>	<del>日本道路協会</del>	<del>H15.4</del>	24	道路土工—施工指針	日本道路協会	H15.4
<del>26</del>	<del>道路土工—排水工指針</del>	<del>日本道路協会</del>	<del>S62.6</del>	25	道路土工—排水工指針	日本道路協会	S62.6
<del>27</del>	<del>道路土工—のり面工・斜面安定工指針</del>	<del>日本道路協会</del>	<del>H22.3</del>	26	道路土工—のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H22.3
<u>24</u>	道路土工—切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21.6	27	道路土工—切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21.6
<u>25</u>	道路土工—盛土工指針	日本道路協会	H22.4				
<u>26</u>	道路土工—軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	<del>H19.6</del> <u>H24.8</u>	28	道路土工—軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H19.6
<u>27</u>	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3	29	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
<u>28</u>	道路土工—擁壁工指針	日本道路協会	H11.3 <u>H24.8</u>	30	道路土工—擁壁工指針	日本道路協会	H11.3
<u>29</u>	道路土工—カルバート工指針	日本道路協会	<del>H11.3</del> <u>H22.3</u>	31	道路土工—カルバート工指針	日本道路協会	H11.3
<u>30</u>	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第 <u>3</u> 版	土木研究センター	H14.10	32	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H14.10
<u>31</u>	<u>補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル</u>	<u>土木研究センター</u>	<u>H15.11</u>				
<u>32</u>	<u>ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル</u>	<u>土木研究センター</u>	<u>H12.2</u>				
<u>33</u>	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート)	全国ボックスカルバート協会	<del>H14.10</del> <u>H23.3</u>	33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート)	全国ボックスカルバート協会	H14.10
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	<del>国土技術研究センター</del> <u>強化プラスチック複合管協会</u>	H11.3	34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土技術研究センター	H11.3

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分      二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3	35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道埋設指針	塩化ビニル管・継手協会	<del>H16. 3</del> H11.3	36	下水道用硬質塩化ビニル管道埋設指針	塩化ビニル管・継手協会	H16. 3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10	37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10
38	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11	38	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3	39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	<del>H14. 3</del> H24.3	40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	<del>H14. 3</del> H24.3	41	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	H14. 3
42	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	<del>H14. 3</del> H24.3	42	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	<del>H14. 3</del> H24.3	43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8	44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2	45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1	46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1	47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1	48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12	49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1	50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2	51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1	52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10	53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4	54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5	55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11	56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4	57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12	58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	<del>H</del> 2.6	59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H12.6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	<del>H</del> 9.5	60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H19.5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3.7	62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3.7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2	64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1	66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. <del>9</del> 4	67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14.3
68	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5.3	68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5.3
69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5. <del>9</del> 7	69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.3
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 I ・橋の美 II ・橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. <del>6</del> 7 S56.6 H 4.5	70	道路橋景観便覧 ・橋の美 ・橋の美 II ・橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52.6 S56.6 H 4.5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10	71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10	73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11	74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21.2	75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21.2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10	76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18.2	79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18.2
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11	80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11	81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4.12	82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4.12
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18.2	83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18.2

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分      二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2	84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8.10	85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8.10
86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11	86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11
		<del>(削除)</del>				(削除)	
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9	87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
88	フルデブス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	88	フルデブス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6	89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7	90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9	91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3	92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集舗装編	N E X C O	<del>H22. 7</del>	93	設計要領第一集舗装編	N E X C O	H22. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4	94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. <u>5</u>	95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1	96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11	97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	<del>H19. 6</del> H22. 1	99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H19. 6
<del>100</del>	<del>舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)</del>	<del>日本道路協会</del>	<del>H 8.10</del>	100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8.10
<u>100</u>	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9	101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
<u>101</u>	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. <del>5</del> <u>3</u>	102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 5
<u>102</u>	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6	103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
<u>103</u>	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12	104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
<u>104</u>	道路防雪便覧	日本道路協会	<del>H14.12</del> H2. 5	105	道路防雪便覧	日本道路協会	H14.12
<u>105</u>	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3	106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
<u>106</u>	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3	107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
<u>107</u>	土木研究所資料共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	108	土木研究所資料共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
<u>108</u>	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8	109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
<u>109</u>	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1	110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>110</u>	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
<u>111</u>	<del>改訂</del> 路面表示設置の手引	交通工学研究会	<del>H16.7</del> <u>H20.12</u>	112	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究会	H16.7 <u>H20.12</u>
<u>112</u>	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1	113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1
<u>113</u>	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
<u>114</u>	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10	115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
<u>115</u>	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20.8	116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20.8
<u>116</u>	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12	117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
<u>117</u>	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
<u>118</u>	道路標識ハンドブック <del>(2004年版)</del>	全国道路標識・表示業協会	H16.8	119	道路標識ハンドブック (2004年版)	全国道路標識・表示業協会	H16.8
<u>119</u>	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	<del>H10.4</del> <u>H13.12</u>	120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10.4
<u>120</u>	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会	H4.11	121	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会	H4.11
<u>121</u>	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
<u>122</u>	道路のデザイン道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.3 <u>7</u>	123	道路のデザイン道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17.3
<u>123</u>	平成21年度道路環境センサ調査要領	国土交通省道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6	124	平成21年度道路環境センサ調査要領	国土交通省道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6
<u>124</u>	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
1-1-23							
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
<u>125</u>	<u>道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]</u>	<u>道路保全技術センター</u>	<u>H8.8</u>				
<u>126</u>	<u>道路防災総点検要領 [地震]</u>	<u>道路保全技術センター</u>	<u>H8.8</u>				
<u>127</u>	<u>防災カルテ作成・運用要領</u>	<u>道路保全技術センター</u>	<u>H8.12</u>				
<u>128</u>	<u>道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]</u>	<u>道路保全技術センター</u>	<u>H19.9</u>				
〔4〕公園緑地関係				〔4〕公園緑地関係			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
<u>1</u>	<u>都市公園技術標準</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H22.4</u>				
<u>2</u>	<u>都市公園技術標準解説書 (改訂第2版)</u>	日本公園緑地協会	<del>H16.6</del> <u>H22.6</u>	1	都市公園技術標準解説書 (改訂第2版)	日本公園緑地協会	H16.6

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分          二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>3</u>	造園施工管理 <del>(改訂第24版)</del> 技術編・ <u>法規編</u>	日本公園緑地協会	<del>H14.4</del> <u>H23.4</u>	2	造園施工管理 (改訂第24版) 技術編	日本公園緑地協会	H14.4
<u>4</u>	屋外体育施設の建設指針 <del>(改訂第4版)</del>	日本体育施設協会	<del>H11.</del> <u>H24.5</u>	3	屋外体育施設の建設指針 (改訂第4版)	日本体育施設協会	H11.
<u>5</u>	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12	4	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
<u>6</u>	開発許可制度の手引き (案) <u>技術編</u>	島根県 <u>土木部</u> 都市計画課	<u>H19.11</u>	5	開発許可制度の手引き (案)	島根県都市計画課	
<u>7</u>	<u>開発許可制度の手引き (案) 事務編</u>	<u>島根県土木部都市計画課</u>	<u>H23.10</u>				
<u>8</u>	公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	公共建築協会	<del>H16.</del> <u>H22.8</u>	6	公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	公共建築協会	H16.
<u>9</u>	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	公共建築協会	<del>H16.</del> <u>H22.5</u>	7	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	公共建築協会	H16.
<u>10</u>	公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	公共建築協会	<del>H16.</del> <u>H22.7</u>	8	公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	公共建築協会	H16.
<u>11</u>	公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	公共建築協会	<del>H16.</del> <u>H22.6</u>	9	公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	公共建築協会	H16.
<u>12</u>	公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	公共建築協会	<del>H16</del> <u>H22.12</u>	10	公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	公共建築協会	H16
<u>13</u>	建築工事標準詳細図	公共建築協会	<del>H13.</del> <u>H22.11</u>	11	建築工事標準詳細図	公共建築協会	H13.
<u>14</u>	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日本建築学会	<del>H11.11</del> <u>H22.3</u>	12	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日本建築学会	H11.11
<u>15</u>	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	<del>H11.11</del> <u>H13.10</u>	13	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	H11.11
<u>16</u>	消防設備等の技術基準	広島県消防設備管理協会	<u>H18.10</u>	14	消防設備等の技術基準	広島県消防設備管理協会	
<u>17</u>	<u>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H24.3</u>				
<u>18</u>	<u>みんなのための公園づくり</u>	<u>日本公園緑地協会</u>	<u>H20.2</u>				
<u>19</u>	<u>都市公園における遊具の安全確保に関する指針</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H20.8</u>				
<u>20</u>	<u>遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008</u>	<u>日本公園施設業協会</u>	<u>H20.8</u>				
<u>21</u>	<u>公園緑地マニュアル</u>	<u>日本公園緑地協会</u>	<u>H24.6</u>				

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分            二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>22</u>	<u>島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル</u>	<u>島根県健康福祉部障がい福祉課、島根県土木部建築住宅課</u>	<u>H17.4</u>				
<u>23</u>	<u>防災公園計画・設計ガイドライン</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H11.8</u>				
<u>24</u>	<u>防災公園技術ハンドブック</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H12.3</u>				
<u>25</u>	<u>続・防災公園技術ハンドブック</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H17.10</u>				
<u>26</u>	<u>遊泳プールの安全・衛生管理の解説</u>	<u>日本体育施設協会</u>	<u>H19.7</u>				
<u>27</u>	<u>Neo Green Space Design (新・緑空間デザインマニュアル) ①普及マニュアル</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H7.11</u>				
<u>28</u>	<u>Neo Green Space Design (新・緑空間デザインマニュアル) ②技術マニュアル</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H8.4</u>				
<u>29</u>	<u>Neo Green Space Design (新・緑空間デザインマニュアル) ③植物マニュアル</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H8.6</u>				
<u>30</u>	<u>Neo Green Space Design (新・緑空間デザインマニュアル) ④設計・施設マニュアル</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H16.10</u>				
<u>31</u>	<u>ドッグラン整備ガイドブック</u>	<u>NPO 社会動物環境整備協会</u>	<u>H20.9</u>				
<u>32</u>	<u>グランドカバー緑化ガイドブック</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H6.11</u>				
<u>33</u>	<u>公共用緑化樹木等品質寸法規格基準 (案) の解説</u>	<u>日本緑化センター</u>	<u>H21.2</u>				
<u>34</u>	<u>植栽基盤整備技術マニュアル</u>	<u>日本緑化センター</u>	<u>H21.3</u>				
<u>35</u>	<u>公園・緑化技術5ヶ年計画</u>	<u>都市緑化技術開発機構</u>	<u>H6.11</u>				
<u>36</u>	<u>造園 CPD (継続教育) ガイドブック</u>	<u>日本造園学会</u>	<u>H21.4</u>				

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔5〕農業農村整備				〔5〕農業農村整備			
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (計画「農業用水 (水田)」)	<del>(社) 農業土木学会</del> 農林水産省	<del>H5.5</del> H22.7	1	土地改良事業計画設計基準 (計画「農業用水 (水田)」)	(社) 農業土木学会	H5.5
2	土地改良事業計画設計基準 (計画「農業用水 (畑)」)	(社) 農業土木学会	H9.6	2	土地改良事業計画設計基準 (計画「農業用水 (畑)」)	(社) 農業土木学会	H9.6
3	土地改良事業計画設計基準 (計画「水温水質」)	(社) 農業土木学会	S42.11	3	土地改良事業計画設計基準 (計画「水温水質」)	(社) 農業土木学会	S42.11
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (計画「排水」)	(社) 農業土木学会	<del>S53.9</del> H18.3	4	土地改良事業計画設計基準 (計画「排水」)	(社) 農業土木学会	S53.9
5	土地改良事業計画設計基準 (計画「河口改良」)	(社) 農業土木学会	S42.11	5	土地改良事業計画設計基準 (計画「河口改良」)	(社) 農業土木学会	S42.11

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
6	土地改良事業計画設計基準 (計画「開墾」)	(社) 農業土木学会	S31.12	6	土地改良事業計画設計基準 (計画「開墾」)		S31.12
7	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地開発 (開畑)」)	(社) 農業土木学会	S59. 1	7	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地開発 (開畑)」)	(社) 農業土木学会	S59. 1
8	土地改良事業計画設計基準 (計画「海面開拓干拓」)	(社) 農業土木学会	S27.12	8	土地改良事業計画設計基準 (計画「海面開拓」)		S27.12
9	土地改良事業計画設計基準 (計画「湖沼開拓干拓」)	(社) 農業土木学会	S31.12	9	土地改良事業計画設計基準 (計画「湖沼開拓」)		S31.12
10	土地改良事業計画設計基準 (計画「埋立」)	(社) 農業土木学会	S31.12	10	土地改良事業計画設計基準 (計画「埋立」)		S31.12
11	土地改良事業計画設計基準 (計画「ほ場整備 (水田)」)	(社) 農業土木学会	H12. 1	11	土地改良事業計画設計基準 (計画「ほ場整備 (水田)」)	(社) 農業土木学会	H12. 1
12	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (計画「ほ場整備 (畑)」)	(社) 農業土木学会	<del>S59. 1</del> H19. 4	12	土地改良事業計画設計基準 (計画「ほ場整備 (畑)」)	(社) 農業土木学会	S59. 1
13	土地改良事業計画設計基準 (計画「暗きょ排水」)	(社) 農業土木学会	H12.11	13	土地改良事業計画設計基準 (計画「暗きょ排水」)	(社) 農業土木学会	H12.11
14	土地改良事業計画設計基準 (計画「土層改良」)	(社) 農業土木学会	S59. 1	14	土地改良事業計画設計基準 (計画「土層改良」)	(社) 農業土木学会	S59. 1
15	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地保全」)	(社) 農業土木学会	S54. 7	15	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地保全」)	(社) 農業土木学会	S54. 7
16	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地地すべり防止対策」)	(社) 農業土木学会	H16. 5	16	土地改良事業計画設計基準 (計画「農地地すべり防止対策」)	(社) 農業土木学会	H16. 5
17	土地改良事業計画設計基準 (計画「水質障害対策」)	(社) 農業土木学会	S55. 8	17	土地改良事業計画設計基準 (計画「水質障害対策」)	(社) 農業土木学会	S55. 8
18	土地改良事業計画設計基準 (計画「農道」)	(社) 農業土木学会	H13. 8	18	土地改良事業計画設計基準 (計画「農道」)	(社) 農業土木学会	H13. 8
19	土地改良事業計画設計基準 (設計「ダム」)	(社) 農業土木学会	H15. 4	19	土地改良事業計画設計基準 (設計「ダム」)	(社) 農業土木学会	H15. 4
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (設計「頭首工」)	<del>(社) 農業土木学会</del> (社) 農業農村工学会	<del>H 7. 7</del> H20. 3	20	土地改良事業計画設計基準 (設計「頭首工」)	(社) 農業土木学会	H 7. 7
21	土地改良事業計画設計基準 (設計「水路工」)	(社) 農業土木学会	H13. 2	21	土地改良事業計画設計基準 (設計「水路工」)	(社) 農業土木学会	H13. 2
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (設計「パイプライン」)	<del>(社) 農業土木学会</del> (社) 農業農村工学会	<del>H10. 3</del> H21. 3	22	土地改良事業計画設計基準 (設計「パイプライン」)	(社) 農業土木学会	H10. 3
23	土地改良事業計画設計基準 (設計「水路トンネル」)	(社) 農業土木学会	H 8.10	23	土地改良事業計画設計基準 (設計「水路トンネル」)	(社) 農業土木学会	H 8.10
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 (設計「ポンプ場」)	(社) 農業土木学会	<del>H 9.11</del> H18. 3	24	土地改良事業計画設計基準 (設計「ポンプ場」)	(社) 農業土木学会	H 9.11
25	土地改良事業計画設計基準 (設計「海面干拓」)	(社) 農業土木学会	S41. 3	25	土地改良事業計画設計基準 (設計「海面干拓」)	(社) 農業土木学会	S41. 3
26	土地改良事業計画設計基準 (設計「農道」)	(社) 農業土木学会	<del>H10. 3</del> H17. 3	26	土地改良事業計画設計基準 (設計「農道」)	(社) 農業土木学会	H10. 3
27	土地改良事業計画設計基準 (設計「水利アスファルト工 (前編)」)	(社) 農業土木学会	S42. 2	27	土地改良事業計画設計基準 (設計「水利アスファルト工 (前編)」)	(社) 農業土木学会	S42. 2

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
28	土地改良事業計画設計基準 (設計「水利アスファルト工 (後編)」)	(社) 農業土木学会	S45. 6	28	土地改良事業計画設計基準 (設計「水利アスファルト工 (後編)」)	(社) 農業土木学会	S45. 6
29	土地改良事業計画指針 (防風施設)	(社) 農業土木学会	S62. 9	29	土地改良事業計画指針 (防風施設)	(社) 農業土木学会	S62. 9
30	土地改良事業計画指針 (畑地帯集水利用)	(社) 農業土木学会	H 2. 4	30	土地改良事業計画指針 (畑地帯集水利用)	(社) 農業土木学会	H 2. 4
31	土地改良事業計画指針 (農村環境整備)	(社) 農業土木学会	H 9. 2	31	土地改良事業計画指針 (農村環境整備)	(社) 農業土木学会	H 9. 2
32	土地改良事業計画指針 (農地開発 (改良山成工))	(社) 農業土木学会	<del>H11. 3</del> H 4. 5	32	土地改良事業計画指針 (農地開発 (改良山成工))	(社) 農業土木学会	H11. 3
33	土地改良事業計画指針 (マイクロかんがい)	(社) 農業土木学会	H 6. 4	33	土地改良事業計画指針 (マイクロかんがい)	(社) 農業土木学会	H 6. 4
34	土地改良事業設計指針 (耐震設計)	<u>(社) 農業土木学会</u>	H59. 3	34	土地改良事業設計指針 (耐震設計)		H59. 3
35	土地改良事業設計指針 (ファームpond)	(社) 農業土木学会	H11. 3	35	土地改良事業設計指針 (ファームpond)	(社) 農業土木学会	H11. 3
36	土地改良事業設計指針 (ため池整備)	(社) 農業土木学会	H12. 2	36	土地改良事業設計指針 (ため池整備)	(社) 農業土木学会	H12. 2
37	土地改良事業標準設計 (擁壁)	<del>(社)土地改良技術情報センター</del>	H11. 3	37	土地改良事業標準設計 (擁壁)		H11. 3
38	土地改良事業標準設計 (農地造成)	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del> <u>(社)土地改良技術情報センター</u>	H 1. 1	38	土地改良事業標準設計 (農地造成)	(社)農業農村整備情報総合センター	H 1. 1
39	土地改良事業標準設計 (ほ場整備)	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del> <u>(社)土地改良技術情報センター</u>	H 3. 3	39	土地改良事業標準設計 (ほ場整備)	(社)農業農村整備情報総合センター	H 3. 3
40	土地改良事業標準設計 (水路付帯構造物)	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del> <u>(社)土地改良技術情報センター</u>	H 1. 1	40	土地改良事業標準設計 (水路付帯構造物)	(社)農業農村整備情報総合センター	H 1. 1
<del>41</del>	<del>土地改良事業標準設計図面集 (パイプライン付帯工)</del>	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del>	<del>H 8. 3</del>	41	土地改良事業標準設計図面集 (パイプライン付帯工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H 8. 3
<del>42</del>	<del>土地改良事業標準設計図面集 (橋梁下部工)</del>	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del>	<del>H11. 3</del>	42	土地改良事業標準設計図面集 (橋梁下部工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11. 3
<del>43</del>	<del>土地改良事業標準設計図面集 (ボックスカルバート)</del>	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del>	<del>H11. 3</del>	43	土地改良事業標準設計図面集 (ボックスカルバート)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11. 3
<u>41</u>	土地改良事業標準設計図面集 (鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13. 2	44	土地改良事業標準設計図面集 (鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13. 2
	<del>土地改良事業標準設計図面集 (擁壁工)</del>	<del>(社)農業農村整備情報総合センター</del>	<del>H13. 3</del>	45	土地改良事業標準設計図面集 (擁壁工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13. 3
	<del>水管理制御方式技術指針 (畑地かんがい編)</del>	<del>(社) 農業土木事業協会</del>	<del>S51. 5</del>	46	水管理制御方式技術指針 (畑地かんがい編)	(社) 農業土木事業協会	S51. 5

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
<u>42</u>	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木機械化協会	H14.3	47	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木機械化協会	H14.3
<u>43</u>	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(社) 農業土木事業協会	<del>H11.4</del> <u>H21.3</u>	48	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(社) 農業土木事業協会	H11.4
<u>44</u>	鋼構造物計画設計技術指針 (小型形水門扉編)	<del>(社) 農業土木事業協会</del> 農林水産省	<del>H15.3</del> <u>H22.3</u>	49	鋼構造物計画設計技術指針 (小型水門扉編)	(社) 農業土木事業協会	H15.3
<u>45</u>	鋼構造物計画設計技術指針 (小水力発電設備編)	(社) 農業土木機械化協会	<del>S61.12</del> <u>S61.4</u>	50	鋼構造物計画設計技術指針 (小水力発電編)	(社) 農業土木機械化協会	S61.12
	<del>鋼構造物計画設計技術指針 (ダム取水放流設備編)</del>	<del>(社) 農業土木事業協会</del>	<del>H12.11</del>	51	鋼構造物計画設計技術指針 (ダム取水放流設備編)	(社) 農業土木事業協会	H12.11
<u>46</u>	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(社) 農業土木事業協会	H13.11	52	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(社) 農業土木事業協会	H13.11
<u>47</u>	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木機械化協会	<del>H10.3</del> <u>H19.3</u>	53	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木機械化協会	H10.3
<u>48</u>	電気設備計画設計技術指針 (特別高圧編)	(社) 農業土木機械化協会	<del>H14.3</del> <u>H20.3</u>	54	電気設備計画設計技術指針 (特別高圧編)	(社) 農業土木機械化協会	H14.3
<u>49</u>	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社) 農業土木事業協会	<del>H10.3</del> <u>H19.3</u>	55	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社) 農業土木事業協会	H10.3
<u>50</u>	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	(社) 農業土木事業協会	<del>H13.3</del> <u>H18.3</u>	56	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社) 農業土木事業協会	H13.3
<u>51</u>	バルブ設備計画設計技術指針	(社) 農業土木事業協会	H14.8	57	バルブ設備計画設計技術指針	(社) 農業土木事業協会	H14.8
<u>52</u>	<del>農業土木</del> <u>農業農村工学</u> ハンドブック	<del>(社) 農業土木学会</del> (社) 農業農村工学会	<del>H12.8</del> <u>H22.8</u>	58	農業土木ハンドブック	(社) 農業土木学会	H12.8
<u>53</u>	<u>農業用</u> 施設機械設備更新 <u>及び保全</u> 技術の手引き	<del>(社) 農業土木機械化協会</del> (社) 農業土木事業協会	<del>H12.9</del> <u>H18.11</u>	59	施設機械設備更新技術の手引き	(社) 農業土木機械化協会	H12.9
<u>54</u>	<u>無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工</u> の手引き	(社) 農業土木事業協会	<u>H4.6</u>				

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔6〕 森林整備			
	(森林整備共通)		
1	治山林道必携 (設計積算・ <u>施工</u> 編)	(社) 日本治山治水協会・日本林道協会	<del>H22.6</del> <u>H24.7</u>

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
〔6〕 森林整備			
	(森林整備共通)		
1	治山林道必携 (設計積算編)	(社) 日本治山治水協会・日本林道協会	H22.6



新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
2	治山林道必携 (調査・測量・設計編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	<del>H22.8</del> H23.9	2	治山林道必携 (調査・測量編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H22.8
3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17.6	3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17.6
4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15.5	4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15.5
5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	<del>H22.6</del> H24.7	5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H22.6
(治山)				(治山)			
6	治山技術基準解説 (総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10	6	治山技術基準解説 (総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
7	治山技術基準解説 (防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12	7	治山技術基準解説 (防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
8	治山技術基準解説 (地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15.5	8	治山技術基準解説 (地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15.5
9	治山技術基準解説 (保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7	9	治山技術基準解説 (保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7
10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11.9	10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11.9
(林道)				(林道)			
11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	<del>H20.12</del> H23.8	11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	H20.12
12	林道必携 (技術編)	日本林道協会	<del>H14.5</del> H23.8	12	林道必携 (技術編)	日本林道協会	H14.5
13	森林土木構造物標準設計擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18.10	13	森林土木構造物標準設計擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18.10
14	森林土木構造物標準設計コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15.6	14	森林土木構造物標準設計コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15.6
No.	名称編集又は発行所名発行年月			No.	名称編集又は発行所名発行年月		
	〔7〕電気・機械・設備等				〔7〕電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—	1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省資源エネルギー庁 <del>資源エネルギー庁</del> 原子力安全・保安院	<del>H13.5</del> H23.7	2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13.5

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)				設計業務共通仕様書 第1編 共通編 (現行)			
3	内線規程 <u>JEAC 8001-2005</u>	日本電気協会	<del>H12.10</del> <u>H17.9</u>	3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14.9 <u>H23.3</u>	4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14.9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9.2 <u>H22.9</u>	5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9.2
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21.3	6	建築設備設計基準	国土交通省	H21.3
7	公共建築工事共通仕様書 <del>標準仕様書</del> <u>[建築工事編]</u>	国土交通省	H22.3	7	公共建築工事共通仕様書	国土交通省	H22.3

注意：最新版を使用するものとする。

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><b>第2編 河川編</b></p> <p><b>第1章 河川環境調査</b></p> <p>第1節 河川環境調査の種類</p> <p>第2101条 河川環境調査の種類</p> <p>河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価</p> <p>(2) 河川水辺環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(<u>国土交通省令第2号、15号・平成22年4月1日</u>)以下、<u>「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。</u></p> <p>第2102条 環境影響評価の区分</p> <p>環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 方法書(案)の作成</p> <p>(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(3) 調査</p> <p>(4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>(5) 準備書(案)の作成</p> <p>(6) 評価書(案)の作成</p> <p>(7) 評価書の補正等</p> <p>第2103条 方法書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 対象事業内容(事業特性)の把握</p>	<p><b>第2編 河川編</b></p> <p><b>第1章河川環境調査</b></p> <p>第1節河川環境調査の種類</p> <p>第2101条河川環境調査の種類</p> <p>河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 環境影響評価</p> <p>(2) 河川水辺環境調査</p> <p>第2節環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以下、「<del>技術指針省令</del>という)に準拠して実施するものとする。</p> <p>第2102条環境影響評価の区分</p> <p>環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <p>(1) 方法書(案)の作成</p> <p>(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>(3) 調査</p> <p>(4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>(5) 準備書(案)の作成</p> <p>(6) 評価書(案)の作成</p> <p>(7) 評価書の補正等</p> <p>第2103条方法書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 対象事業内容(事業特性)の把握</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</p> <p>受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成</p> <p>受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条</p>	<p>受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</p> <p>受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成</p> <p>受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2105条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 調査</p> <p>1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。</p> <p>3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏ま</p>	<p>業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2105条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 調査</p> <p>1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。</p> <p>3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏ま</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>え整理するものとする。</p> <p>(3) 調査結果の解析 受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、第十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令第十条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第十八条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をと</p>	<p>え整理するものとする。</p> <p>(3) 調査結果の解析 受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、第十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令第十条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。</p> <p>2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第十八条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をと</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>りまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2107 条 準備書 (案) の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書 (案)、要約書 (案) を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書 (案) の作成</p> <p>受注者は、技術指針省令第十八条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書 (案) を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書 (案) の作成</p> <p>受注者は、準備書 (案) を要約した書類としての要約書 (案) を作成するものとする。</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2108 条 評価書 (案) の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書 (案) を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p>	<p>りまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2107 条準備書 (案) の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書 (案)、要約書 (案) を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書 (案) の作成</p> <p>受注者は、技術指針省令第十八条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書 (案) を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書 (案) の作成</p> <p>受注者は、準備書 (案) を要約した書類としての要約書 (案) を作成するものとする。</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定</p> <p>受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2108 条評価書 (案) の作成</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書 (案) を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(2) 評価書(案)の作成 受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書(案)の作成 受注者は、評価書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2109条 評価書の補正等</p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価書の補正等 受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。</p> <p>(3) 要約書の修正等 受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、<u>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター)に準拠して、実施するものとする。</u></p> <p>第2110条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本調査</p> <p>1) 魚類調査</p>	<p>(2) 評価書(案)の作成 受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書(案)の作成 受注者は、評価書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2109条 評価書の補正等</p> <p>1. 業務目的 本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 評価書の補正等 受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。</p> <p>(3) 要約書の修正等 受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、<del>河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)に準拠して、実施するものとする。</del></p> <p>第2110条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物調査</p> <p>1) 魚介類調査</p>

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 7) 河川環境基図作成調査     (2) 河川空間利用実態調査     (3) 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第2111条 魚類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容     (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>監督員</b>に提出するものとする。</p> <p>    (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル <b>【河川版】(リバーフロント整備センター)</b>」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>    (3) 現地調査計画策定 受注者は、<b>全体調査計画書および事前調査</b>の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、<b>監督員</b>の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル <b>【河川版】(リバーフロント整備センター)</b>」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>    (4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>    (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル <b>【河川版】(リバーフロント整備センター)</b>」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p>	<p>2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 (2) 河川調査 (3) 河川空間利用実態調査 (4) 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第2111条 魚介類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容     (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>調査職員</b>に提出するものとする。</p> <p>    (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>    (3) 現地調査計画策定 受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、<b>調査職員</b>の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>    (4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>    (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、「<u>河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(リバーフロント整備センター)</u>」に基づき調査データの入力を行う。</p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2112 条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「<u>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)</u>」にもとづき標本を作製するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚類調査第 2 項 (5) に準ずるものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2113 条 植物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p>	<p>受注者は、<del>「河川水辺の国勢調査(河川版)生物調査編データ入出力システム(財)リバーフロント整備センター」</del>に基づき調査データの入力を行う。</p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2112 条底生動物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<del>原則として調査回数ごとに 1 種類 1 個体以上</del>の標本を作成するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚介類調査第 2 項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2113 条植物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2114 条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2115 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2116 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条</p>	<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2114 条鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2115 条両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2116 条陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5)室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(リバーフロント整備センター)」にもとづき標本を作製するものとする。</u></p> <p>(6)調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2117条 <u>河川環境基図作成調査</u></p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2)資料調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3)現地調査</p> <p>受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。</p> <p>(4)調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、<u>河川環境基図</u>を作成するものとする。</p> <p>(5)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2118条 河川空間利用実態調査</p>	<p>業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5)室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、<del>全種類について標本を作成し保管するものとする。</del></p> <p>(6)調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚介類調査第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2117条 <del>河川調査</del></p> <p>1. 業務目的</p> <p><del>河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</del></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2)資料調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3)現地調査</p> <p>受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。</p> <p>(4)調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、<del>河川調査総括図</del>を作成するものとする。</p> <p>(5)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2118条 河川空間利用実態調査</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル (案) (河川空間利用実態調査編：国土交通省)」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><u>第 2118 条の 2 河川水辺総括資料作成調査</u></p> <p><u>1. 業務目的</u> <u>河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u> <u>(1) 計画準備</u> <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 資料調査</u> <u>受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き (案) (リバーフロント整備センター)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。</u></p> <p><u>(3) 調査成果のとりまとめ</u> <u>受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。</u></p> <p><u>(4) 報告書作成</u> <u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成す</u></p>	<p>1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)																				
<p><u>るものとする。</u></p> <p>第4節 成果品</p> <p>第2119条 成果品</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1116条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>表2.1.1 成果品一覧表</p> <table border="1" data-bbox="114 448 848 651"> <thead> <tr> <th>成果品項目</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書(案)を含むものとする。</p> <p>2. 河川水辺環境調査</p> <p>受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p> <p><b>第2章 河川調査・計画</b></p> <p>第1節 河川環境調査の種類</p> <p>第2201条 河川調査・計画の種類</p> <p>河川調査・計画の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洪水痕跡調査</li> <li>(2) 計画降雨検討</li> <li>(3) 基本高水・計画高水流量検討</li> <li>(4) 低水流出解析</li> <li>(5) 河道計画</li> <li>(6) 内水処理計画</li> <li>(7) 利水計画</li> <li>(8) 正常流量検討</li> <li>(9) 氾濫水理解析</li> </ol>	成果品項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	<p>第4節 成果品</p> <p>第2119条 成果品</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1116条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>表2.1.1 成果品一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1169 448 1827 651"> <thead> <tr> <th>成果品項目</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書(案)を含むものとする。</p> <p>2. 河川水辺環境調査</p> <p>受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p> <p><b>第2章 河川調査・計画</b></p> <p>第1節 河川調査・計画の種類</p> <p>第2201条 河川調査・計画の種類</p> <p>河川調査・計画の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洪水痕跡調査</li> <li>(2) 計画降雨検討</li> <li>(3) 基本高水・計画高水流量検討</li> <li>(4) 低水流出解析</li> <li>(5) 河道計画</li> <li>(6) 内水処理計画</li> <li>(7) 利水計画</li> <li>(8) 正常流量検討</li> <li>(9) 氾濫水理解析</li> </ol>	成果品項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2
成果品項目	摘要																				
環境影響評価報告書一式	※1																				
方法書(案)																					
準備書(案)	※2																				
評価書(案)	※2																				
成果品項目	摘要																				
環境影響評価報告書一式	※1																				
方法書(案)																					
準備書(案)	※2																				
評価書(案)	※2																				

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(10) 総合治水対策調査            (11) 洪水予測システム検討            第2節 洪水痕跡調査            第2202条 洪水痕跡調査            1. 業務目的            本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。            2. 業務内容            (1) 計画準備            受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。            (2) 現地踏査            受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。            (3) 現地確認作業            受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。            (4) 痕跡測量            受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。            なお、測点間隔は200mを標準とする。また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。            (5) 痕跡図及び写真集の作成            受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。            1) 河川平面図            2) 河川縦断図            3) 河川横断図            4) 痕跡状況写真集            (6) 点検整理            受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を</p>	<p>(10)総合治水対策調査            (11)洪水予測システム検討            第2節洪水痕跡調査            第2202条洪水痕跡調査            1. 業務目的            本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。            2. 業務内容            (1) 計画準備            受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。            (2) 現地踏査            受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。            (3) 現地確認作業            受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。            (4) 痕跡測量            受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。            なお、測点間隔は200mを標準とする。また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。            (5) 痕跡図及び写真集の作成            受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。            1) 河川平面図            2) 河川縦断図            3) 河川横断図            4) 痕跡状況写真集            (6) 点検整理            受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>行うものとする。</p> <p>第3節 計画降雨検討</p> <p>第2203条 計画降雨検討の区分</p> <p>計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の2種類の手法による場合を示すものとする。</p> <p>(1) ティーセン法による検討</p> <p>(2) 降雨強度曲線による検討</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文学を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(4) 降雨特性検討</p> <p>受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流</p>	<p>行うものとする。</p> <p>第3節 計画降雨検討</p> <p>第2203条 計画降雨検討の区分</p> <p>計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の2種類の手法による場合を示すものとする。</p> <p>(1) ティーセン法による検討</p> <p>(2) 降雨強度曲線による検討</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量(日・時間等)一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量(日・時間等)から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文学を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(4) 降雨特性検討</p> <p>受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>域の対象降雨群の作成を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2205 条 降雨強度曲線による検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 雨量資料の収集・整理 受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所 1 箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 確率処理 受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(4) 降雨強度曲線の作成 受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。</p>	<p>域の対象降雨群の作成を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2205 条降雨強度曲線による検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 雨量資料の収集・整理 受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所 1 箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 確率処理 受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(4) 降雨強度曲線の作成 受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(5) 対象降雨の作成 受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4節 基本高水・計画高水流量検討 第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分 降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の 4 種類の手法による場合を示すものとする。</p> <p>(1) 貯留関数法による検討 (2) 準線形貯留型モデルによる検討 (3) 雨量確率手法による検討 (4) 流量確率手法による検討</p> <p>第 2207 条 貯留関数法による検討</p> <p>1. 業務目的 業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>監督員</b>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査 1) 文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 関連資料の収集 受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。なお、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査 1) 行程計画及びとりまとめ</p>	<p>(5) 対象降雨の作成 受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4節基本高水・計画高水流量検討 第 2206 条基本高水・計画高水流量検討の区分 降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の 4 種類の手法による場合を示すものとする。</p> <p>(1) 貯留関数法による検討 (2) 準線形貯留型モデルによる検討 (3) 雨量確率手法による検討 (4) 流量確率手法による検討</p> <p>第 2207 条貯留関数法による検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>調査職員</b>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査 1) 文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 関連資料の収集 受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。なお、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査 1) 行程計画及びとりまとめ</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点(狭窄部、氾濫、内水箇所等)、大規模工事、重要構造物箇所(堰、水門、樋門、ポンプ等を含む)、ダム(既設・新設)等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 流出解析</p> <p>1) 流域・河道の分割</p> <p>受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。</p> <p>2) 対象洪水の選定</p> <p>受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。</p> <p>3) 水理資料の整理検討</p> <p>受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 流域・河道モデル定数の解析</p> <p>受注者は、貯留関数法における定数(流域定数、河道定数)について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <p>なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>(5) 流量検討</p> <p>1) 基本高水の検討</p> <p>受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と(4)で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。</p> <p>2) 計画高水流量の検討</p> <p>受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。</p> <p>3) 基本高水・計画高水流量の決定</p> <p>受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性(費用対効果)等を検討し、妥当な確率手法(雨量確率手法、流量確率手法)を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。</p>	<p>受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点(狭窄部、氾濫、内水箇所等)、大規模工事、重要構造物箇所(堰、水門、樋門、ポンプ等を含む)、ダム(既設・新設)等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 流出解析</p> <p>1) 流域・河道の分割</p> <p>受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。</p> <p>2) 対象洪水の選定</p> <p>受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。</p> <p>3) 水理資料の整理検討</p> <p>受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 流域・河道モデル定数の解析</p> <p>受注者は、貯留関数法における定数(流域定数、河道定数)について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <p>なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>(5) 流量検討</p> <p>1) 基本高水の検討</p> <p>受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と(4)で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。</p> <p>2) 計画高水流量の検討</p> <p>受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。</p> <p>3) 基本高水・計画高水流量の決定</p> <p>受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性(費用対効果)等を検討し、妥当な確率手法(雨量確率手法、流量確率手法)を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査 受注者は、文献調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、現地調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(4) 流出解析</p> <p>1) 流域・河道の分割 受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。</p> <p>2) 対象洪水の選定 受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。</p> <p>3) 水理資料の整理検討 受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 流域・河道モデル定数の解析 受注者は、準線形貯留型モデルの定数 (流域定数、河道定数) について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <p>なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>(5) 流量検討</p>	<p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査 受注者は、文献調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、現地調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(4) 流出解析</p> <p>1) 流域・河道の分割 受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。</p> <p>2) 対象洪水の選定 受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。</p> <p>3) 水理資料の整理検討 受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 流域・河道モデル定数の解析 受注者は、準線形貯留型モデルの定数 (流域定数、河道定数) について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <p>なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>(5) 流量検討</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、流量検討について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項 (5) に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2209 条 雨量確率手法による検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 基準地点等の設定</p> <p>受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。</p> <p>(3) 水文資料の収集・整理</p> <p>受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。</p> <p>なお、収集したデータは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(4) 洪水流出特性の検討</p> <p>受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。</p> <p>(5) 雨量確率手法による高水検討</p> <p>受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果をもとに所定の安全度に対応する降雨群と (4) で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。</p> <p>(6) 基本高水の設定検討</p> <p>受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の流量 (第 2210 条流量確率手法による検討参照) と (5) で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。</p>	<p>受注者は、流量検討について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2209 条雨量確率手法による検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 基準地点等の設定</p> <p>受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。</p> <p>(3) 水文資料の収集・整理</p> <p>受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。</p> <p>なお、収集したデータは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>(4) 洪水流出特性の検討</p> <p>受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。</p> <p>(5) 雨量確率手法による高水検討</p> <p>受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果をもとに所定の安全度に対応する降雨群と(4)で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。</p> <p>(6) 基本高水の設定検討</p> <p>受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の流量 (第 2210 条流量確率手法による検討参照) と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2210 条 流量確率手法による検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 基準地点等の設定 受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 水文資料の収集・整理 受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第 3 位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。</p> <p>(4) 洪水流出特性の検討 受注者は、洪水流出特性の検討について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項 (4) に準ずるものとする。</p> <p>(5) 流量確率手法による高水検討 受注者は、(3) で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第 3 位程度までの実績流域平均雨量と (4) の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。</p> <p>(6) 基本高水の設定検討 受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量 (第 2209 条雨量確率手法による検討参照) と (5) で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。</p> <p>(7) 報告書の作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成す</p>	<p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 2210 条流量確率手法による検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 基準地点等の設定 受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 水文資料の収集・整理 受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第 3 位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。</p> <p>(4) 洪水流出特性の検討 受注者は、洪水流出特性の検討について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項(4)に準ずるものとする。</p> <p>(5) 流量確率手法による高水検討 受注者は、(3)で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第 3 位程度までの実績流域平均雨量と(4)の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。</p> <p>(6) 基本高水の設定検討 受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量 (第 2209 条雨量確率手法による検討参照) と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。</p> <p>(7) 報告書の作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成す</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>るものとする。</p> <p>第5節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>第2211条 低水流出解析</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長期間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 行程計画及びとりまとめ</p> <p>受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 資料収集整理</p> <p>1) 雨量資料収集整理</p> <p>受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>2) 水理資料の整理</p> <p>受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。</p> <p>① 日水位（流量）資料のチェック</p> <p>② 水位流量曲線の検討</p>	<p>るものとする。</p> <p>第5節 低水流出解析</p> <p>第2211条 低水流出解析</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長期間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 行程計画及びとりまとめ</p> <p>受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。</p> <p>2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 資料収集整理</p> <p>1) 雨量資料収集整理</p> <p>受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。</p> <p>2) 水理資料の整理</p> <p>受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。</p> <p>① 日水位（流量）資料のチェック</p> <p>② 水位流量曲線の検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>3) 水収支実態の把握 受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。</p> <p>(5) モデルの検討 受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。</p> <p>(6) 降雨解析 1) 欠測補填 受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式および相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。</p> <p>2) 流域平均日雨量の算出 受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法により流域平均日雨量を算定するものとする。</p> <p>(7) 定数解析 1) 水収支解析 受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。</p> <p>2) 定数解析 受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。 なお、試算の単位は、日とするものとする。</p> <p>① 定数の一次仮定 ② 定数の検討 ③ 最適定数の決定</p> <p>(8) 流量計算 受注者は、(7)の定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第6節 河道計画 第2212条 河道計画 <u>(大規模河川)</u></p>	<p>3) 水収支実態の把握 受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。</p> <p>(5) モデルの検討 受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。</p> <p>(6) 降雨解析 1) 欠測補填 受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式および相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。</p> <p>2) 流域平均日雨量の算出 受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法により流域平均日雨量を算定するものとする。</p> <p>(7) 定数解析 1) 水収支解析 受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。</p> <p>2) 定数解析 受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。 なお、試算の単位は、日とするものとする。</p> <p>① 定数の一次仮定 ② 定数の検討 ③ 最適定数の決定</p> <p>(8) 流量計算 受注者は、(7)の定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第6節河道計画 第2212条河道計画</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>1. 業務目的</u>  <u>本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u>  <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 文献調査</u>  <u>受注者は、文献調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(2)に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 現地調査</u>  <u>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 資料整理検討</u>  <u>受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</u></p> <p><u>(5) 河川特性の把握</u></p> <p><u>1) 計画対象河川のセグメント分割</u>  <u>受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 現況河道特性の検討</u>  <u>受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。</u></p> <p><u>3) 河道の安定性の確認</u>  <u>受注者は、過去 10 年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況をもとに実証的に安定性の確認を行うものとする。または、平均年最大流量時の水理諸元をもとに、各セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力をもとに安定性の確認を行うものとする。</u></p> <p><u>4) 河川環境特性の把握・整理</u>  <u>受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。</u></p> <p><u>5) セグメント別河道変化に対する対応方法の検討</u>  <u>受注者は、河道縦断形、河道横断形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響(変化)に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。</u></p>	<p><del>1. 業務目的</del>  <del>本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。</del></p> <p><del>2. 業務内容</del></p> <p><del>(1) 計画準備</del>  <del>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</del></p> <p><del>(2) 資料収集整理</del></p> <p><del>1) 文献調査</del>  <del>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</del>  <del>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</del></p> <p><del>2) 資料収集整理</del>  <del>受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。</del>  <del>なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</del></p> <p><del>(3) 現地調査</del>  <del>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</del></p> <p><del>(4) 現況河道解析</del>  <del>受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。</del></p> <p><del>(5) 計画河道の検討</del>  <del>受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止め位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。</del></p> <p><del>(6) 概算工事費</del></p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>6) 現況流下能力の把握</u>  <u>受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理の上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。</u></p> <p><u>7) 現況河道の課題の整理</u>  <u>受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</u></p> <p><u>(6) 河道の縦横断面形状の一次設定</u></p> <p><u>1) 流下能力確保の基本方針設定</u>  <u>受注者は、流下能力、セグメント分割、支川の合流、横断構造物等を考慮し、安定した河道になることを予想した横断面形状を設定するものとする。</u></p> <p><u>2) 流下能力のチェック</u>  <u>受注者は、流下能力確保の基本方針で設定された横断面形状を対象として、計画上の粗度係数を設定し、流下能力のチェックを行うものとする。</u></p> <p><u>3) 河床変化のチェック</u>  <u>受注者は、流下能力を有すると判断された横断面形状を対象として、河床変化のチェックを行うものとする。</u></p> <p><u>4) 河道縦横断面形状の一次設定</u>  <u>受注者は、所定の流下能力を確保し、河床の安定する河道の縦横断面形状を設定するものとする。</u></p> <p><u>(7) 河岸浸食防止必要箇所の一 次設定</u></p> <p><u>1) 堤防防護ラインの設定</u>  <u>受注者は、侵食・洗掘に対して、堤脚保護の観点から所要の高水敷幅の確保により堤防の防護を図るためのラインを設定するものとする。</u></p> <p><u>2) 低水路河岸管理ラインの設定</u>  <u>受注者は、低水路平面形状、低水路平均河床の安定化及び水衝部の固定等を図るために低水路形状を制限する必要がある箇所・区間について低水路河岸管理ラインを設定するものとする。</u></p> <p><u>3) 河岸浸食防止必要箇所の一 次設定</u>  <u>受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸浸食防止必要箇所の一 次設定を行うものとする。</u></p> <p><u>4) 問題点と対応方針の検討</u></p> <p><u>① 問題点の抽出</u></p>	<p><del>受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。</del></p> <p><del>(7) 報告書作成</del>  <del>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</del></p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>受注者は、堤防防護、河岸防護、流下能力確保のための河川形状の変更に対する多様な問題点を抽出し、河岸防護対象区間相互の重要度による比較を行い、当該地区の河岸防護等の必要性について検討するものとする。</u></p> <p><u>② 対応方針の検討</u></p> <p><u>受注者は、一次設定した河岸浸食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。</u></p> <p><u>(8) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定</u></p> <p><u>1) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の二次設定</u></p> <p><u>受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状（縦横断、平面形状）と河岸浸食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 河道の全川的なチェック</u></p> <p><u>受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸浸食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。</u></p> <p><u>3) 河道形状と河岸浸食防止必要箇所の最終設定</u></p> <p><u>受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸浸食防止必要箇所を最終設定するものとする。</u></p> <p><u>(9) 河道平面図・横断図作成</u></p> <p><u>受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸浸食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断図に整理するものとする。</u></p> <p><u>(10) 河道維持管理の方針検討</u></p> <p><u>受注者は、流下能力確保の観点から低水路・高水敷の維持管理方針、環境の観点から生物の生息・生育環境に関する維持管理方針、景観の観点から維持管理方針を検討するものとする。</u></p> <p><u>(11) 概算工事費</u></p> <p><u>受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。</u></p> <p><u>(12) 報告書作成</u></p> <p><u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>第 2212 条の 2 河道計画（中小河川）</u></p> <p><u>1. 業務目的</u></p> <p><u>本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「中小河川（直轄管理の大規模河川以外の河川）」を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。</u></p>	

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 資料収集整理</u></p> <p><u>1) 文献調査</u></p> <p><u>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</u></p> <p><u>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</u></p> <p><u>2) 資料収集整理</u></p> <p><u>受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</u></p> <p><u>(3) 現地調査</u></p> <p><u>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。(4) 現況河道解析受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目に対し、現況河道解析を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 計画河道の検討</u></p> <p><u>受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要な下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水力計算によって検討し、最良案を設定するものとする。</u></p> <p><u>(6) 概算工事費</u></p> <p><u>受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u></p> <p><u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p>	

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>第7節 内水処理計画 第2213条 内水処理計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基礎調査 1) 水文調査 受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p>2) 計画対象河川調査 受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。</p> <p>3) 内水被害調査 受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。</p> <p>4) 地形調査 受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。</p> <p>5) 流域状況調査 受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。</p> <p>6) 想定湛水区域状況調査 受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出および内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。</p> <p>7) 関連諸事業調査</p>	<p>第7節内水処理計画 第2213条内水処理計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基礎調査 1) 水文調査 受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p>2) 計画対象河川調査 受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。</p> <p>3) 内水被害調査 受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。</p> <p>4) 地形調査 受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。</p> <p>5) 流域状況調査 受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。</p> <p>6) 想定湛水区域状況調査 受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出および内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。</p> <p>7) 関連諸事業調査</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。</p> <p>(4) 内水特性の把握</p> <p>受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。</p> <p>1) 内水湛水特性</p> <p>内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。</p> <p>2) 内水被害特性</p> <p>内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。</p> <p>(5) 内水処理方式の一次選定</p> <p>受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定するものとする。</p> <p>(6) 検討対象内水の選定</p> <p>受注者は、過去の降雨実績、外水位および湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。</p> <p>(7) 内水解析モデルの検討</p> <p>受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、および将来の内水現象の予測するための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。</p> <p>(8) 確率評価手法の検討</p> <p>受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。</p> <p>(9) 内水処理施設計画の検討</p> <p>1) 許容湛水位の設定</p> <p>受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。</p> <p>2) 内水処理施設の計画規模の設定</p> <p>受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。</p> <p>3) 河道及び流域条件の設定</p> <p>受注者は、内水河川および本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、</p>	<p>受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。</p> <p>(4) 内水特性の把握</p> <p>受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。</p> <p>1) 内水湛水特性</p> <p>内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。</p> <p>2) 内水被害特性</p> <p>内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。</p> <p>(5) 内水処理方式の一次選定</p> <p>受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定するものとする。</p> <p>(6) 検討対象内水の選定</p> <p>受注者は、過去の降雨実績、外水位および湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。</p> <p>(7) 内水解析モデルの検討</p> <p>受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、および将来の内水現象の予測するための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。</p> <p>(8) 確率評価手法の検討</p> <p>受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。</p> <p>(9) 内水処理施設計画の検討</p> <p>1) 許容湛水位の設定</p> <p>受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。</p> <p>2) 内水処理施設の計画規模の設定</p> <p>受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。</p> <p>3) 河道及び流域条件の設定</p> <p>受注者は、内水河川および本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>河道及び流域条件を設定するものとする。</p> <p>4) 内水処理施設計画の検討 受注者は、1)許容湛水位、2)計画規模、3)河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。</p> <p>5) 本川安全度との整合性の検討 受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。</p> <p>(10) 経済効果の検討 受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。</p> <p>(11) 施設配置計画 受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。</p> <p>(12) 内水処理方式の選定 受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。</p> <p>(13) 段階的整備計画の検討 受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。</p> <p>(14) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第8節 利水計画 第 2214 条 利水計画検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p>	<p>河道及び流域条件を設定するものとする。</p> <p>4) 内水処理施設計画の検討 受注者は、1)許容湛水位、2)計画規模、3)河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。</p> <p>5) 本川安全度との整合性の検討 受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。</p> <p>(10)経済効果の検討 受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。</p> <p>(11)施設配置計画 受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。</p> <p>(12)内水処理方式の選定 受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。</p> <p>(13)段階的整備計画の検討 受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。</p> <p>(14)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第8節利水計画 第 2214 条利水計画検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 雨量資料</p> <p>受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集整理するものとする。</p> <p>3) 河川利用現況</p> <p>受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。</p> <p>4) 正常流量検討結果</p> <p>受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。</p> <p>5) 低水流出解析結果</p> <p>受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。</p> <p>6) 新規水需要計画関係資料</p> <p>受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。</p> <p>(4) 自然流況の作成</p> <p>1) 資料収集整理</p> <p>受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。</p> <p>2) 水収支解析</p> <p>受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。</p> <p>3) 自然流況の推算</p> <p>受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p>	<p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 雨量資料</p> <p>受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集整理するものとする。</p> <p>3) 河川利用現況</p> <p>受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。</p> <p>4) 正常流量検討結果</p> <p>受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。</p> <p>5) 低水流出解析結果</p> <p>受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。</p> <p>6) 新規水需要計画関係資料</p> <p>受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。</p> <p>(4) 自然流況の作成</p> <p>1) 資料収集整理</p> <p>受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。</p> <p>2) 水収支解析</p> <p>受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。</p> <p>3) 自然流況の推算</p> <p>受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1) 利水計算系統図の作成 受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。</p> <p>2) 基準地点の設定 受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。</p> <p>3) 利水計算条件整理 受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。</p> <p>4) 計算プログラム作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算</p> <p>1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。</p> <p>2) 渇水基準年及びダム容量の検討 受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスク等によりダム容量の検討を行うものとする。</p> <p>3) ダム運用計算 受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。</p> <p>(7) 確保容量検討 受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定+新規用水）容量の検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第9節 正常流量検討 第 2215 条 正常流量検討 <u>(大規模河川)</u></p> <p><u>1. 業務目的</u> <u>本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要</u></p>	<p>1) 利水計算系統図の作成 受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。</p> <p>2) 基準地点の設定 受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。</p> <p>3) 利水計算条件整理 受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。</p> <p>4) 計算プログラム作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算</p> <p>1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。</p> <p>2) 渇水基準年及びダム容量の検討 受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスク等によりダム容量の検討を行うものとする。</p> <p>3) ダム運用計算 受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。</p> <p>(7) 確保容量検討 受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定+新規用水）容量の検討を行うものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第9節正常流量検討 <del>第 2215 条正常流量検討</del></p> <p><del>1. 業務目的</del> <del>本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要</del></p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>な流量を設定する事を目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地調査</u></p> <p><u>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 資料収集整理</u></p> <p><u>1) 文献調査</u></p> <p><u>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</u></p> <p><u>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</u></p> <p><u>2) 資料の収集</u></p> <p><u>受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 現況調査</u></p> <p><u>受注者は、収集した資料をもとに下記の項目に係る河川環境の実態と特性について把握するものとする。</u></p> <p><u>1) 河川流況</u></p> <p><u>流量観測地点、地点別流況、水質その他</u></p> <p><u>2) 河川への流入量、河川からの取水量等利水現況支川流入量、水利流量、農水還元量、その他(用排水系統など)</u></p> <p><u>3) 河道状況</u></p> <p><u>周辺地形、河床勾配、河床材料、瀬・淵等、主要横断構造物、河口閉塞、その他</u></p> <p><u>4) 自然環境</u></p> <p><u>河川水質、貴重動植物、生息魚類、その他</u></p> <p><u>5) 社会環境</u></p> <p><u>観光・景勝地、イベント・親水活動、漁業、舟運、塩害、地下水利用、その他</u></p> <p><u>6) 既存の関連計画</u></p> <p><u>工事実施基本計画、河川環境管理基本計画、水資源開発計画、下水道関連計画、都市計画、公園</u></p>	<p><del>な</del></p> <p><del>流量を設定する事を目的とする。</del></p> <p><del>2. 業務内容</del></p> <p><del>(1) 計画準備</del></p> <p><del>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</del></p> <p><del>(2) 現地調査</del></p> <p><del>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3)に準ずるものとする。</del></p> <p><del>(3) 資料収集整理</del></p> <p><del>1) 文献調査</del></p> <p><del>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</del></p> <p><del>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</del></p> <p><del>2) 資料の収集</del></p> <p><del>受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。</del></p> <p><del>(4) 現況調査</del></p> <p><del>受注者は、収集した資料を基に必要に応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・流況及び流量確率の検討</del></li> <li><del>・利水現況</del></li> <li><del>・用排水系統の検討</del></li> <li><del>・洪水被害状況</del></li> <li><del>・水質現況</del></li> <li><del>・河道特性(河道断面特性の作成)</del></li> <li><del>・河道特性(流量・水深・水面幅の検討)</del></li> <li><del>・自然環境(漁業)</del></li> <li><del>・自然環境(動植物)</del></li> <li><del>・社会環境(観光、親水活動等)</del></li> </ul>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>計画、多自然型川づくり計画、河道計画、浄化事業計画、その他関連する他省庁の計画</u></p> <p><u>7) 既往の濁水状況</u></p> <p><u>期間、場所、影響、その他</u></p> <p><u>(5) 河川区分と代表地点の設定</u></p> <p><u>1) 河川区分</u>            受注者は、当該河川の河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分を行うものとする。区分にあたっては、本・支川、河川形態、水循環への配慮、流量観測状況、その他自然・社会環境による区分に配慮するものとする。</p> <p><u>2) 代表地点の設定</u>            受注者は、当該河川の低水管理を適切に行うために本川及び主要な支川に1ないし複数代表地点として設定するものとする。</p> <p><u>(6) 項目別必要流量の検討</u></p> <p><u>1) 動植物の生息または生育からの必要流量</u>            受注者は、魚類の生息・生育のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る流量として、代表魚種、検討箇所、評価基準を設定し期別に検討するものとする。また、必要に応じて魚類以外についても対象とするものとする。</p> <p><u>2) 観光(景観)からの必要流量</u>            受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。</p> <p><u>3) 流水の清潔の保持からの必要流量</u>            受注者は、当該河川において、流量が減少した場合に動植物の生息・生育環境の確保をはじめ、河川環境や用水の面から流域対策等と関連して必要とされる水質を確保するための流量を水質項目、評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。</p> <p><u>4) 舟運からの必要流量</u>            受注者は、人や物資の輸送或いは観光を目的とした舟運を維持するために水面幅や吃水深を保つための流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。</p> <p><u>5) 漁業からの必要流量</u>            受注者は、設定されている漁業権魚種を対象に「動植物の生息または生育からの必要流量」と同様な方法で検討を行うものとする。</p> <p><u>6) 塩害の防止からの必要流量</u>            受注者は、塩水の遡上によって用水や地下水の塩分濃度が上昇し、水道やかんがい用水への利用、或いは漁業等や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすことのない流量を評価基準、検討箇所を設定し検討</p>	<p><del>・社会環境(舟運)</del></p> <p><del>・社会環境(塩害)</del></p> <p><del>・社会環境(河口閉塞)</del></p> <p><del>・社会環境(河川管理施設)</del></p> <p><del>・社会環境(地下水)</del></p> <p><u>(5) 河川区分と代表地点の設定</u></p> <p><del>1) 河川区分</del>            受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。</p> <p><del>2) 代表地点の設定</del>            受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。</p> <p><u>(6) 項目別必要流量の検討</u></p> <p><del>1) 河川特性からの維持流量</del>            受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。            なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。</p> <p><del>2) 生態系からの必要流量</del>            受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。</p> <p><del>3) 景観からの必要流量</del>            受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。</p> <p><del>4) 水質からの必要流量</del>            受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。</p> <p><del>5) その他政令5項目からの必要流量</del>            受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p> <p>① 舟運            既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。</p> <p>② 塩害の防止            既往調査等から検討する。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>するものとする。また、塩止堰の設置や取水施設の改良等を併せて検討するものとする。</u></p> <p><u>7) 河口閉塞の防止からの必要流量</u>  <u>受注者は、流量が減少した場合に土砂の堆積によって河口が閉塞することを避けるため、当該河川における河口閉塞の特性や他の代替手段を十分考慮して設定するものとする。</u></p> <p><u>8) 河川管理施設の保護からの必要流量</u>  <u>受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて河川管理施設の保護に重大な支障がないことを確認するものとする。</u></p> <p><u>9) 地下水位の維持からの必要流量</u>  <u>受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。</u>  <u>なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適性利用等と併せて対策を検討するものとする。</u></p> <p><u>10) 水利流量</u>  <u>受注者は、水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、河川に確保する水利流量の期別設定を行うものとする。</u>  <u>（7）維持流量及び正常流量の設定</u>  <u>1) 期間区分</u>  <u>受注者は、維持流量及び正常流量の設定にあたって、動植物の生息・生育状況や水利用等を勘案し、期間区分を行うものとする。</u>  <u>2) 河川への流入量、河川からの取水量等の設定</u>  <u>受注者は、渇水時における河川への流入量、河川からの取水量等を縦断的に整理し水収支を設定するものとする。なお、伏没・還元量についても適宜設定するものとする。</u>  <u>3) 区間別維持流量の設定</u>  <u>受注者は、各区間毎に水利流量を除く正常流量に係る検討箇所別の必要流量を満足する流量を区間別維持流量として設定するものとする。なお、各期間区分毎に設定するものとする。</u>  <u>（8）正常流量の設定</u>  <u>1) 代表地点における正常流量の一次設定</u>  <u>受注者は、設定した区間別維持流量と代表地点間の支川流入量及び水利流量等を考慮し、すべての区間別維持流量を満足する流量を正常流量として一次設定するものとする。また、一次設定した正常流量については、各代表地点毎の現況流況等との比較検討を行うものとする。</u>  <u>なお、各期間区分毎に設定するものとする。</u>  <u>2) 安全度の評価</u>  <u>受注者は、代表地点において一次設定した正常流量について、ダム等による補給を考える場合に</u></p>	<p><del>② 河口閉塞の防止</del>  <del>既往調査等から検討する。</del></p> <p><del>④ 河川管理施設の保護</del>  <del>既往調査等から検討する</del></p> <p><del>⑤ 地下水位の維持</del>  <del>既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。</del></p> <p><del>⑥ 水利流量</del>  <del>受注者は、当該河川の水利流量(許可・慣行)の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。</del></p> <p><del>(7) 水収支解拆</del>  <del>受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。</del></p> <p><del>(8) 基準地点における正常流量の検討</del>  <del>1) 区間別必要流量の設定</del>  <del>受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。</del>  <del>2) 正常流量の設定</del>  <del>受注者は、代表地点(基準地点及び補助基準地点)間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。</del>  <del>なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。</del></p> <p><del>(9) 報告書作成</del>  <del>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</del></p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>は、施設水運用計算を行って所定の安全度が達成するよう計画するものとする。</u></p> <p><u>なお、正常流量確保のための施設を考えない場合は、現況流況での安全度を評価するものとする。</u></p> <p><u>3) 正常流量の設定</u></p> <p><u>受注者は、維持流量及び正常流量の設定の検討結果に基づき、維持流量及び正常流量を設定するものとする。また、必要に応じて今後のモニタリングの方針を示すものとする。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u></p> <p><u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>第 2215 条の 2 正常流量検討 (中小河川)</u></p> <p><u>1. 業務目的</u></p> <p><u>本業務は、「中小河川 (観測資料等が十分に整備されていない河川)」の低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地調査</u></p> <p><u>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(3) 資料収集整理</u></p> <p><u>受注者は、資料収集整理について、第 2216 条正常流量検討 (大規模河川) 第 2 項 (3) に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 現況調査</u></p> <p><u>受注者は、収集した資料を基に必要なに応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・流況及び流量確率の検討</u></li> <li><u>・利水現況</u></li> <li><u>・用排水系統の検討</u></li> <li><u>・濁水被害状況</u></li> <li><u>・水質現況</u></li> <li><u>・河道特性 (河道断面特性の作成)</u></li> <li><u>・河道特性 (流量・水深・水面幅の検討)</u></li> <li><u>・自然環境 (漁業)</u></li> <li><u>・自然環境 (動植物)</u></li> </ul>	

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>・社会環境（観光、親水活動等）</u></p> <p><u>・社会環境（舟運）</u></p> <p><u>・社会環境（塩害）</u></p> <p><u>・社会環境（河口閉塞）</u></p> <p><u>・社会環境（河川管理施設）</u></p> <p><u>・社会環境（地下水）</u></p> <p><u>（5）河川区分と代表地点の設定</u></p> <p><u>1）河川区分</u></p> <p><u>受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。</u></p> <p><u>2）代表地点の設定</u></p> <p><u>受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。</u></p> <p><u>（6）項目別必要流量の検討</u></p> <p><u>1）河川特性からの維持流量</u></p> <p><u>受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。</u></p> <p><u>2）生態系からの必要流量</u></p> <p><u>受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。</u></p> <p><u>3）景観からの必要流量</u></p> <p><u>受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。</u></p> <p><u>4）水質からの必要流量</u></p> <p><u>受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。</u></p> <p><u>5）その他政令5項目からの必要流量</u></p> <p><u>受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</u></p> <p><u>① 舟運</u></p> <p><u>既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。</u></p> <p><u>② 塩害の防止</u></p> <p><u>既往調査等から検討する。</u></p>	

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p><u>③ 河口閉塞の防止</u>  <u>既往調査等から検討する。</u></p> <p><u>④ 河川管理施設の保護</u>  <u>既往調査等から検討する</u></p> <p><u>⑤ 地下水位の維持</u>  <u>既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。</u></p> <p><u>6) 水利流量</u>  <u>受注者は、当該河川の水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 水収支解析</u>  <u>受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏設、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。</u></p> <p><u>(8) 基準地点における正常流量の検討</u></p> <p><u>1) 区間別必要流量の設定</u>  <u>受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。</u></p> <p><u>2) 正常流量の設定</u>  <u>受注者は、代表地点（基準地点及び補助基準地点）間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。</u></p> <p><u>なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p>第 10 節 氾濫水理解析  第 2216 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）</p> <p>1. 業務目的  本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容  (1) 計画準備</p>	<p>第 10 節 氾濫水理解析  第 2216 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)</p> <p>1. 業務目的  本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。</p> <p>2. 業務内容  (1) 計画準備</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(4) 氾濫形態と解析手法の検討</p> <p>1) 災害特性調査</p> <p>受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。</p> <p>2) 氾濫形態の把握</p> <p>受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。</p> <p>3) 氾濫解析手法の選定</p> <p>受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法(氾濫水理モデル)を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査対象洪水の設定</p> <p>1) 現況河道断面特性の把握</p> <p>受注者は、定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。</p> <p>2) 河道の流下能力の算定</p> <p>受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。</p> <p>3) 計算対象洪水の設定</p> <p>受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 検証対象洪水の選定</p>	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(4) 氾濫形態と解析手法の検討</p> <p>1) 災害特性調査</p> <p>受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。</p> <p>2) 氾濫形態の把握</p> <p>受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。</p> <p>3) 氾濫解析手法の選定</p> <p>受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法(氾濫水理モデル)を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査対象洪水の設定</p> <p>1) 現況河道断面特性の把握</p> <p>受注者は、定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。</p> <p>2) 河道の流下能力の算定</p> <p>受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。</p> <p>3) 計算対象洪水の設定</p> <p>受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>4) 検証対象洪水の選定</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析</p> <p>1) 破堤地点の検討</p> <p>受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。</p> <p>2) 氾濫水理モデルの作成</p> <p>受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。</p> <p>3) 氾濫水理モデルの検証</p> <p>受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> <p>4) 氾濫計算</p> <p>受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 11 節 総合治水対策調査</p> <p>第 2217 条 総合治水対策調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項 (3) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 文献調査</p> <p>受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献 (気象、地形・地質、林相等)、流域の社会条件に関する文献 (人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等) およびその他業務に必要な文献の収集整理を行うものとする。</p> <p>(4) 流域調査</p>	<p>受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析</p> <p>1) 破堤地点の検討</p> <p>受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。</p> <p>2) 氾濫水理モデルの作成</p> <p>受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。</p> <p>3) 氾濫水理モデルの検証</p> <p>受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> <p>4) 氾濫計算</p> <p>受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 1 1 節総合治水対策調査</p> <p>第 2217 条総合治水対策調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 文献調査</p> <p>受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献 (気象、地形・地質、林相等)、流域の社会条件に関する文献 (人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等) およびその他業務に必要な文献の収集整理を行うものとする。</p> <p>(4) 流域調査</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1) 関連自治体の資料収集 受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。</p> <p>① 土地利用の変遷と計画 ② 大規模宅地開発の動向と附帯条件 ③ 人口・世帯数の変遷と計画 ④ 主要洪水水文量等 ⑤ 洪水被害と氾濫実態 ⑥ 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画 ⑦ 下水道雨水整備の変遷と計画 ⑧ 内水排除事業の変遷と計画 ⑨ 農地湛水防除事業の変遷と計画 ⑩ その他必要と思われるもの</p> <p>2) 流域の自然環境調査 受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。</p> <p>① 流域の地形区分調査 ② 流域の地質分類調査 ③ 河川の現況調査</p> <p>3) 流域の社会環境調査 受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。</p> <p>① 土地利用の変遷と計画調査 ② 流域内低地の宅造に伴う盛土調査 ③ 大規模宅地開発等の動向調査 ④ 土地利用の将来推定 ⑤ 人口の動向調査</p> <p>4) 流域内の貯留・浸透施設調査 受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。</p> <p>① 貯留・浸透施設設置の指導調査 ② 施設の実態調査 ③ 恒久施設の検討</p> <p>5) 洪水被害及び氾濫実態調査 受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、</p>	<p>1) 関連自治体の資料収集 受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。</p> <p>① 土地利用の変遷と計画 ② 大規模宅地開発の動向と附帯条件 ③ 人口・世帯数の変遷と計画 ④ 主要洪水水文量等 ⑤ 洪水被害と氾濫実態 ⑥ 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画 ⑦ 下水道雨水整備の変遷と計画 ⑧ 内水排除事業の変遷と計画 ⑨ 農地湛水防除事業の変遷と計画 ⑩ その他必要と思われるもの</p> <p>2) 流域の自然環境調査 受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。</p> <p>① 流域の地形区分調査 ② 流域の地質分類調査 ③ 河川の現況調査</p> <p>3) 流域の社会環境調査 受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。</p> <p>① 土地利用の変遷と計画調査 ② 流域内低地の宅造に伴う盛土調査 ③ 大規模宅地開発等の動向調査 ④ 土地利用の将来推定 ⑤ 人口の動向調査</p> <p>4) 流域内の貯留・浸透施設調査 受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。</p> <p>① 貯留・浸透施設設置の指導調査 ② 施設の実態調査 ③ 恒久施設の検討</p> <p>5) 洪水被害及び氾濫実態調査 受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>氾濫浸水域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。</p> <p>① 過去の出水及び被害状況</p> <p>② 近年の出水状況</p> <p>近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川調査</li> <li>・氾濫調査</li> <li>・災害分析調査</li> </ul> <p>③ 浸水実績図の作成</p> <p>①、②の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。</p> <p>6) 関連排水事業調査</p> <p>受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。</p> <p>① 下水道（雨水）事業</p> <p>② 内水排水施設</p> <p>③ 圃場整備事業</p> <p>（5）水理・水文解析</p> <p>1) 水理・水文資料収集整理</p> <p>受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。</p> <p>① 水理・水文資料収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨資料</li> <li>・流量資料</li> <li>・水位資料</li> </ul> <p>② 水理・水文資料一覧表の作成</p> <p>2) 降雨解析</p> <p>受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。</p> <p>3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）</p> <p>受注者は、洪水一覧表をもとに対象洪水を選定するものとする。</p> <p>4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）</p> <p>受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同</p>	<p>氾濫浸水域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。</p> <p>① 過去の出水及び被害状況</p> <p>② 近年の出水状況</p> <p>近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川調査</li> <li>・氾濫調査</li> <li>・災害分析調査</li> </ul> <p>③ 浸水実績図の作成</p> <p>①、②の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。</p> <p>6) 関連排水事業調査</p> <p>受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。</p> <p>① 下水道（雨水）事業</p> <p>② 内水排水施設</p> <p>③ 圃場整備事業</p> <p>(5) 水理・水文解析</p> <p>1) 水理・水文資料収集整理</p> <p>受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。</p> <p>① 水理・水文資料収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨資料</li> <li>・流量資料</li> <li>・水位資料</li> </ul> <p>② 水理・水文資料一覧表の作成</p> <p>2) 降雨解析</p> <p>受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。</p> <p>3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）</p> <p>受注者は、洪水一覧表をもとに対象洪水を選定するものとする。</p> <p>4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）</p> <p>受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>定の検討資料とする。</p> <p>① 水位ハイドログラフの検討 主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。</p> <p>② H～Q曲線の作成 主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。</p> <p>③ 流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。 H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。 主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。</p> <p>5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）</p> <p>① 流出・氾濫解析モデルの選定 受注者は、種々の流出モデル、河道および氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化および河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。</p> <p>② 流出・氾濫モデルの作成 受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域および流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形および内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。</p> <p>③ 流出抑制施設、治水施設のモデル化 受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。</p> <p>6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析） 受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。準線形貯留型モデル（流域）および貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域定数・・・C、R s a、f l、f s a</li> <li>・河道定数・・・K、P、T L</li> </ul> <p>但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。</p> <p>① 現況河道定数の決定</p> <p>② 現況流域定数の決定</p>	<p>定の検討資料とする。</p> <p>① 水位ハイドログラフの検討 主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。</p> <p>② H～Q曲線の作成 主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。</p> <p>③ 流量ハイドログラフの作成とチェック 以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。 H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。 主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。</p> <p>5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）</p> <p>① 流出・氾濫解析モデルの選定 受注者は、種々の流出モデル、河道および氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化および河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。</p> <p>② 流出・氾濫モデルの作成 受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域および流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形および内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。</p> <p>③ 流出抑制施設、治水施設のモデル化 受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。</p> <p>6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析） 受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。準線形貯留型モデル（流域）および貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域定数・・・C、R s a、f l、f s a</li> <li>・河道定数・・・K、P、T L</li> </ul> <p>但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。</p> <p>① 現況河道定数の決定</p> <p>② 現況流域定数の決定</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>③ 現況河道及び流域定数の妥当性の検討</p> <p>7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）</p> <p>受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH～V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。</p> <p>① 氾濫原のH～Vの検討</p> <p>② 氾濫部の越流高等の諸元の検討</p> <p>③ 氾濫モデルの妥当性の検討</p> <p>①、②で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域および浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。</p> <p>8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）</p> <p>受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。</p> <p>なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。</p> <p>① 土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション</p> <p>② 流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション</p> <p>③ 想定氾濫区域のシミュレーション</p> <p>④ 治水代替案による状況変化シミュレーション</p> <p>9) 現況河道の治水安全度の解析</p> <p>受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。</p> <p>① 現況河道の流下能力の検討</p> <p>現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。</p> <p>② 治水安全度解析</p> <p>①の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。</p> <p>（6）治水機能による治水区分の設定</p> <p>1) 三地域区分の設定</p> <p>受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域および地域地区に区分するものとする。浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。</p> <p>① 保水地域</p> <p>② 遊水地域</p>	<p>③ 現況河道及び流域定数の妥当性の検討</p> <p>7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）</p> <p>受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH～V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。</p> <p>① 氾濫原のH～Vの検討</p> <p>② 氾濫部の越流高等の諸元の検討</p> <p>③ 氾濫モデルの妥当性の検討</p> <p>①、②で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域および浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。</p> <p>8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）</p> <p>受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。</p> <p>なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。</p> <p>① 土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション</p> <p>② 流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション</p> <p>③ 想定氾濫区域のシミュレーション</p> <p>④ 治水代替案による状況変化シミュレーション</p> <p>9) 現況河道の治水安全度の解析</p> <p>受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。</p> <p>① 現況河道の流下能力の検討</p> <p>現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。</p> <p>② 治水安全度解析</p> <p>①の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。</p> <p>(6) 治水機能による治水区分の設定</p> <p>1) 三地域区分の設定</p> <p>受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域および地域地区に区分するものとする。浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。</p> <p>① 保水地域</p> <p>② 遊水地域</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>③ 低地地域</p> <p>2) 地域地区区分の設定</p> <p>受注者は、上記1) で設定した3地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。</p> <p>① 浸透マップの作成</p> <p>② 市街地類型区分図の作成</p> <p>③ 地域地区区分の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保水地区</li> <li>イ) 自然地保全地区</li> <li>ロ) 貯留増進地区</li> <li>ハ) 浸透対策併用地区</li> <li>・遊水地域</li> <li>イ) 盛土等規制地区</li> <li>・低地地域</li> <li>イ) 耐水化促進地区</li> <li>ロ) 浸水対策地区</li> <li>ハ) 自然地保全地区</li> </ul> <p>(7) 総合治水対策案検討 (長期整備計画検討)</p> <p>1) 基本条件設定</p> <p>受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。</p> <p>① 目標年次および整備水準の設定</p> <p>② 流域将来像の設定</p> <p>③ 恒久対策量の設定</p> <p>2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討</p> <p>受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。</p> <p>3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討</p> <p>受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算</p> <p>受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>5) 洪水処理計画</p> <p>受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域処理流量の検討</p>	<p>③ 低地地域</p> <p>2) 地域地区区分の設定</p> <p>受注者は、上記1) で設定した3地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。</p> <p>① 浸透マップの作成</p> <p>② 市街地類型区分図の作成</p> <p>③ 地域地区区分の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保水地区</li> <li>イ) 自然地保全地区</li> <li>ロ) 貯留増進地区</li> <li>ハ) 浸透対策併用地区</li> <li>・遊水地域</li> <li>イ) 盛土等規制地区</li> <li>・低地地域</li> <li>イ) 耐水化促進地区</li> <li>ロ) 浸水対策地区</li> <li>ハ) 自然地保全地区</li> </ul> <p>(7) 総合治水対策案検討 (長期整備計画検討)</p> <p>1) 基本条件設定</p> <p>受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。</p> <p>① 目標年次および整備水準の設定</p> <p>② 流域将来像の設定</p> <p>③ 恒久対策量の設定</p> <p>2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討</p> <p>受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。</p> <p>3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討</p> <p>受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算</p> <p>受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>5) 洪水処理計画</p> <p>受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域処理流量の検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>② 低地地域処理流量の検討 低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量および下水道等の内水排除施設によって河川へ排水することができない流量を算定するものとする。</p> <p>③ 河川処理流量の検討 上記①および②の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。</p> <p>6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定 受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。</p> <p>7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定 受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。</p> <p>8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。</p> <p>9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討 受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。</p> <p>10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算 受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。</p> <p>11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討 受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。</p> <p>12) 地域毎の整備計画検討 受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域の整備計画検討 長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区毎の保水機能保全対策の検討</li> <li>・市町村毎の長期的な流域対策量の算定</li> </ul> <p>② 低地地域の整備計画検討 低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>(8) 総合治水対策案検討 (暫定計画検討)</p> <p>1) 基本条件設定 受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。</p>	<p>長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>② 低地地域処理流量の検討 低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量および下水道等の内水排除施設によって河川へ排水することができない流量を算定するものとする。</p> <p>③ 河川処理流量の検討 上記①および②の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。</p> <p>6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定 受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。</p> <p>7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定 受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。</p> <p>8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討 受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。</p> <p>9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討 受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。</p> <p>10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算 受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。</p> <p>11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討 受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。</p> <p>12) 地域毎の整備計画検討 受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域の整備計画検討 長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区毎の保水機能保全対策の検討</li> <li>・市町村毎の長期的な流域対策量の算定</li> </ul> <p>② 低地地域の整備計画検討 低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>(8) 総合治水対策案検討 (暫定計画検討)</p> <p>1) 基本条件設定 受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>① 目標年次および整備水準の設定</p> <p>② 流域将来像の設定</p> <p>③ 暫定流域対策量の設定</p> <p>2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討 受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討 受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>4) 暫定基本高水流量・流出量の計算 受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>5) 暫定洪水処理計画検討 受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域処理流量の検討 既設の流出抑制施設および新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>② 遊水地域処理流量の検討 遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>③ 低地地域処理流量の検討 他事業の内水排除施設で排水できない流量および内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。</p> <p>④ 河川処理流量の検討 先の保水・遊水・低地地域の処理流量をもとに河川の処理流量の算定を行うものとする。</p> <p>6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討 受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>① 内水排除施設の超過量の算定 内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>② 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量の算定 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討 受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。</p> <p>8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算 受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。</p>	<p>① 目標年次および整備水準の設定</p> <p>② 流域将来像の設定</p> <p>③ 暫定流域対策量の設定</p> <p>2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討 受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討 受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。</p> <p>4) 暫定基本高水流量・流出量の計算 受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>5) 暫定洪水処理計画検討 受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域処理流量の検討 既設の流出抑制施設および新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>② 遊水地域処理流量の検討 遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。</p> <p>③ 低地地域処理流量の検討 他事業の内水排除施設で排水できない流量および内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。</p> <p>④ 河川処理流量の検討 先の保水・遊水・低地地域の処理流量をもとに河川の処理流量の算定を行うものとする。</p> <p>6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討 受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>① 内水排除施設の超過量の算定 内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>② 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量の算定 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量を施設毎に算定するものとする。</p> <p>7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討 受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。</p> <p>8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算 受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討 受注者は、上記の洪水調節計算結果をもとに、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。</p> <p>10) 地域毎の暫定整備計画検討 受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域の暫定整備計画検討 保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。 ・地区毎の保水機能保全対策の検討 ・市町村毎の流域対策量の算定</p> <p>② 遊水地域の暫定整備計画検討 遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>③ 低地地域の暫定整備計画検討 低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定 受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析 受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。</p> <p>① 総合治水対策前の氾濫水理解析 ② 総合治水対策後の氾濫水理解析 ③ 氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成</p> <p>13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成 受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。</p> <p>(9) 流域整備計画案の作成 受注者は、総合治水対策案の検討成果をもとに、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。</p> <p>1) 総説 2) 流域の現況 3) 新流域整備計画の基本概念 4) 新流域整備計画の基本方針 5) 河川の整備計画 6) 流域の整備計画</p>	<p>9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討 受注者は、上記の洪水調節計算結果をもとに、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。</p> <p>10) 地域毎の暫定整備計画検討 受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。</p> <p>① 保水地域の暫定整備計画検討 保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。 ・地区毎の保水機能保全対策の検討 ・市町村毎の流域対策量の算定</p> <p>② 遊水地域の暫定整備計画検討 遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>③ 低地地域の暫定整備計画検討 低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。</p> <p>11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定 受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析 受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。</p> <p>① 総合治水対策前の氾濫水理解析 ② 総合治水対策後の氾濫水理解析 ③ 氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成</p> <p>13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成 受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。</p> <p>(9) 流域整備計画案の作成 受注者は、総合治水対策案の検討成果をもとに、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。</p> <p>1) 総説 2) 流域の現況 3) 新流域整備計画の基本概念 4) 新流域整備計画の基本方針 5) 河川の整備計画 6) 流域の整備計画</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>7) その他</p> <p>(10) 段階的な実施計画書の作成</p> <p>受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>1) 河川の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費および想定される予算等から河川の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>2) 流域の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>① 施設の設置</p> <p>② 施設の撤去</p> <p>③ 恒久調整池の設置</p> <p>3) 低地地域の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、低地地域の対策量に対応した施設（下水道・河川貯留施設等）について処理区毎の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>(11) 浸水予想区域図の作成</p> <p>1) 調査対象洪水の選定</p> <p>受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>2) 破堤地点の検討</p> <p>受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。</p> <p>3) 氾濫水理解析</p> <p>受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。</p> <p>① 氾濫水理モデル図の作成</p> <p>② 計算ブロックの平均地盤高の算出</p> <p>③ 連続盛土構造物の整理</p> <p>④ 排水条件の設定</p> <p>⑤ モデル定数の設定</p> <p>⑥ 氾濫計算</p> <p>⑦ 浸水深別氾濫区域図</p> <p>⑧ 氾濫域伝搬状況図</p>	<p>7) その他</p> <p>(10)段階的な実施計画書の作成</p> <p>受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>1) 河川の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費および想定される予算等から河川の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>2) 流域の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>① 施設の設置</p> <p>② 施設の撤去</p> <p>③ 恒久調整池の設置</p> <p>3) 低地地域の段階的な実施計画</p> <p>受注者は、低地地域の対策量に対応した施設（下水道・河川貯留施設等）について処理区毎の段階的な実施計画書を作成するものとする。</p> <p>(11)浸水予想区域図の作成</p> <p>1) 調査対象洪水の選定</p> <p>受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。</p> <p>2) 破堤地点の検討</p> <p>受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。</p> <p>3) 氾濫水理解析</p> <p>受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。</p> <p>① 氾濫水理モデル図の作成</p> <p>② 計算ブロックの平均地盤高の算出</p> <p>③ 連続盛土構造物の整理</p> <p>④ 排水条件の設定</p> <p>⑤ モデル定数の設定</p> <p>⑥ 氾濫計算</p> <p>⑦ 浸水深別氾濫区域図</p> <p>⑧ 氾濫域伝搬状況図</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>⑨ 計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）</p> <p>4) 浸水予想区域図の作成</p> <p>受注者は、土地の形成要因および氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。</p> <p>① 土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討</p> <p>② 地域防災計画指定、避難場所の整理</p> <p>③ 浸水予想区域図の作成</p> <p>(12) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 12 節 洪水予測システム検討</p> <p>第 2218 条 洪水予測システム検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 水位・流量資料収集整理検討</p> <p>受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>3) 雨量資料収集整理</p> <p>受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p> <p>1) 予測時間、目標精度の検討</p>	<p>⑨ 計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）</p> <p>4) 浸水予想区域図の作成</p> <p>受注者は、土地の形成要因および氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。</p> <p>① 土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討</p> <p>② 地域防災計画指定、避難場所の整理</p> <p>③ 浸水予想区域図の作成</p> <p>(12)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 1 2 節洪水予測システム検討</p> <p>第 2218 条洪水予測システム検討</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>1) 文献調査</p> <p>受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。</p> <p>なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。</p> <p>2) 水位・流量資料収集整理検討</p> <p>受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>3) 雨量資料収集整理</p> <p>受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p> <p>1) 予測時間、目標精度の検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。</p> <p>2) 流出計算法の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。</p> <p>3) 降雨特性、流出特性の把握</p> <p>受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。</p> <p>4) 予測地点の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。</p> <p>5) 流域、河道の分割</p> <p>受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。</p> <p>① 分割地点の検討</p> <p>② 流域分割図、流出系統図の作成</p> <p>③ 流域・河道諸元の検討</p> <p>6) 検討対象洪水の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。</p> <p>7) 流域平均雨量の算定 (代表係数法による場合)</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。</p> <p>なお、対象観測所は分割流域ごとに5観測所以内とするものとする。</p> <p>① 全雨量計による流域平均雨量 (真値) の算定</p> <p>② 代表係数法による流域平均雨量の算定</p> <p>③ 流域平均雨量の精度確認</p> <p>8) 流域平均雨量の算定 (ティーセン法による場合)</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。</p> <p>① テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成</p> <p>② 流域平均雨量の算定</p> <p>③ 流域平均雨量の精度確認</p> <p>④ 欠測補填方法の検討</p> <p>9) 流域、河道モデル定数の検討</p> <p>受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>① 流域定数</p> <p>② 河道定数</p>	<p>受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。</p> <p>2) 流出計算法の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。</p> <p>3) 降雨特性、流出特性の把握</p> <p>受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。</p> <p>4) 予測地点の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。</p> <p>5) 流域、河道の分割</p> <p>受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。</p> <p>① 分割地点の検討</p> <p>② 流域分割図、流出系統図の作成</p> <p>③ 流域・河道諸元の検討</p> <p>6) 検討対象洪水の選定</p> <p>受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。</p> <p>7) 流域平均雨量の算定 (代表係数法による場合)</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。</p> <p>なお、対象観測所は分割流域ごとに5観測所以内とするものとする。</p> <p>① 全雨量計による流域平均雨量 (真値) の算定</p> <p>② 代表係数法による流域平均雨量の算定</p> <p>③ 流域平均雨量の精度確認</p> <p>8) 流域平均雨量の算定 (ティーセン法による場合)</p> <p>受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。</p> <p>① テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成</p> <p>② 流域平均雨量の算定</p> <p>③ 流域平均雨量の精度確認</p> <p>④ 欠測補填方法の検討</p> <p>9) 流域、河道モデル定数の検討</p> <p>受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。</p> <p>① 流域定数</p> <p>② 河道定数</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>10) ダム操作モデルの検討 受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。</p> <p>① 対象ダムの選定 ② ダム操作規則等、実績操作の把握 ③ ダム操作モデルの検討</p> <p>11) 簡易降雨予測モデルの検討 受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。</p> <p>① 予測モデルの方針検討 ② 簡易法による予測モデルの検討 ③ 気象庁の予測降雨の検討・活用</p> <p>12) フィードバックシステムの検討 受注者は、<u>洪水予測システムチェックリスト(案)(国土技術政策総合研究所)に基づき</u>、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p>13) 洪水予測シミュレーション 受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。</p> <p>① シミュレーション用のプログラムの作成 ② シミュレーションの実施 ③ 精度の確認</p> <p>(4) 相関予測モデルの検討</p> <p>1) 予測地点の設定 受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。</p> <p>2) 検討対象洪水の選定 受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。</p> <p>3) 到達時間の検討 受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。</p> <p>4) 相関予測式の検討 受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。</p> <p>① 相関予測の方針検討 ② 雨量－流量相関の検討 ③ 流量－流量(水位－水位)相関の検討</p>	<p>10) ダム操作モデルの検討 受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。</p> <p>① 対象ダムの選定 ② ダム操作規則等、実績操作の把握 ③ ダム操作モデルの検討</p> <p>11) 簡易降雨予測モデルの検討 受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。</p> <p>① 予測モデルの方針検討 ② 簡易法による予測モデルの検討 ③ 気象庁の予測降雨の検討・活用</p> <p>12) フィードバックシステムの検討 受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p>13) 洪水予測シミュレーション 受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。</p> <p>① シミュレーション用のプログラムの作成 ② シミュレーションの実施 ③ 精度の確認</p> <p>(4) 相関予測モデルの検討</p> <p>1) 予測地点の設定 受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。</p> <p>2) 検討対象洪水の選定 受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。</p> <p>3) 到達時間の検討 受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。</p> <p>4) 相関予測式の検討 受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。</p> <p>① 相関予測の方針検討 ② 雨量－流量相関の検討 ③ 流量－流量(水位－水位)相関の検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>5) 洪水予測シミュレーション 受注者は、関連予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。</p> <p>① シミュレーション用のプログラムの作成</p> <p>② シミュレーションの実施</p> <p>③ 精度の確認</p> <p>(5) 洪水予測システムの設計</p> <p>1) 予想システムの基本構成、条件等の整理 受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。</p> <p>2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討 受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。</p> <p>3) データ入力システムの検討 受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。</p> <p>① データ入力の方針検討</p> <p>② 必要入力データの設定</p> <p>③ データ入力システムの検討</p> <p>4) 入力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。</p> <p>5) 流出予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。</p> <p>① データ加工計算式</p> <p>② 流出モデル</p> <p>③ ダム操作モデル</p> <p>④ 降雨予測モデル</p> <p>⑤ フィードバックシステム</p> <p>6) 関連予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの関連予測システムをとりまとめるものとする。</p> <p>① データ加工計算式</p> <p>② 関連予測式</p> <p>7) 予測データ出力システムの検討 受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。</p> <p>① データ出力の方針検討</p> <p>② 画面表示の検討</p> <p>③ 印刷出力の検討</p>	<p>5) 洪水予測シミュレーション 受注者は、関連予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。</p> <p>① シミュレーション用のプログラムの作成</p> <p>② シミュレーションの実施</p> <p>③ 精度の確認</p> <p>(5) 洪水予測システムの設計</p> <p>1) 予想システムの基本構成、条件等の整理 受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。</p> <p>2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討 受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。</p> <p>3) データ入力システムの検討 受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。</p> <p>① データ入力の方針検討</p> <p>② 必要入力データの設定</p> <p>③ データ入力システムの検討</p> <p>4) 入力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。</p> <p>5) 流出予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。</p> <p>① データ加工計算式</p> <p>② 流出モデル</p> <p>③ ダム操作モデル</p> <p>④ 降雨予測モデル</p> <p>⑤ フィードバックシステム</p> <p>6) 関連予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの関連予測システムをとりまとめるものとする。</p> <p>① データ加工計算式</p> <p>② 関連予測式</p> <p>7) 予測データ出力システムの検討 受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。</p> <p>① データ出力の方針検討</p> <p>② 画面表示の検討</p> <p>③ 印刷出力の検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>④ データ伝送の検討</p> <p>8) 出力機器等のハード面の検討</p> <p>受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。</p> <p>(6) 予測プログラム作成</p> <p>1) プログラム条件設定</p> <p>受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。</p> <p>① 使用機器の設定</p> <p>② 使用言語の設定</p> <p>③ その他条件設定</p> <p>2) プログラム構成検討</p> <p>受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。</p> <p>3) プログラム作成</p> <p>受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>4) テストラン</p> <p>受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。</p> <p>5) プログラムのインストール</p> <p>受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。</p> <p>6) システム操作マニュアルの作成</p> <p>受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 13 節 成果品</p> <p>第 2219 条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>1. 本報告書</p> <p>2. 概要版</p> <p>3. 付属資料とりまとめ</p> <p>(計算結果、収集資料等)</p> <p><b>第 3 章 河川構造物設計</b></p> <p>第 1 節 河川構造物設計の種類</p>	<p>④ データ伝送の検討</p> <p>8) 出力機器等のハード面の検討</p> <p>受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。</p> <p>(6) 予測プログラム作成</p> <p>1) プログラム条件設定</p> <p>受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。</p> <p>① 使用機器の設定</p> <p>② 使用言語の設定</p> <p>③ その他条件設定</p> <p>2) プログラム構成検討</p> <p>受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。</p> <p>3) プログラム作成</p> <p>受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。</p> <p>4) テストラン</p> <p>受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。</p> <p>5) プログラムのインストール</p> <p>受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。</p> <p>6) システム操作マニュアルの作成</p> <p>受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 1 3 節 成果品</p> <p>第 2219 条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>1. 本報告書</p> <p>2. 概要版</p> <p>3. 付属資料とりまとめ</p> <p>(計算結果、収集資料等)</p> <p><b>第 3 章 河川構造物設計</b></p> <p>第 1 節 河川構造物設計の種類</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>第 2301 条 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。</p> <p>(1) 護岸設計 (2) 樋門設計 (3) 床止め設計 (4) 堰設計 (5) 水門設計 (6) 排水機場設計</p> <p>第2節 護岸設計 護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。</p> <p>第 2302 条 護岸設計の区分 護岸設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2303 条 護岸予備設計</p> <p>1. 業務目的 護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容に</p>	<p>第 2301 条河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。</p> <p>(1) 護岸設計 (2) 樋門設計 (3) 床止め設計 (4) 堰設計 (5) 水門設計 (6) 排水機場設計</p> <p>第2節護岸設計 護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。</p> <p>第 2302 条護岸設計の区分 護岸設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2303 条護岸予備設計</p> <p>1. 業務目的 護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容に</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>ついて<u>監督員</u>に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基礎検討</p> <p>受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。</p> <p>① 法線形 (3案)</p> <p>② 護岸の根入れ (洗掘深の検討)</p> <p>③ 環境</p> <p>2) 法覆工法検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れた法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>3) 基礎工法の検討</p> <p>① 一般地盤の場合</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。</p> <p>② 軟弱地盤の場合</p> <p>受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。</p> <p>イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。</p> <p>ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。</p> <p>ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。</p> <p>4) 関連構造物の検討</p> <p>受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設 (管渠、用排水施設等) 及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。</p> <p>5) 環境護岸検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸 (親水護岸等) として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>6) 根固め工の検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。</p> <p>(4) 基本ケースの選定</p>	<p>ついて<u>調査職員</u>に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基礎検討</p> <p>受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。</p> <p>① 法線形 (3案)</p> <p>② 護岸の根入れ (洗掘深の検討)</p> <p>③ 環境</p> <p>2) 法覆工法検討</p> <p>受注者は「基礎、検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れた法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>3) 基礎工法の検討</p> <p>① 一般地盤の場合</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し、検討するものとする。</p> <p>② 軟弱地盤の場合</p> <p>受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。</p> <p>イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。</p> <p>ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。</p> <p>ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。</p> <p>4) 関連構造物の検討</p> <p>受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設 (管渠、用排水施設等) 及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。</p> <p>5) 環境護岸検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸 (親水護岸等) として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。</p> <p>6) 根固め工の検討</p> <p>受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。</p> <p>(4) 基本ケースの選定</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1) 基本事項要因の比較検討 受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較(根拠)検討を行う。</p> <p>2) 基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。</p> <p>(5) 図面作成 受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)を作成するものとする。</p> <p>1) 平面図 上記の測量精度の平面図に護岸法線(堤防法線)と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。</p> <p>2) 縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。</p> <p>3) 標準構造図 基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。</p> <p>4) 標準横断図 検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。</p> <p>5) 小規模構造物 小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。</p> <p>(6) 施工計画(案)の比較検討 受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画(案)を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工方法の検討 基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案立てるものとする。</p> <p>2) 仮設計画の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等</p>	<p>1) 基本事項要因の比較検討 受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較(根拠)検討を行う。</p> <p>2) 基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。</p> <p>(5) 図面作成 受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース(6ケース)を作成するものとする。</p> <p>1) 平面図 上記の測量精度の平面図に護岸法線(堤防法線)と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。</p> <p>2) 縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。</p> <p>3) 標準構造図 基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。</p> <p>4) 標準横断図 検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。</p> <p>5) 小規模構造物 小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。</p> <p>(6) 施工計画(案)の比較検討 受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画(案)を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工方法の検討 基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案立てるものとする。</p> <p>2) 仮設計画の検討 受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>により求め、仮設計画を立てるものとする。</p> <p>3) 全体施工計画の比較検討</p> <p>受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。</p> <p>(7) 概算工事費</p> <p>受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(8) 総合評価</p> <p>受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p> <p>(9) 考察</p> <p>受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。</p> <p>(10) 照査</p> <p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(11) パース作成</p> <p>受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ3タイプについて着色パース(A3版)を各1枚ずつ作成するものとする。</p> <p>(12) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河川計画調査報告書</p>	<p>により求め、仮設計画を立てるものとする。</p> <p>3) 全体施工計画の比較検討</p> <p>受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。</p> <p>(7) 概算工事費</p> <p>受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(8) 総合評価</p> <p>受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。</p> <p>(9) 考察</p> <p>受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。</p> <p>(10)照査</p> <p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(11)パース作成</p> <p>受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ3タイプについて着色パース(A3判)を各1枚ずつ作成するものとする。</p> <p>(12)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河川計画調査報告書</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）</p> <p>(3) 当該区間の地質調査報告書</p> <p>(4) 河川環境調査資料</p> <p>(5) 既設構造物調査資料</p> <p>(6) 当該区間の流況解析結果資料</p> <p>(7) その他必要と認められたもの</p> <p>第 2304 条 護岸詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。<u>なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。</u></p> <p>1) 法線等の見直し検討</p> <p>精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。</p> <p>2) 護岸の配置計画</p> <p>予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。</p> <p>3) 構造物との取付検討</p> <p>大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。</p>	<p>(2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）</p> <p>(3) 当該区間の地質調査報告書</p> <p>(4) 河川環境調査資料</p> <p>(5) 既設構造物調査資料</p> <p>(6) 当該区間の流況解析結果資料</p> <p>(7) その他必要と認められたもの</p> <p>第 2304 条護岸詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。</p> <p>1) 法線等の見直し検討</p> <p>精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。</p> <p>2) 護岸の配置計画</p> <p>予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。</p> <p>3) 構造物との取付検討</p> <p>大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(4) 本体設計</p> <p>1) 一般地盤の場合</p> <p>① 基礎工検討諸元の整理</p> <p>受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。</p> <p>② 安定計算</p> <p>受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。</p> <p>2) 軟弱地盤の場合</p> <p>① 土質性状、定数の整理</p> <p>受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。</p> <p>② 現況護岸の安定計算</p> <p>受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。</p> <p>③ 対策工法の比較検討</p> <p>受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。</p> <p>④ 対策工法の安定計算</p> <p>受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。</p> <p>(5) 付帯施設設計</p> <p>1) 階段工等</p> <p>受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。</p> <p>2) 排水管渠</p> <p>受注者は、Φ600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。</p> <p>3) その他施設</p> <p>受注者は、管渠以外(ex 取付道路、利水施設等)の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p>	<p>(4) 本体設計</p> <p>1) 一般地盤の場合</p> <p>① 基礎工検討諸元の整理</p> <p>受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。</p> <p>② 安定計算</p> <p>受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。</p> <p>2) 軟弱地盤の場合</p> <p>① 土質性状、定数の整理</p> <p>受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。</p> <p>② 現況護岸の安定計算</p> <p>受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。</p> <p>③ 対策工法の比較検討</p> <p>受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。</p> <p>④ 対策工法の安定計算</p> <p>受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。</p> <p>(5) 付帯施設設計</p> <p>1) 階段工等</p> <p>受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。</p> <p>2) 排水管渠</p> <p>受注者は、Φ600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。</p> <p>3) その他施設</p> <p>受注者は、管渠以外(ex 取付道路、利水施設等)の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策</p> <p>2) 仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>（7）図面作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。</p> <p>（8）数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>（9）照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎</p>	<p>1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策</p> <p>2) 仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>（7）図面作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3判）を1タイプについて作成する。</p> <p>（8）数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>（9）照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にと</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(10) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 護岸の予備設計報告書</p> <p>(2) 対象河川の流出、計画河道諸元</p> <p>(3) 設計範囲の測量成果</p> <p>(4) 設計範囲の地質調査報告書</p> <p>(5) 当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）</p> <p>(6) その他必要と認めたもの</p> <p>第3節 樋門設計</p> <p>樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。</p> <p>第 2305 条 樋門設計の区分</p> <p>樋門設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2306 条 樋門予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>	<p>れているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(10)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 護岸の予備設計報告書</p> <p>(2) 対象河川の流出、計画河道諸元</p> <p>(3) 設計範囲の測量成果</p> <p>(4) 設計範囲の地質調査報告書</p> <p>(5) 当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）</p> <p>(6) その他必要と認めたもの</p> <p>第3節樋門設計</p> <p>樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。</p> <p>第 2305 条樋門設計の区分</p> <p>樋門設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2306 条樋門予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基本条件の確認</p> <p>受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。</p> <p>2) 基本諸元の検討</p> <p>受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について検討を行うものとする。</p> <p>3) 設計条件の設定</p> <p>受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。</p> <p>4) 構造検討</p> <p>受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。</p> <p>① 基礎工</p> <p>基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。</p> <p>② 本体工</p> <p>管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。</p> <p>③ ゲート</p> <p>ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。</p> <p>④ 操作室</p> <p>操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。</p> <p>⑤ 管理橋</p> <p>管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。</p> <p>(4) 景観検討</p> <p>受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。</p> <p>1) 全体図 (平面・縦断)</p> <p>地形図に川裏側の流入河川 (取付水路を含む) が、本川と合流する地点まで記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図</p> <p>樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画の他に発注者から貸与された資料 (堤防諸元、土質柱状図等) をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>(6) 施工計画検討</p>	<p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 基本条件の確認</p> <p>受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。</p> <p>2) 基本諸元の検討</p> <p>受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について検討を行うものとする。</p> <p>3) 設計条件の設定</p> <p>受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。</p> <p>4) 構造検討</p> <p>受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。</p> <p>① 基礎工</p> <p>基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。</p> <p>② 本体工</p> <p>管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。</p> <p>③ ゲート</p> <p>ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。</p> <p>④ 操作室</p> <p>操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。</p> <p>⑤ 管理橋</p> <p>管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。</p> <p>(4) 景観検討</p> <p>受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。</p> <p>1) 全体図 (平面・縦断)</p> <p>地形図に川裏側の流入河川 (取付水路を含む) が、本川と合流する地点まで記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図</p> <p>樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画の他に発注者から貸与された資料 (堤防諸元、土質柱状図等) をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>(6) 施工計画検討</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）</p> <p>2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）</p> <p>3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）</p> <p>（7）概算工事費</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>（8）パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。</p> <p>（9）照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</p> <p>特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>（10）報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>（1）河川計画調査</p> <p>（2）周辺環境調査</p> <p>（3）測量成果</p> <p>（4）地質調査報告書</p> <p>（5）その他必要と認めたもの</p> <p>第 2307 条 樋門詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p>	<p>受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）</p> <p>2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）</p> <p>3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）</p> <p>(7) 概算工事費</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(8) パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3判）を1タイプについて作成するものとする。</p> <p>(9) 照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(10)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河川計画調査</p> <p>(2) 周辺環境調査</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2307 条樋門詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>監督員</b>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置及び施設配置等)</p> <p>2) 樋門断面 (断面及び敷高等)</p> <p>3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)</p> <p>4) 操作室形式 (構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)</p> <p>(4) 景観設計</p> <p>受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。</p> <p>1) 普通の検討</p> <p>周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。</p> <p>なお、デザイン決定においては、イメージパースを 2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>2) 特別の検討</p> <p>河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性 (歴史的・文化的) 背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3 案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計</p> <p>受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地</p>	<p>樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置及び施設配置等)</p> <p>2) 樋門断面 (断面及び敷高等)</p> <p>3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)</p> <p>4) 操作室形式 (構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)</p> <p>(4) 景観設計</p> <p>受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。</p> <p>1) 普通の検討</p> <p>周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。</p> <p>なお、デザイン決定においては、イメージパースを 2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>2) 特別の検討</p> <p>河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性 (歴史的・文化的) 背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3 案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計</p> <p>受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>盤改良工の仕様を検討するものとする。</p> <p>なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。</p> <p>3) 地盤処理工（置換基礎）の設計</p> <p>受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。</p> <p>4) 本体工の設計</p> <p>受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計</p> <p>受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体</p> <p>荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備</p> <p>開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。</p> <p>③ 操作室</p> <p>決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計</p> <p>受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断面図、縦断面図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p> <p>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工条件</p> <p>2) 施工方法</p> <p>3) 掘削計画</p>	<p>盤改良工の仕様を検討するものとする。</p> <p>なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。</p> <p>3) 地盤処理工（置換基礎）の設計</p> <p>受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。</p> <p>4) 本体工の設計</p> <p>受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計</p> <p>受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体</p> <p>荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備</p> <p>開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。</p> <p>③ 操作室</p> <p>決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計</p> <p>受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断面図、縦断面図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p> <p>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。</p> <p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 施工条件</p> <p>2) 施工方法</p> <p>3) 掘削計画</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>4) 工程計画</p> <p>5) 動態観測の方法 (計測が必要な場合)</p> <p>6) 工事機械、仮設備とその配置</p> <p>7) 環境保全対策</p> <p>8) 安全対策</p> <p>(7) 施工計画 (地盤処理工、置換基礎)</p> <p>受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に<u>監督員</u>と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。</p> <p>(8) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物 (仮締切、仮排水路、工用道路及び山留工等) の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>(9) 数量計算</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(10) パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>	<p>4) 工程計画</p> <p>5) 動態観測の方法 (計測が必要な場合)</p> <p>6) 工事機械、仮設備とその配置</p> <p>7) 環境保全対策</p> <p>8) 安全対策</p> <p>(7) 施工計画 (地盤処理工、置換基礎)</p> <p>受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に<u>調査職員</u>と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。</p> <p>(8) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物 (仮締切、仮排水路、工用道路及び山留工等) の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</p> <p>(9) 数量計算</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(10)パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11)照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書 (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元 (3) 測量成果 (4) 地質調査報告書 (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第4節 床止め設計 床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。</p> <p>第 2308 条 床止め設計の区分 床止め設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2309 条 床止め予備設計</p> <p>1. 業務目的 床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>監督員</b>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討 1) 設計と条件の確認 受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料(設計と条件)の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2) 位置の検討 受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。</p>	<p>(12)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書 (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元 (3) 測量成果 (4) 地質調査報告書 (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第4節床止め設計 床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。</p> <p>第 2308 条床止め設計の区分 床止め設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2309 条床止め予備設計</p> <p>1. 業務目的 床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<b>調査職員</b>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討 1) 設計と条件の確認 受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料(設計と条件)の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2) 位置の検討 受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>3) 構造の検討 受注者は、計画河道の計画流量や落差をもとに河床状況（底質材料、地質状況）や河道状況等を勘案し、本土工の構造型式（コンクリート構造・屈撓性構造）の検討を行うものとする。</p> <p>4) 水理検討 受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状（水叩き長、水叩き敷高）の検討を行うものとする。</p> <p>5) 本体形状の検討 受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。</p> <p>6) 魚道の検討 受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。</p> <p>7) 護岸工の検討 受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。</p> <p>8) 取付擁壁の検討 受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。</p> <p>9) 付帯工の検討 受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。また、本土工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、本土工及び付帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。</p> <p>1) 床止め全体図 床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 計画一般図（平面、縦断、横断）、主要部構造図（本土工、水叩き工、護床工）、魚道構造図、付帯工構造図（護岸工、取付擁壁工高水敷保護工、土工）及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p>	<p>3) 構造の検討 受注者は、計画河道の計画流量や落差をもとに河床状況（底質材料、地質状況）や河道状況等を勘案し、本土工の構造型式（コンクリート構造・屈撓性構造）の検討を行うものとする。</p> <p>4) 水理検討 受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状（水叩き長、水叩き敷高）の検討を行うものとする。</p> <p>5) 本体形状の検討 受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。</p> <p>6) 魚道の検討 受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。</p> <p>7) 護岸工の検討 受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。</p> <p>8) 取付擁壁の検討 受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。</p> <p>9) 付帯工の検討 受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。また、本土工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、本土工及び付帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。</p> <p>1) 床止め全体図 床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 計画一般図（平面、縦断、横断）、主要部構造図（本土工、水叩き工、護床工）、魚道構造図、付帯工構造図（護岸工、取付擁壁工高水敷保護工、土工）及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (6) に準ずるものとする。</p> <p>(7) 周辺環境整備工 受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。</p> <p>(8) 水理実験 受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。</p> <p>(9) 概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(10) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河道計画調査 (2) 利水調査 (3) 環境調査 (4) 測量成果 (5) 地質調査報告書 (6) その他必要と認めたもの</p>	<p>なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 周辺環境整備工 受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。</p> <p>(8) 水理実験 受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。</p> <p>(9) 概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(10)パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11)照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(12)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河道計画調査 (2) 利水調査 (3) 環境調査 (4) 測量成果 (5) 地質調査報告書 (6) その他必要と認めたもの</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>第 2310 条 床止め詳細設計</p> <p>1. 業務目的 床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置、施設配置等)</p> <p>2) 基本構造諸元 (断面形状、構造形式、基礎形式等)</p> <p>3) 減勢方式 (減勢工の形状等)</p> <p>4) 付帯工緒元</p> <p>5) 景観設計方針</p> <p>(4) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の設定 受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。</p> <p>① 設計・荷重条件 床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するものとする。</p> <p>② 自然・地盤条件 設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。</p> <p>③ 魚道条件 魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。</p> <p>④ 施工条件 工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計</p>	<p>第 2310 条床止め詳細設計</p> <p>1. 業務目的 床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置、施設配置等)</p> <p>2) 基本構造諸元 (断面形状、構造形式、基礎形式等)</p> <p>3) 減勢方式 (減勢工の形状等)</p> <p>4) 付帯工緒元</p> <p>5) 景観設計方針</p> <p>(4) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の設定 受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。</p> <p>① 設計・荷重条件 床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するものとする。</p> <p>② 自然・地盤条件 設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。</p> <p>③ 魚道条件 魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。</p> <p>④ 施工条件 工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 本体工の設計</p> <p>受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>4) 魚道の設計</p> <p>受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>5) 護岸工の設計</p> <p>受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>6) 取付擁壁工の設計</p> <p>受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>7) 付帯工の設計</p> <p>受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>(5) 景観検討</p> <p>受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p> <p>受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 数量計算</p> <p>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(9) パース作成</p>	<p>受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 本体工の設計</p> <p>受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>4) 魚道の設計</p> <p>受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>5) 護岸工の設計</p> <p>受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>6) 取付擁壁工の設計</p> <p>受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>7) 付帯工の設計</p> <p>受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>(5) 景観検討</p> <p>受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(6) 施工計画</p> <p>受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 数量計算</p> <p>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(9) パース作成</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川の河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) 利水調査資料</p> <p>(6) 環境調査資料</p> <p>(7) その他必要と認めたもの</p> <p>第 5 節 堰設計</p> <p>堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。</p> <p>第 2311 条 堰設計の区分</p> <p>堰設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2312 条 堰予備設計</p>	<p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10)照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川の河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) 利水調査資料</p> <p>(6) 環境調査資料</p> <p>(7) その他必要と認めたもの</p> <p>第 5 節堰設計</p> <p>堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。</p> <p>第 2311 条堰設計の区分</p> <p>堰設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2312 条堰予備設計</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1. 業務目的 堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>（1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>（2）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。</p> <p>（3）基本事項の検討</p> <p>1）設計と条件の確認 受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2）堰位置、堰軸の検討 受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>3）河道横断形状の検討 受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>4）径間割りの検討 受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>5）ゲート形式の検討 受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定するものとする。</p> <p>6）本体構造形式の検討 受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断面図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。</p>	<p>1. 業務目的 堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 設計と条件の確認 受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2) 堰位置、堰軸の検討 受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>3) 河道横断形状の検討 受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>4) 径間割りの検討 受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>5) ゲート形式の検討 受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定するものとする。</p> <p>6) 本体構造形式の検討 受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断面図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>7) 付帯施設の検討 受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定するものとする。</p> <p>(4) 景観検討</p> <p>1) 全体景観の検討 受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。</p> <p>2) 操作室デザイン検討 受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>1) 設計条件と構造諸元の設定</p> <p>① 設計条件の設定 受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。</p> <p>② 基本構造諸元の設定 受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰地点</li> <li>・堰形式</li> <li>・堰径間長</li> <li>・堰径間数</li> <li>・堰天端高</li> <li>・堰敷高</li> <li>・ゲート形式</li> <li>・ゲート高</li> <li>・魚道、土砂吐き</li> <li>・計画取水位</li> <li>・計画取水量</li> </ul> <p>2) 基礎工及び本体工の検討</p> <p>① 基礎工 受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、</p>	<p>7) 付帯施設の検討 受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定するものとする。</p> <p>(4) 景観検討</p> <p>1) 全体景観の検討 受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。</p> <p>2) 操作室デザイン検討 受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。</p> <p>(5) 設計図</p> <p>1) 設計条件と構造諸元の設定</p> <p>① 設計条件の設定 受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。</p> <p>② 基本構造諸元の設定 受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰地点</li> <li>・堰形式</li> <li>・堰径間長</li> <li>・堰径間数</li> <li>・堰天端高</li> <li>・堰敷高</li> <li>・ゲート形式</li> <li>・ゲート高</li> <li>・魚道、土砂吐き</li> <li>・計画取水位</li> <li>・計画取水量</li> </ul> <p>2) 基礎工及び本体工の検討</p> <p>① 基礎工 受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。</p> <p>② 本土工 受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。</p> <p>③ 水叩き工、護床工 受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。</p> <p>④ 遮水工 受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。</p> <p>3) 操作室の検討 受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパス（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。</p> <p>4) ゲート工の検討</p> <p>① ゲート扉体 受注者は、ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 受注者は、扉体に対応する開閉機の形式（手動、電動、油圧）を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。</p> <p>5) 管理橋の検討 受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。</p> <p>6) 魚道の検討</p> <p>① 魚道形式の選定 受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式（切欠き、潜孔なしの基本形）、導流壁式、パーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。</p> <p>② 基本構造寸法の決定 受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。</p>	<p>直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。</p> <p>② 本土工 受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。</p> <p>③ 水叩き工、護床工 受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。</p> <p>④ 遮水工 受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。</p> <p>3) 操作室の検討 受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパス（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。</p> <p>4) ゲート工の検討</p> <p>① ゲート扉体 受注者は、ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 受注者は、扉体に対応する開閉機の形式（手動、電動、油圧）を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。</p> <p>5) 管理橋の検討 受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。</p> <p>6) 魚道の検討</p> <p>① 魚道形式の選定 受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式（切欠き、潜孔なしの基本形）、導流壁式、パーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。</p> <p>② 基本構造寸法の決定 受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>7) 付帯工の検討</p> <p>① 護岸工 受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。</p> <p>② 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁（翼壁）の構造形式及び範囲を決定するものとする。</p> <p>8) 基本図面の作成 受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>① 全体図 測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。</p> <p>② 一般構造図 一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。 なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。</p> <p>（6）施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。</p> <p>（7）概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>（8）パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>（9）照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p>	<p>7) 付帯工の検討</p> <p>① 護岸工 受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。</p> <p>② 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁（翼壁）の構造形式及び範囲を決定するものとする。</p> <p>8) 基本図面の作成 受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>① 全体図 測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。</p> <p>② 一般構造図 一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。 なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。</p> <p>（6）施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>（7）概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>（8）パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>（9）照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河道計画調査 (2) 利水計画調査 (3) 周辺環境調査 (4) 測量成果 (5) 地質調査報告書 (6) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2313 条 堰詳細設計</p> <p>1. 業務目的 堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画（位置及び施設配置等） 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等） 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等） 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の 3ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰</p>	<p>(10)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 河道計画調査 (2) 利水計画調査 (3) 周辺環境調査 (4) 測量成果 (5) 地質調査報告書 (6) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2313 条堰詳細設計</p> <p>1. 業務目的 堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画（位置及び施設配置等） 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等） 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等） 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の 3ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>全体の周辺との調和を検討するものとする。            なお、全体で2案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の設定</p> <p>受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。</p> <p>① 設計条件の設定</p> <p>堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料単価重量</li> <li>・堆積土砂</li> <li>・地盤定数</li> <li>・許容変位</li> <li>・設計水位条件</li> <li>・載荷重</li> <li>・設計波高</li> <li>・風荷重</li> <li>・腐食代</li> <li>・地震係数</li> <li>・安全率</li> <li>・弾性係数</li> <li>・許容応力</li> <li>・温度荷重</li> <li>・部材最小寸法</li> <li>・その他構造細目</li> </ul> <p>② 設計荷重条件の設定</p> <p>堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自重</li> <li>・静水圧</li> <li>・地震慣性力</li> <li>・土圧、泥圧</li> <li>・土砂重、堆泥重</li> </ul>	<p>全体の周辺との調和を検討するものとする。            なお、全体で2案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>1) 設計条件の設定</p> <p>受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。</p> <p>① 設計条件の設定</p> <p>堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料単価重量</li> <li>・堆積土砂</li> <li>・地盤定数</li> <li>・許容変位</li> <li>・設計水位条件</li> <li>・載荷重</li> <li>・設計波高</li> <li>・風荷重</li> <li>・腐食代</li> <li>・地震係数</li> <li>・安全率</li> <li>・弾性係数</li> <li>・許容応力</li> <li>・温度荷重</li> <li>・部材最小寸法</li> <li>・その他構造細目</li> </ul> <p>② 設計荷重条件の設定</p> <p>堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自重</li> <li>・静水圧</li> <li>・地震慣性力</li> <li>・土圧、泥圧</li> <li>・土砂重、堆泥重</li> </ul>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・波圧</li> <li>・載荷重</li> <li>・ゲート荷重</li> <li>・流水力</li> <li>・揚圧力</li> <li>・温度荷重</li> <li>・動水圧</li> <li>・風荷重</li> <li>・雪荷重</li> <li>・その他特殊荷重</li> </ul> <p>③ 自然、地盤条件の設定 塩害等の耐侯性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。</p> <p>④ 施工条件の設定 工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計 受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 本体工の設計 受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。</p> <p>4) 操作室の設計 受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>5) ゲート工の設計</p> <p>① ゲート扉体 受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波圧</li> <li>・載荷重</li> <li>・ゲート荷重</li> <li>・流水力</li> <li>・揚圧力</li> <li>・温度荷重</li> <li>・動水圧</li> <li>・風荷重</li> <li>・雪荷重</li> <li>・その他特殊荷重</li> </ul> <p>③ 自然、地盤条件の設定 塩害等の耐侯性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。</p> <p>④ 施工条件の設定 工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。</p> <p>2) 基礎工の設計 受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 本体工の設計 受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。</p> <p>4) 操作室の設計 受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>5) ゲート工の設計</p> <p>① ゲート扉体 受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。</p> <p>6) 管理橋の設計</p> <p>受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>7) 魚道の設計</p> <p>受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>8) 付帯工の設計</p> <p>① 護岸工</p> <p>受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。</p> <p>② 取付擁壁工</p> <p>受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>③ 高水敷保護工</p> <p>受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。</p> <p>④ 土工</p> <p>受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>（6）施工計画</p> <p>受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。</p> <p>（7）仮設構造物設計</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>（8）数量計算</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>（9）パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>（10）照査</p>	<p>受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。</p> <p>6) 管理橋の設計</p> <p>受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>7) 魚道の設計</p> <p>受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>8) 付帯工の設計</p> <p>① 護岸工</p> <p>受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。</p> <p>② 取付擁壁工</p> <p>受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>③ 高水敷保護工</p> <p>受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。</p> <p>④ 土工</p> <p>受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>（6）施工計画</p> <p>受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>（7）仮設構造物設計</p> <p>受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>（8）数量計算</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>（9）パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>（10）照査</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川の河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) 利水調査資料</p> <p>(6) 環境調査資料</p> <p>(7) その他必要と認めたもの</p> <p>第6節 水門設計</p> <p>水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。</p> <p>第 2314 条 水門設計の区分</p> <p>水門設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2315 条 水門予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、</p>	<p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川の河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) 利水調査資料</p> <p>(6) 環境調査資料</p> <p>(7) その他必要と認めたもの</p> <p>第6節水門設計</p> <p>水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。</p> <p>第 2314 条水門設計の区分</p> <p>水門設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計</p> <p>(2) 詳細設計</p> <p>第 2315 条水門予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 設計と条件の確認</p> <p>受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2) 水門位置、堰軸の検討</p> <p>受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>3) 河道横断形状の検討</p> <p>受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>4) 径間割りの検討</p> <p>受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>5) ゲート形式の検討</p> <p>受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、ライジングセクタゲート等）を決定するものとする。</p> <p>6) 本体構造形式の検討</p> <p>受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断面の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。</p> <p>7) 付帯施設の検討</p> <p>受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定するものとする。</p>	<p>水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討</p> <p>1) 設計と条件の確認</p> <p>受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。</p> <p>2) 水門位置、堰軸の検討</p> <p>受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>3) 河道横断形状の検討</p> <p>受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。</p> <p>4) 径間割りの検討</p> <p>受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。</p> <p>5) ゲート形式の検討</p> <p>受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、ライジングセクタゲート等）を決定するものとする。</p> <p>6) 本体構造形式の検討</p> <p>受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断面の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。</p> <p>7) 付帯施設の検討</p> <p>受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(4) 景観検討 受注者は、本土工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 全体図（平面・縦断） 地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（6）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元</p>	<p>(4) 景観検討 受注者は、本土工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 全体図（平面・縦断） 地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(10)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(2) 周辺環境調査                      (3) 測量成果                      (4) 地質調査報告書                      (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2316 条 水門詳細設計</p> <p>1. 業務目的                      水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画                      受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査                      受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定                      受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画(配置及び施設配置等)                      2) 水門断面(断面及び敷高等)                      3) 基本構造諸元(基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)                      4) 操作室形式(構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)</p> <p>(4) 景観検討                      受注者は、本土工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計                      1) 設計条件の設定                      受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。                      2) 基礎工の設計                      受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行う</p>	<p>(2) 周辺環境調査                      (3) 測量成果                      (4) 地質調査報告書                      (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2316 条水門詳細設計</p> <p>1. 業務目的                      水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p> <p>(1) 設計計画                      受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査                      受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定                      受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画(配置及び施設配置等)                      2) 水門断面(断面及び敷高等)                      3) 基本構造諸元(基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)                      4) 操作室形式(構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)</p> <p>(4) 景観検討                      受注者は、本土工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計                      1) 設計条件の設定                      受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。                      2) 基礎工の設計                      受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行う</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>ものとする。</p> <p>3) 本体工の設計 受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>4) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。</p> <p>③ 操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>5) 管理橋の設計 受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>6) 護岸工・取付擁壁工の設計 受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>7) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等） 受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>（6）施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。</p> <p>（7）仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>（8）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>3) 本体工の設計 受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>4) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p>① ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。</p> <p>② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。</p> <p>③ 操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。</p> <p>5) 管理橋の設計 受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>6) 護岸工・取付擁壁工の設計 受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。</p> <p>7) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等） 受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>のとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</p> <p>特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書 (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元 (3) 測量成果 (4) 地質調査報告書 (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第 7 節 排水機場設計 排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。</p> <p>第 2317 条 排水機場設計の区分 排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2318 条 排水機場予備設計</p>	<p>する。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10)照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(11)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書 (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元 (3) 測量成果 (4) 地質調査報告書 (5) その他必要と認めたもの</p> <p>第 7 節排水機場設計 排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。</p> <p>第 2317 条排水機場設計の区分 排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 予備設計 (2) 詳細設計</p> <p>第 2318 条排水機場予備設計</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>1. 業務目的 排水機場予備設計は、計画地点の水利検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件 (設置目的、必要とする機能条件等) について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。 なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討 (必要敷地面積の検討を含む) を行うものとする。</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 全体図 (平面・縦断) 地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等 (堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等) をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>(6) 機场上屋</p> <p>1) 規模及び構造検討 受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。</p>	<p>1. 業務目的 排水機場予備設計は、計画地点の水利検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<del>調査職員</del>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件 (設置目的、必要とする機能条件等) について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。 なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討 (必要敷地面積の検討を含む) を行うものとする。</p> <p>(4) 景観検討 受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。</p> <p>(5) 設計図 受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。</p> <p>1) 全体図 (平面・縦断) 地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。</p> <p>2) 計画一般図 基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等 (堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等) をこれら図面に表示するものとする。</p> <p>(6) 機场上屋</p> <p>1) 規模及び構造検討 受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>る。</p> <p>2) 意匠計画</p> <p>受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。</p> <p>(7) 機電設備計画</p> <p>受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。</p> <p>1) ポンプ設備計画検討書</p> <p>2) 自家発電設備計画検討書</p> <p>3) 除塵設備計画検討書</p> <p>4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書</p> <p>また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討</p> <p>受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (6) に準ずるものとする。</p> <p>(9) 概算工事費</p> <p>受注者は、第 121 条設計業務の成果 (5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(10) パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</p> <p>特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(12) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 現況河川に関しては検討された報告書</p>	<p>る。</p> <p>2) 意匠計画</p> <p>受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。</p> <p>(7) 機電設備計画</p> <p>受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。</p> <p>1) ポンプ設備計画検討書</p> <p>2) 自家発電設備計画検討書</p> <p>3) 除塵設備計画検討書</p> <p>4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書</p> <p>また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討</p> <p>受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 概算工事費</p> <p>受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(10)パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11)照査</p> <p>照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p> <p>(12)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 現況河川に関しては検討された報告書</p>



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>(2) 河道計画調査                      (3) 測量成果                      (4) 地質調査報告書                      (5) 環境調査資料、地域開発計画策定資料                      (6) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2319 条 排水機場詳細設計</p> <p>1. 業務目的                      排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事実施に必要な資料を作成することを目的とする</p> <p>2. 業務内容                      (1) 設計計画                      受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査                      受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定                      受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置及び施設配置等)                      2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式                      3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法)                      4) 上屋形式 (構造形式及び規模、意匠)                      5) 施工基本条件 (荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等)</p> <p>(4) 景観検討                      受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計                      受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。</p> <p>1) 基礎工 (吸水槽、沈砂池、吐出水槽等)                      決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。</p> <p>なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細</p>	<p>(2) 河道計画調査                      (3) 測量成果                      (4) 地質調査報告書                      (5) 環境調査資料、地域開発計画策定資料                      (6) その他必要と認めたもの</p> <p>第 2319 条排水機場詳細設計</p> <p>1. 業務目的                      排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事実施に必要な資料を作成することを目的とする</p> <p>2. 業務内容                      (1) 設計計画                      受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査                      受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定                      受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。</p> <p>1) 配置計画 (位置及び施設配置等)                      2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式                      3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法)                      4) 上屋形式 (構造形式及び規模、意匠)                      5) 施工基本条件 (荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等)</p> <p>(4) 景観検討                      受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。</p> <p>(5) 構造設計                      受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。</p> <p>1) 基礎工 (吸水槽、沈砂池、吐出水槽等)                      決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。</p> <p>なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細</p>

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>図を作成するものとする。</p> <p>2) 機場設計 吸水槽、スクリーン受け、排水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 導水路、沈砂池 導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>4) 吐出樋門設計 第 2307 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。</p> <p>5) 川表取付水路設計 川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>6) 護岸・取付擁壁 護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>7) 土工設計 掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。</p> <p>(6) 機場上屋及び外構設計 受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。</p> <p>1) 構造設計 機場上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。</p> <p>2) 意匠計画及び内外装設計 機場上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。</p> <p>3) 設備設計 機場上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。</p> <p>4) 外構設計 機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。</p> <p>(7) ポンプ機電設備計画 受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受、排水槽等）、機場上屋設計に必要な基本</p>	<p>図を作成するものとする。</p> <p>2) 機場設計 吸水槽、スクリーン受け、排水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>3) 導水路、沈砂池 導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>4) 吐出樋門設計 第 2307 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。</p> <p>5) 川表取付水路設計 川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。</p> <p>6) 護岸・取付擁壁 護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。</p> <p>7) 土工設計 掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。</p> <p>(6) 機場上屋及び外構設計 受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。</p> <p>1) 構造設計 機場上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。</p> <p>2) 意匠計画及び内外装設計 機場上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。</p> <p>3) 設備設計 機場上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。</p> <p>4) 外構設計 機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。</p> <p>(7) ポンプ機電設備計画 受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受、排水槽等）、機場上屋設計に必要な基本</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。</p> <p>1) ポンプ設備計画 ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。</p> <p>2) 自家発電設備計画 ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。</p> <p>3) 受配電設備計画 受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。</p> <p>4) 除塵設備計画 機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。</p> <p>(8) ゲート設備計画 受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。</p> <p>(9) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。</p> <p>(10) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>(11) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(12) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。</p> <p>(13) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画</p>	<p>形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。</p> <p>1) ポンプ設備計画 ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。</p> <p>2) 自家発電設備計画 ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。</p> <p>3) 受配電設備計画 受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。</p> <p>4) 除塵設備計画 機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。</p> <p>(8) ゲート設備計画 受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。</p> <p>(9) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(10)仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11)数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(12)パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(13)照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)
<p>に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(14) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) その他必要と認めたもの</p> <p>第8節 成果品</p> <p>第 2320 条 成果品</p> <p>受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	<p>に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p> <p>(14)報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 予備設計報告書</p> <p>(2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元</p> <p>(3) 測量成果</p> <p>(4) 地質調査報告書</p> <p>(5) その他必要と認めたもの</p> <p>第8節成果品</p> <p>第 2320 条成果品</p> <p>受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1116 条成果の提出に従い、2 部納品するものとする</p>

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)

表 2.3.1 予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機 排水機 排水機	床止め	
予備設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		横断図	1:100~1:500	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		機電設備工一般図	1:100~1:1000	—	○	—	ゲート・ポンプ等の機電設備
	設施工計画図	1:20~1:1000	○	○	○		
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	—	○	○	○	施工法の検討 仮縮切計画の検討 全体計画の検討
概算工事費		—	○	○	○	概算数量 概算工事費	
考察		—	○	○	○	課題整理 今後の調査事項	
パース		—	○	○	○	A-3判の着色	

表 2.3.1 予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	種 類			摘 要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機 排水機 排水機	床止め	
予備設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		横断図	1:100~1:500	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		機電設備工一般図	1:100~1:1000	—	○	—	ゲート・ポンプ等の機電設備
	設施工計画図	1:20~1:1000	○	○	○		
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	—	○	○	○	施工法の検討 仮縮切計画の検討 全体計画の検討
概算工事費		—	○	○	○	概算数量 概算工事費	
考察		—	○	○	○	課題整理 今後の調査事項	
パース		—	○	○	○	A-3判の着色	



設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (H25.4)

表 2.3.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類			摘要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機場	床止め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		標準横断図	1:50~1:100	○	○	○	
		横断図	1:50~1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		本体工構造詳細図	1:20~1:100				
		基礎工一般図	1:100~1:1000				
		基礎工詳細図	1:20~1:200				杭、遮水矢板
		機電設備詳細図	1:20~1:100				ゲート・ポンプ等の機電設備
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20~1:100				取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		建屋構造詳細図	1:20~1:100	-	○	-	上屋構造、意匠図
		配筋図	1:50~1:100				
	土工図	1:100~1:200	○	○	○		
	仮設構造物詳細図	1:100~1:200	○	○	○	仮縮切、工事用道路等	
	数量計算書	数量計算	-	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	基本諸元の決定・整理
		構造計算書	-	○	○	○	基礎工、本体工等
景観検討書		-	○	○	○	基本条件、詳細デザイン	
施工計画書		-	○	○	○	施工計画、仮設計画	
パース		-	○	○	○	A-3判の着色	

設計業務共通仕様書 第2編 河川編 (現行)

表 2.3.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類			摘要
				護岸	樋門・堰・水門・排水機場	床止め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	
		標準横断図	1:50~1:100	○	○	○	
		横断図	1:50~1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		本体工構造詳細図	1:20~1:100				
		基礎工一般図	1:100~1:1000				
		基礎工詳細図	1:20~1:200				杭、遮水矢板
		機電設備詳細図	1:20~1:100				ゲート・ポンプ等の機電設備
		付帯工一般図	1:100~1:1000	○	○	○	
		付帯工詳細図	1:20~1:100				取付護岸、階段、魚道、管理橋等
		建屋構造詳細図	1:20~1:100	-	○	-	上屋構造、意匠図
		配筋図	1:50~1:100				
	土工図	1:100~1:200	○	○	○		
	仮設構造物詳細図	1:100~1:200	○	○	○	仮縮切、工事用道路等	
	数量計算書	数量計算	-	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	基本諸元の決定・整理
		構造計算書	-	○	○	○	基礎工、本体工等
景観検討書		-	○	○	○	基本条件、詳細デザイン	
施工計画書		-	○	○	○	施工計画、仮設計画	
パース		-	○	○	○	A-3判の着色	

設計業務共通仕様書 第6編 道路編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第6編 道路編 (現行)
<p><b>第6編 道路編</b></p> <p><b>第4章 道路設計</b></p> <p>第2節道路設計</p> <p>第6408条道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、支障物件、周辺整備、<u>支障物件(地下埋設物)</u>などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第3節歩道設計(自転車歩行者道を含む)</p> <p>第6410条歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況(建築物、他の道路、<u>排水系統、用地境界</u>、地形など沿道周辺)の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>第6節道路休憩施設設計</p> <p>第6420条道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、<u>支障物件(地下埋設物等)</u>などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第7節一般構造物設計</p> <p>第6424条一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 仮設設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。<u>仮設の土留工の詳細設計は設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務を行うものである。</u></p>	<p><b>第6編 道路編</b></p> <p><b>第4章 道路設計</b></p> <p>第2節道路設計</p> <p>第6408条道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第3節歩道設計(自転車歩行者道を含む)</p> <p>第6410条歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況(建築物、他の道路、地形など沿道周辺)の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>第6節道路休憩施設設計</p> <p>第6420条道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第7節一般構造物設計</p> <p>第6424条一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 仮設設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。</p>

新旧対照表 朱書き下線部は今回の追加部分        二重取り消し線部は今回削除部分

設計業務共通仕様書 第6編 道路編 (H25.4)	設計業務共通仕様書 第6編 道路編 (現行)
<p><b>第8章橋梁設計</b>            第2節橋梁設計            第6804条橋梁詳細設計            2. 業務内容            (13) 仮橋設計            受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。<u>なお、仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算書、照査、報告書作成の業務内容をおこなうものである。</u></p>	<p><b>第8章橋梁設計</b>            第2節橋梁設計            第6804条橋梁詳細設計            2. 業務内容            (13) 仮橋設計            受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p>

## 測量業務共通仕様書

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

##### 第101条適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する測量~~作業~~業務（以下「測量~~作業~~業務」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

##### 第102条用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量~~作業~~業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを

## 測量業務共通仕様書

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

##### 第101条適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する測量作業（以下「測量作業」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

##### 第102条用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p><u>除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><u>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く)を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p> <p><del>4</del>7. 「検査職員」とは、測量<del>作業</del><u>業務</u>の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p><del>5</del>8. 「主任技術者」とは、測量<del>作業</del><u>業務</u>の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p><del>6</del>9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p><del>7</del>. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p><del>9</del>10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><del>9</del>11. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p><del>10</del>12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、<u>数量総括表</u>、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p><del>11</del>13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。</p> <p><del>12</del>14. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。</p> <p><del>13</del>15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量<del>作業</del><u>業務</u>の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p><u>16. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</u></p> <p><del>14</del>17. 「現場説明書」とは、測量<del>作業</del><u>業務</u>の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量<del>作業</del><u>業務</u>の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p><del>15</del>18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p><del>16</del>19. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p><del>17</del>20. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量<del>作業</del><u>業務</u>の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>	<p>4. 「検査職員」とは、測量作業の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「主任技術者」とは、測量作業の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>6. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p>11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。</p> <p>12. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。</p> <p>13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>14. 「現場説明書」とは、測量作業の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>16. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>17. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>



測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p><del>19</del>21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p><del>19</del>22. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><del>20</del>23. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><del>21</del>24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p><del>22</del>25. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><del>23</del>26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p><del>24</del>27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p><del>25</del>28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p><del>26</del>29. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><del>27</del>30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p><del>28</del>31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量作業業務の完了を確認することをいう。</p> <p><del>29</del>32. 「打合せ」とは、測量作業業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p><del>30</del>33. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p><del>31</del>34. 「協力者」とは、受注者が測量作業業務の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。</p> <p><del>32</del>35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p><del>33</del>36. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p> <p><u>37. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u></p> <p><u>38. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p>	<p>18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>19. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>20. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>22. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>26. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量作業の完了を確認することをいう。</p> <p>29. 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>30. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>31. 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。</p> <p>32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p><u>第102条の2 受注者の義務</u>  <u>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p>第103条業務の着手  1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量<del>作業</del><u>業務</u>に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量<del>作業</del><u>業務</u>の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>第104条測量の基準  測量の基準は島根県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。</p> <p>第105条<del>作業</del><u>業務</u>の実施  測量<del>作業</del><u>業務</u>は、「規程」により実施するものとする。</p> <p>第106条設計図書の支給及び点検  1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。  2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。  3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p> <p>第107条監督職員  1. 発注者は、測量<del>作業</del><u>業務</u>における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。  2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする  3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。  4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。</p> <p>第108条主任技術者  1. 受注者は、測量<del>作業</del><u>業務</u>における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。  2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量<del>作業</del><u>業務</u>に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。</p>	<p>第103条業務の着手  1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>第104条測量の基準  測量の基準は島根県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。</p> <p>第105条作業の実施  測量作業は、「規程」により実施するものとする。</p> <p>第106条設計図書の支給及び点検  1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。  2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。  3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p> <p>第107条監督職員  1. 発注者は、測量作業における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。  2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする  3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。  4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。</p> <p>第108条主任技術者  1. 受注者は、測量作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。  2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)

3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 第4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量~~作業~~業務等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における測量~~作業~~業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量~~作業~~業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、~~測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）~~業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)

3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 第4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量~~作業~~業務等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における測量~~作業~~業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量~~作業~~業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、~~測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）~~業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)

は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。例：【低】○○○○業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、~~TECRIS~~ テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、~~TECRIS~~ テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条打合せ等

1. 測量~~作業業務~~着手時、及び設計図書で定める測量~~作業業務~~の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

2. 測量~~作業業務~~を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、~~測量作業業務~~の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、~~作業業務~~完了時（完了前であっても~~作業業務~~工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条~~作業業務~~計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に~~作業業務~~計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. ~~作業業務~~計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) ~~作業業務~~概要 (2) 実施方針
- (3) ~~作業業務~~工程 (4) ~~作業業務~~組織計画 (担当者の一覧表を記載すること)
- (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 使用する主な機器 (10) その他

3. 監督職員は、提出された~~作業業務~~計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条打合せ等

1. 測量作業着手時、及び設計図書で定める測量作業の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

2. 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条作業計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 作業概要 (2) 実施方針
- (3) 作業工程 (4) 作業組織計画 (担当者の一覧表を記載すること)
- (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 使用する主な機器 (10) その他

3. 監督職員は、提出された作業計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。



測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>4. 受注者は、<del>作業業務</del>計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更<del>作業業務</del>計画書を提出しなければならない。</p> <p><u>5. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</u></p> <p>第112条資料等の貸与及び返却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</li> <li>2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要なくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。</li> <li>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。</li> <li>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。</li> </ol> <p>第113条関係官公庁への手続き等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、測量<del>作業業務</del>の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量<del>作業業務</del>を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</li> <li>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</li> </ol> <p>第114条地元関係者との交渉等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、測量<del>作業業務</del>の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</li> <li>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</li> <li>4. 受注者は、測量<del>作業業務</del>の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</li> <li>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</li> </ol>	<p>4. 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。</p> <p>第112条資料等の貸与及び返却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</li> <li>2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要なくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。</li> <li>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。</li> <li>4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。</li> </ol> <p>第113条関係官公庁への手続き等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</li> <li>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</li> </ol> <p>第114条地元関係者との交渉等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</li> <li>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</li> <li>4. 受注者は、測量作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</li> <li>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</li> </ol>



測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>第115条土地への立入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量<del>作業業務</del>を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量<del>作業業務</del>が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、測量<del>作業業務</del>実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第116条成果品の提出</p> <p>1. 受注者は測量<del>作業業務</del>が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。</p> <p><u>なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で2部の提出とする。</u></p> <p>第117条関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、測量<del>作業業務</del>の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第118条検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p>	<p>第115条土地への立入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第116条成果品の提出</p> <p>1. 受注者は測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。</p> <p>第117条関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第118条検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>2. 発注者は、<del>測量作業業務</del>の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) <del>測量作業業務</del>成果品の検査</p> <p>(2) <del>測量作業業務</del>管理状況の検査</p> <p><del>測量作業業務</del>の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>第119条修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第120条条件変更等</p> <p>1. 監督職員が、受注者に対して<del>測量作業業務</del>内容の変更又は設計図書の訂正（以下「<del>測量作業業務</del>の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。</p> <p>(1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</p> <p>(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。</p> <p>第121条契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<del>測量作業業務</del>の契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) <del>測量作業業務</del>内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督職員と受注者が協議し、<del>測量作業業務</del>履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更にて設計図書の変更を行う場合</p> <p>2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。</p>	<p>い。</p> <p>2. 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量作業成果品の検査</p> <p>(2) 測量作業管理状況の検査</p> <p>測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>第119条修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第120条条件変更等</p> <p>1. 監督職員が、受注者に対して測量作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量作業の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。</p> <p>(1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</p> <p>(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。</p> <p>第121条契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業の契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 測量作業内容の変更により委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督職員と受注者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更にて設計図書の変更を行う場合</p> <p>2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>(1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 測量<del>作業</del>業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第122条履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して測量<del>作業</del>業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量<del>作業</del>業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。</p> <p>3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに<del>作業</del>業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第123条一時中止</p> <p>契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量<del>作業</del>業務の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量<del>作業</del>業務の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の測量<del>作業</del>業務等の進捗が遅れたため、測量<del>作業</del>業務の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により測量<del>作業</del>業務の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量<del>作業</del>業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は測量<del>作業</del>業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第124条発注者の賠償責任</p>	<p>(1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>第122条履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して測量作業の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量作業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。</p> <p>3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第123条一時中止</p> <p>契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量作業の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の測量作業等の進捗が遅れたため、測量作業の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量作業の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第124条発注者の賠償責任</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合</p> <p>第125条受注者の賠償責任</p> <p>1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第126条部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量作業業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第127条再委託</p> <p>1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>イ. 測量作業業務における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断並びに観測</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、測量作業業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第128条成果品の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設</p>	<p>1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合</p> <p>第125条受注者の賠償責任</p> <p>1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第126条部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量作業等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第127条再委託</p> <p>1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>イ. 測量作業における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断並びに観測</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第128条成果品の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設</p>



測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第129条守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><del>2. 受注者は、成果品の発表に際して、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。</del></p> <p><u>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第111条に示す作業組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p><u>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</u></p> <p><u>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</u></p> <p><u>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p> <p>第129-1条個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p><u>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2. 秘密の保持</p> <p><u>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p>3. 取得の制限</p> <p><u>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u></p> <p>4. 利用及び提供の制限</p> <p><u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外</u></p>	<p>計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第129条守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際して、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p>



測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)

の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第130条安全等の確保

~~1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。~~

~~→~~ 1. 受注者は、屋外で行う測量作業業務の実施に際しては、測量作業業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)

第130条安全等の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)	測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)
<p>通達平成 <del>13年3月29日</del> <u>21年3月1日</u> を参考にして常に測量作業業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、測量作業業務現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測量作業業務実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p> <p><del>2.</del> 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業業務実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p><del>3.</del> 受注者は、屋外で行う測量作業業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p><del>4.</del> 受注者は、屋外で行う測量作業業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p><del>5.</del> 受注者は、屋外で行う測量作業業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p><del>(2) 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</del></p> <p><u>(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。</u>  <u>なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、<del>使用人等の喫煙、たき火等の</del>場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、測量作業業務現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p><del>6.</del> 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><del>7.</del> 受注者は、屋外で行う測量作業業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p>	<p>通達平成13年3月29日)を参考にして常に測量作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、測量作業現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測量作業実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p> <p>3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>6. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、測量作業現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p>

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)

~~9. 受注者は、屋外で行う測量作業業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。~~

~~10. 受注者は、測量作業が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。~~

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第133条 屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に屋外で作業業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)

9. 受注者は、屋外で行う測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

10. 受注者は、測量作業が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (H25.4)

について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

測量業務共通仕様書 第1編 共通編 (現 行)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(趣旨等)</p> <p>第 1 条 この仕様書は、島根県が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に<u>当たり</u>、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に<u>当たって</u>は特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>三 「監督職員」とは、受注者への指示、協議又は受注者からの報告を受ける等の職務を行う者で、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第 8 条第 1 項により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>四 「検査職員」とは、契約書第 30 条第 2 項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。</p> <p>五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者、若しくは用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、契約書第 9 条第 1 項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p>七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。</p> <p>八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</p> <p>九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査</p>	<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(趣旨等)</p> <p>第 1 条 この仕様書は、島根県が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>三 「監督職員」とは、受注者への指示、協議又は受注者からの報告を受ける等の職務を行う者で、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第 8 条第 1 項により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>四 「検査職員」とは、契約書第 30 条第 2 項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。</p> <p>五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者、若しくは用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、契約書第 9 条第 1 項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p>七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。</p> <p>八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</p> <p>九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査</p>



をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

十一 「基準」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準（平成19年3月30日付け訓用第663号）をいう。

十二 「運用方針」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（平成19年3月30日付け用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十三 「取扱」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準及び同運用方針の取扱について（平成19年3月30日付け用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十四 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び運用方針への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（用地調査等の区分）

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく島根県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分し、表1により判断するものとする。

表1 建物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔 Ⅰ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅱ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅲ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木 造 特 殊 建 物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組

をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

十一 「基準」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準（平成19年3月30日訓用第663号）をいう。

十二 「運用方針」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（平成19年3月30日用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十三 「取扱」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準及び同運用方針の取扱について（平成19年3月30日用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十四 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び運用方針への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（用地調査等の区分）

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、島根県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分し、表1により判断するものとする。

表1 建物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔 Ⅰ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅱ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅲ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木 造 特 殊 建 物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組

	(在来) 工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

三 工作物は、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分し、表2により判断するものとする。

表2 工作物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、 <u>キュービクル式受変電設備</u> 、建築設備以外の動力設備(変電設備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場

	(在来) 工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

(注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等)
- (2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等)
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調(冷暖房・換気)設備
- (6) 消火設備(火災報知器、スプリンクラー等)
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備(昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。)
- (11) 避雷針

三 工作物は、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分し、表2により判断するものとする。

表2 工作物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備(変電設備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場

	等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、庭木等、用材林立木、雑木、収穫樹、竹林及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。

表3 立竹木区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。 A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。 B 効 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 D そ の 他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。

	等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、庭木等、用材林立木、雑木、収穫樹、竹林及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。

表3 立竹木区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。 A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。 B 効 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 D そ の 他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。

収 穫 樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植林畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

## 第2章 用地調査等の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画書の作成)

第8条 受注者は、契約締結後14日以内にこの仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画
- 五 打合せ計画
- 六 成果品の品質を確保するための計画
- 七 成果品の内容、部数

収 穫 樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植林畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

## 第2章 用地調査等の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時を含む）

十 使用する主な機器

十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画

十二 その他

3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出するものとする。

4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

**（監督職員の指示等）**

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督職員の指示は、様式第25号により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、様式第26号により行うものとする。

5 第2項の協議は、様式第27号により行うものとする。

**（貸与品等）**

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

**（立入り及び立会い）**

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

**（障害物の伐除）**

**（監督職員の指示等）**

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。

**（支給材料等）**

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書（様式第3号）及び支給材料返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

**（立入り及び立会い）**

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

**（障害物の伐除）**



第 12 条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第 5 号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 13 条 受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第 14 条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督職員への進捗状況の報告）

第 15 条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第 6 号）を作成して監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

（成果品の一部提出等）

第 16 条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 監督職員は、前項で提出した成果品の一部について、その報告を求めることができる。受任者は、当該報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第 17 条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果品）

第 17 条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及び頁を付す。
- 四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

3 提出する成果品は、別記 4 成果品一覧表に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は、正副各 1 部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 39 条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（検査）

第 18 条 受注者は、検査職員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

第 12 条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第 5 号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 13 条 受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第 14 条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督職員への進捗状況の報告）

第 15 条 受注者は、用地調査等業務日報（様式第 6 号）を作成して監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

（成果品の一部提出等）

第 16 条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督職員が審査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第 17 条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果品）

第 17 条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及び頁を付す。
- 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

3 提出する成果品は、別記 4 成果品一覧表に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は、正副各 1 部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 39 条に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（検査）

第 18 条 受注者は、検査職員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

**(精度監理対象業務の対応)**

第 19 条 受注者は、第 16 条第 3 項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があるときは、これを修補するものとする。

**第 2 節 数量等の処理**

**(建物等の計測)**

第 20 条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。
- 二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位四捨五入）とする。

**(図面等に表示する数値及び面積計算)**

第 21 条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

**(計算数値の取扱い)**

第 22 条 建物等の補償額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償額算定調査に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第 3 位（小数点以下第 4 位切捨て）まで求める。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

**(精度監理対象業務の対応)**

第 19 条 受注者は、第 16 条第 3 項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があるときは、これを修補するものとする。

**第 2 節 数量等の処理**

**(建物等の計測)**

第 20 条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

- 一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。
- 二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第 1 位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位四捨五入）とする。

**(図面等に表示する数値及び面積計算)**

第 21 条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

**(計算数値の取扱い)**

第 22 条 建物等の補償額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償額算定調査に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第 3 位（小数点以下第 4 位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

**(補償額算定調査に計上する数値)**

第23条 補償額算定調査に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

**(補償額等の端数処理)**

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切り捨てとする。

四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

### 第3章 権利調査

#### 第1節 調査

**(権利調査)**

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいう。

**(地図の転写)**

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

**(補償額算定調査に計上する数値)**

第23条 補償額算定調査に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

**(補償額等の端数処理)**

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切り捨てとする。

四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

### 第3章 権利調査

#### 第1節 調査

**(権利調査)**

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいう。

**(地図の転写)**

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

#### （土地の登記記録の調査）

第 27 条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

#### （建物の登記記録の調査）

第 28 条 建物の登記記録の調査は、第 26 条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

#### （権利者の確認調査）

第 29 条 権利者の確認調査は、前 2 条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
  - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
  - 三 法人が破産法（大正 11 年法律第 71 号）による破産宣告を受けているとき等の場合においては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行う

- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

#### （土地の登記記録の調査）

第 27 条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

#### （建物の登記記録の調査）

第 28 条 建物の登記記録の調査は、第 26 条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

#### （権利者の確認調査）

第 29 条 権利者の確認調査は、前 2 条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
  - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
  - 三 法人が破産法（大正 11 年法律第 71 号）による破産宣告を受けているとき等の場合においては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行う

ものとする。

**(墓地管理者等の調査)**

第 30 条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- (6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

(1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。

(2) それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前 2 号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

- (1) 法名（戒名）
- (2) 俗名、性別及び享年
- (3) 死亡年月日
- (4) 火葬、土葬の区分
- (5) 墓地使用者単位の霊数
- (6) その他必要と認める事項

**(土地利用履歴等の調査)**

第 30 条の 2 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条に規定する土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別記 11 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成 24 年 6 月 7 日付け島用対連号外。以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

**第 2 節 調査書等の作成**

**(転写連続地図の作成)**

第 31 条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

ものとする。

**(墓地管理者等の調査)**

第 30 条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- (6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

(1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。

(2) それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前 2 号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

- (1) 法名（戒名）
- (2) 俗名、性別及び享年
- (3) 死亡年月日
- (4) 火葬、土葬の区分
- (5) 墓地使用者単位の霊数
- (6) その他必要と認める事項

**第 2 節 調査書等の作成**

**(転写連続地図の作成)**

第 31 条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線



- 二 第 27 条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名  
(調査書の作成)

第 32 条 第 27 条から第 30 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第 7 号の 1)、土地調査表(様式第 7 号の 2)、建物の登記記録調査表(様式第 8 号の 1、第 8 号の 2)、権利者調査表(様式第 9 号の 1、第 9 号の 2)、墓地管理者調査表(様式第 10 号の 1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第 10 号の 2)に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

3 土地利用履歴等の調査表は、第 30 条の 2 の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

## 第 4 章 用地測量

### 第 1 節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第 33 条 受注者は、調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第 34 条 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打合せの結果、第 31 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 38 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 35 条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

(立会い準備)

第 36 条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第 37 条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 37 条 受注者は、調査区域内における境界立会いの画地(島根県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地)の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- 二 第 27 条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名  
(調査書の作成)

第 32 条 第 27 条から第 30 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第 7 号の 1)、土地調査表(様式第 7 号の 2)、建物の登記記録調査表(様式第 8 号の 1、第 8 号の 2)、権利者調査表(様式第 9 号の 1、第 9 号の 2)、墓地管理者調査表(様式第 10 号の 1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第 10 号の 2)に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

## 第 4 章 用地測量

### 第 1 節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第 33 条 受注者は、測量区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第 34 条 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打合せの結果、第 31 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 38 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 35 条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

(立会い準備)

第 36 条 受注者は、測量区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第 37 条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 37 条 受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- 一 1 筆を範囲とする画地
- 二 1 筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- 三 1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごと

#### (境界立会い)

- 第 38 条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。
- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋳（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から 土地境界確認書（様式第 11 号の 1） に確認のための署名押印を求め、土地調査書（様式第 11 号の 2） を 発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

### 第 2 節 境界測量

#### (用地測量の基準点)

- 第 39 条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

#### (境界測量)

- 第 40 条 各境界点の測量を行うに当たっては、島根県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

の画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。

四 一画地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他にこれらに類するものが存するとき、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

#### (境界立会い)

- 第 38 条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。
- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋳（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書（様式第 11 号）に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

### 第 2 節 境界測量

#### (用地測量の基準点)

- 第 39 条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

#### (境界測量)

- 第 40 条 各境界点の測量を行うときは、近傍の 4 級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。
- 2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮しトータルステーション（データ

コレクタを含む。)、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）又はRTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができるものとする。

一 TS等による観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	———	———	5mm

二 RTK-GPS法又はネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ取得 間隔	セット間較差 の許容範囲		摘要
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック（連続） 以上を2セット	1秒	$\angle N$	20mm	
			$\angle E$	20mm	

三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

5 第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第 41 条 前条の作業において、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第 42 条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき T S 等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15 mm）等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 用地境界杭の観測は、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

3 第 1 項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたくて用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第 43 条 請負者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

(補助基準点の設置)

第 41 条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4 級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4 級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長 100 m 以内、節点は 1 点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2 対回 (0° ,90° )	1 対回	2 回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	60"	5 mm
	観測差	40"		

(用地境界仮杭の設置)

第 42 条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき T S 等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15 mm）等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 用地境界杭の観測は、第 40 条第 2 項の規定を準用するものとする。

3 第 1 項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたくて用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第 43 条 請負者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離を T S 等を用いて測定し精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分	平 地	山 地	摘 要
距離			

### 第3節 面積計算の範囲

#### (面積計算の範囲)

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

### 第4節 用地実測図等の作成

#### (用地実測図等の作成)

第45条 請負者は、用地実測図等の作成に当たっては、島根県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

- なお、表示記号等は、別表2 用地実測図表示記号により表示するものとする。
- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。
    - (1) 土地の測量に従事した者の記名押印
    - (2) 道路名、水路名
    - (3) 建物及び工作物

二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入をする。

20 m未満	10 mm	20 mm	Sは点間距離の計算値
20 m以上	S / 2,000	S / 1,000	

### 第3節 面積計算の範囲

#### (面積計算の範囲)

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

### 第4節 用地実測図等の作成

#### (用地実測図等の作成)

第45条 請負者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。
  - (1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
  - (2) 面積計算表
  - (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
  - (4) 境界辺長
  - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
  - (6) 用地の三斜及び数字
  - (7) 借地境界並びに借地の三斜及び数字
  - (8) 用地取得線
  - (9) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
  - (10) 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
  - (11) 中心杭及び幅杭点の位置
  - (12) 現況地目
  - (13) 道路名、水路名
  - (14) 建物及び工作物
  - (15) 画地及び残地の面積
  - (16) その他

二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を墨トレースをする。



## 第5章 土地評価

### (土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### (土地評価の基準)

第47条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き土地評価事務処理要領（平成2年2月27日管発第718号（以下「取扱要領」という。））に基づき実施するものとする。

### (現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

#### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

#### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げ

## 第5章 土地評価

### (土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### (土地評価の基準)

第47条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き土地評価事務処理要領（平成2年2月27日管発第718号（以下「取扱要領」という。））に基づき実施するものとする。

### (現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

#### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

#### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げ

る記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第 49 条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第 50 条 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に第 47 条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前 2 項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第 51 条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第 53 条及び運用方針第 36 に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

## 第 6 章 建物等の調査

### 第 1 節 調 査

(建物等の調査)

第 52 条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第 53 条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第 54 条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第 28 条第 2 項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

る記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第 49 条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第 50 条 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に第 47 条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前 2 項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第 51 条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第 53 条及び運用方針第 36 に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

## 第 6 章 建物等の調査

### 第 1 節 調 査

(建物等の調査)

第 52 条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第 53 条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第 54 条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第 28 条第 2 項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、木造建物調査積算要領（平成24年5月30日付け島用対連第5号。以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、非木造建物調査積算要領（平成24年5月30日付け島用対連第7号。以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年5月30日付け島用対連第8号。以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年5月30日付け島用対連第9号。以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、別記10附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第 62 条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

（立竹木）

第 63 条 立竹木の調査は、第 4 条表 3 の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
  - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
  - (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表 4 の判断基準による区分）等を調査する。

表 4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年 2 回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年 1 回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

- (3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5 本程度を 1 株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。
- 二 用材林立木の調査
  - (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。
  - (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があつたときは、次により行う。
    - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

第 62 条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

（立竹木）

第 63 条 立竹木の調査は、第 4 条表 3 の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
  - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
  - (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表 4 の判断基準による区分）等を調査する。

表 4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年 2 回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年 1 回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

- (3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5 本程度を 1 株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。
- 二 用材林立木の調査
  - (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。
  - (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があつたときは、次により行う。
    - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、①で定めた区域が 5,000 平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の 10 パーセント程度をもって行う。

### 三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

### 四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齢（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第 60 条の例により調査する。

### 五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものについては、その管理の状況等を調査する。

### 六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、①で定めた区域が 5,000 平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の 10 パーセント程度をもって行う。

### 三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

### 四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齢（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第 60 条の例により調査する。

### 五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものについては、その管理の状況等を調査する。

### 六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

## 第 2 節 調査書等の作成

### （建物等の配置図の作成）

第 64 条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木  
100 分の 1 又は 200 分の 1

(2) 庭園、墳墓、庭木等  
50 分の 1 又は 100 分の 1

三 用紙は、日本工業規格 A 3 判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A 2 判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

- (1) 敷地面積
- (2) 用途地域
- (3) 建ぺい率

## 第 2 節 調査書等の作成

### （建物等の配置図の作成）

第 64 条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木  
100 分の 1 又は 200 分の 1

(2) 庭園、墳墓、庭木等  
50 分の 1 又は 100 分の 1

三 用紙は、日本工業規格 A 3 判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A 2 判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

- (1) 敷地面積
- (2) 用途地域
- (3) 建ぺい率



- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第 65 条 第 54 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。
  - 一 法令名及び条項
  - 二 改善内容

(木造建物)

第 66 条 木造建物の図面及び調査書は、第 55 条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
  - 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 二 床伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 三 軸組図（縮尺 100 分の 1）
  - 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

(木造特殊建物)

第 67 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 56 条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
  - 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 二 床伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 三 軸組図（縮尺 100 分の 1）
  - 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）
  - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

- 4 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
  - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
  - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第 68 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 57 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 57 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

(機械設備)

第 69 条 機械設備の図面及び調査書は、第 58 条の調査結果を基に機械設備要領により作成す

- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第 65 条 第 54 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。
  - 一 法令名及び条項
  - 二 改善内容

(木造建物)

第 66 条 木造建物の図面及び調査書は、第 55 条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
  - 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 二 床伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 三 軸組図（縮尺 100 分の 1）
  - 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

(木造特殊建物)

第 67 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 56 条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
  - 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 二 床伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 三 軸組図（縮尺 100 分の 1）
  - 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）
  - 五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）
  - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第 68 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 57 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 57 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 69 条 機械設備の図面及び調査書は、第 58 条の調査結果を基に機械設備要領により作成す

るものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第13号)、工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 調査書は、立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

### 第3節 算 定

(移転先の検討)

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先地として取扱第2(運用方針第15関係)第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

るものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第13号)、工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 調査書は、立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

### 第3節 算 定

(移転先の検討)

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先地として取扱第2(運用方針第15関係)第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認められる場合に、取扱第2(運用方針第15関係)第6項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(木造特殊建物)

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第15号の1、第15号の2)
- 二 面積比較表(様式第15号の4)

(機械設備)

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地

4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認められる場合に、取扱第2(運用方針第15関係)第6項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(木造特殊建物)

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第15号の1、第15号の2)
- 二 面積比較表(様式第15号の4)

(機械設備)

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地

方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第 86 条 立竹木の補償額の算定は、第 74 条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

## 第 7 章 営業その他の調査

### 第 1 節 調 査

(営業その他の調査)

第 87 条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第 88 条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第 16 号の 1 から第 16 号の 4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近 3 か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近 1 年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近 3 か年とする。
- (4) 直近 1 年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近 3 か年とする。
  - ① 正規の簿記の場合  
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
  - ② 簡易簿記の場合  
現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要なもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。

方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第 86 条 立竹木の補償額の算定は、第 74 条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

## 第 7 章 営業その他の調査

### 第 1 節 調 査

(営業その他の調査)

第 87 条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第 88 条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第 16 号の 1 から第 16 号の 4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近 3 か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近 1 年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近 3 か年とする。
- (4) 直近 1 年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近 3 か年とする。
  - ① 正規の簿記の場合  
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
  - ② 簡易簿記の場合  
現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要なもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

**(居住者等に関する調査)**

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

**(動産に関する調査)**

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

## 第2節 調査書の作成

**(調査書の作成)**

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）
- 二 居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）
- 三 動産調査表（様式第18号）

## 第3節 算定

**(補償額の算定)**

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

## 第8章 消費税等調査

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

**(居住者等に関する調査)**

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

**(動産に関する調査)**

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

## 第2節 調査書の作成

**(調査書の作成)**

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）
- 二 居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）
- 三 動産調査表（様式第18号）

## 第3節 算定

**(補償額の算定)**

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

## 第8章 消費税等調査



(消費税等に関する調査等)

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成9年4月1日付建設省経整発第29号建設経済局調整課長通知))により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第19号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

(予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの(以下「工場等」という。)の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち

(消費税等に関する調査等)

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成9年4月1日建設経済局調整課長通知))により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第19号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

(予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの(以下「工場等」という。)の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち

当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

**（企業内容等の調査）**

第 97 条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

**（敷地使用実態の調査）**

第 98 条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
  - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

**（建物調査）**

第 99 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 55 条から第 57 条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

**（機械設備等調査）**

第 100 条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

**第 2 節 調査書等の作成**

**（企業概要書）**

当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

**（企業内容等の調査）**

第 97 条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

**（敷地使用実態の調査）**

第 98 条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
  - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

**（建物調査）**

第 99 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 55 条から第 57 条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

**（機械設備等調査）**

第 100 条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

**第 2 節 調査書等の作成**

**（企業概要書）**

第 101 条 企業内容等の調査書は、第 97 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 20 号の 1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第 102 条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 98 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1

（建物、機械設備等の図面作成）

第 103 条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第 104 条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第 97 条から第 100 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 1 項から第 3 項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 20 号の 2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 20 号の 3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第 103 条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 15 号の 1、第 15 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 15 号の 4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 15 号の 3）

### 第 3 節 算 定

（補償概算額の算定）

第 105 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 101 条から第 104 条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第 10 章 移転工法案の検討

### 第 1 節 調 査

（移転工法案の検討）

第 106 条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、

第 101 条 企業内容等の調査書は、第 97 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 20 号の 1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第 102 条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 98 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1

（建物、機械設備等の図面作成）

第 103 条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第 104 条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第 97 条から第 100 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 1 項から第 3 項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 20 号の 2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 20 号の 3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第 103 条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 15 号の 1、第 15 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 15 号の 4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 15 号の 3）

### 第 3 節 算 定

（補償概算額の算定）

第 105 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 101 条、第 102 条、第 103 条及び第 104 条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第 10 章 移転工法案の検討

### 第 1 節 調 査

（移転工法案の検討）

第 106 条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、

当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

**(企業内容等の調査)**

第 107 条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 101 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

**(敷地使用実態の調査)**

第 108 条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 98 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
  - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

**第 2 節 調査書等の作成**

**(企業概要書)**

第 109 条 企業内容等の調査書は、第 107 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 20 号の 1）を用いて、作成するものとする。

**(移転工法案の作成)**

第 110 条 工場等の移転工法案は、第 53 条から第 61 条まで、第 63 条、第 107 条及び第 108 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 1 項から第 3 項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

**(企業内容等の調査)**

第 107 条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 101 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

**(敷地使用実態の調査)**

第 108 条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 98 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
  - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第 7 号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

**第 2 節 調査書等の作成**

**(企業概要書)**

第 109 条 企業内容等の調査書は、第 107 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 20 号の 1）を用いて、作成するものとする。

**(移転工法案の作成)**

第 110 条 工場等の移転工法案は、第 53 条から第 61 条まで、第 63 条、第 107 条及び第 108 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 1 項から第 3 項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）

六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 20 号の 2）

七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 20 号の 3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 15 号の 1、第 15 号の 2）

二 面積比較表（様式第 15 号の 4）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 15 号の 3）

（補償額の比較）

第 111 条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 4 項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第 1 項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

## 第 11 章 再算定業務

（再算定業務）

第 112 条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 113 条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

## 第 12 章 補償説明

（補償説明）

第 114 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第 115 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（現地踏査等）

第 116 条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）

六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 20 号の 2）

七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 20 号の 3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 15 号の 1、第 15 号の 2）

二 面積比較表（様式第 15 号の 4）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 15 号の 3）

（補償額の比較）

第 111 条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第 2（運用方針第 15 関係）第 4 項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第 1 項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

## 第 11 章 再算定業務

（再算定業務）

第 112 条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 113 条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

## 第 12 章 補償説明

（補償説明）

第 114 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング）

第 115 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

（現地踏査等）

第 116 条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把



握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 117 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 118 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 119 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 21 号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 120 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

### 第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 121 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 122 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。)第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第 123 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 117 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第 118 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 119 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 21 号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 120 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

### 第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 121 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 122 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第 123 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 124 条 事業認定申請図書等の作成に当たっては、行う現地踏査においては、事業認定申請に係る 起業地を含む事業地の 踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 125 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 126 条 事業認定申請図書は、法第 18 条 並びに 法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下 この章において 「規則」という。）第 2 条 及び 第 3 条に定めるところに従うほか、別記 6 の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第 127 条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第 128 条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第 129 条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第 130 条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 131 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(旧) 第 132 条 削除 以下、条ずれを対応する。

(裁決申請図書の作成方法)

第 132 条 裁決申請図書は、法第 40 条及び規則第 16 条並びに第 17 条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第 133 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(旧) 第 135 条 削除 以下、条ずれを対応する。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 134 条 明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 及び規則第 17 条の 6 並びに第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(現地踏査)

第 124 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 125 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 126 条 事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「規則」という。）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、別記 6 の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第 127 条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第 128 条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第 129 条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第 130 条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 131 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 132 条 裁決申請申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第 133 条 裁決申請図書は、法第 40 条及び規則第 16 条並びに第 17 条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第 134 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 135 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 136 条 明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 及び規則第 17 条の 6 並びに第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

## 第14章 写真台帳の作成

### (写真台帳の作成)

- 第 135 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第 90 条第 3 号及び第 4 号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

## 第15章 土地調書及び物件調書の作成等

### (土地調書等の作成)

- 第 136 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第 22 号）及び物件調書（様式第 23 号）を作成するものとする。

## 第16章 検 証

### (検 証)

- 第 137 条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第 17 条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各業ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第 3 章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

## 第17章 その他

### (提出書類等)

## 第14章 写真台帳の作成

### (写真台帳の作成)

- 第 137 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第 90 条第 3 号及び第 4 号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

## 第15章 土地調書及び物件調書の作成等

### (土地調書等の作成)

- 第 138 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第 22 号）及び物件調書（様式第 23 号）を作成するものとする。

## 第16章 検 証

### (検 証)

- 第 139 条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第 17 条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各業ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第 3 章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

## 第17章 その他

### (提出書類等)

第 138 条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第 2 章から第 15 章に定めるもののほか、別記 3 に定めるものとする。

## 第 18 章 農業農村整備

### 第 1 節 総則

(趣旨等)

第 139 条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得等」という。)にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。)の調査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務(以下これらの業務を「用地調査等」という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第 140 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第 1 章第 2 条第 1 号によるものとする。
- 二 「権利者」は第 1 章第 2 条第 2 号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第 1 章第 2 条第 3 号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第 1 章第 2 条第 4 号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第 1 章第 2 条第 5 号によるものとする。
- 六 「指示」は第 1 章第 2 条第 6 号によるものとする。
- 七 「協議」は第 1 章第 2 条第 7 号によるものとする。
- 八 「報告」は第 1 章第 2 条第 8 号によるものとする。
- 九 「調査」は第 1 章第 2 条第 9 号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第 1 章第 2 条第 10 号によるものとする。
- 十一 「基準」は第 1 章第 2 条第 11 号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第 1 章第 2 条第 12 号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第 1 章第 2 条第 13 号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第 1 章第 2 条第 14 号によるものとする。

(基本的処理方針)

第 141 条 基本的処理方針は第 1 章第 3 条によるものとする。

(用地調査等の区分)

第 142 条 用地調査等の区分は第 1 章第 4 条によるものとする。

(業務従事者)

第 143 条 業務従事者は第 1 章第 5 条によるものとする。

## 第 2 節 用地調査等の基本的処理方法

(用地調査等の基本的処理方法)

第 144 条 用地調査等の基本的処理方法は第 2 章第 6 条～第 24 条によるものとする。

## 第 3 節 権利調査

1. 調査

第 140 条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第 2 章から第 15 章に定めるもののほか、別記 3 に定めるものとする。

## 第 18 章 農業農村整備

### 第 1 節 総則

(趣旨等)

第 141 条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得等」という。)にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。)の調査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務(以下これらの業務を「用地調査等」という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第 142 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第 1 章第 2 条第 1 号によるものとする。
- 二 「権利者」は第 1 章第 2 条第 2 号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第 1 章第 2 条第 3 号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第 1 章第 2 条第 4 号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第 1 章第 2 条第 5 号によるものとする。
- 六 「指示」は第 1 章第 2 条第 6 号によるものとする。
- 七 「協議」は第 1 章第 2 条第 7 号によるものとする。
- 八 「報告」は第 1 章第 2 条第 8 号によるものとする。
- 九 「調査」は第 1 章第 2 条第 9 号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第 1 章第 2 条第 10 号によるものとする。
- 十一 「基準」は第 1 章第 2 条第 11 号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第 1 章第 2 条第 12 号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第 1 章第 2 条第 13 号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第 1 章第 2 条第 14 号によるものとする。

(基本的処理方針)

第 143 条 基本的処理方針は第 1 章第 3 条によるものとする。

(用地調査等の区分)

第 144 条 用地調査等の区分は第 1 章第 4 条によるものとする。

(業務従事者)

第 145 条 業務従事者は第 1 章第 5 条によるものとする。

## 第 2 節 用地調査等の基本的処理方法

(用地調査等の基本的処理方法)

第 146 条 用地調査等の基本的処理方法は第 2 章第 6 条～第 24 条によるものとする。

## 第 3 節 権利調査

1. 調査

(調査)

第 145 条 調査は第 3 章第 25 条～第 30 条によるものとする。

## 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 146 条 調査書等の作成は第 3 章第 31 条～第 32 条によるものとする。

## 3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第 147 条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

(地積測量図等の作成)

第 148 条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

(協議)

第 149 条 受注者は、本章第 149 条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(責務)

第 150 条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

## 第 4 節 用地測量

(用地測量)

第 151 条 用地測量は第 4 章第 33 条～第 45 条によるものとする。

## 第 5 節 土地評価

(土地評価)

第 152 条 土地評価は第 5 章第 46 条～第 51 条によるものとする。

## 第 6 節 建物等の調査

### 1. 調査

(建物等の調査)

第 153 条 建物等の調査は第 6 章第 52 条～第 63 条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 154 条 調査書等の作成は第 6 章第 64 条～第 74 条によるものとする。

### 3. 算定

(算定)

第 155 条 算定は第 6 章第 75 条～第 86 条によるものとする。

## 第 7 節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第 156 条 営業その他の調査は第 7 章第 87 条～第 92 条によるものとする。

(調査)

第 147 条 調査は第 3 章第 25 条～第 30 条によるものとする。

## 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 148 条 調査書等の作成は第 3 章第 31 条～第 32 条によるものとする。

## 3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第 149 条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

(地積測量図等の作成)

第 150 条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

(協議)

第 151 条 受注者は、本章第 149 条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(責務)

第 152 条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

## 第 4 節 用地測量

(用地測量)

第 153 条 用地測量は第 4 章第 33 条～第 45 条によるものとする。

## 第 5 節 土地評価

(土地評価)

第 154 条 土地評価は第 5 章第 46 条～第 51 条によるものとする。

## 第 6 節 建物等の調査

### 1. 調査

(建物等の調査)

第 155 条 建物等の調査は第 6 章第 52 条～第 63 条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 156 条 調査書等の作成は第 6 章第 64 条～第 74 条によるものとする。

### 3. 算定

(算定)

第 157 条 算定は第 6 章第 75 条～第 86 条によるものとする。

## 第 7 節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第 158 条 営業その他の調査は第 7 章第 87 条～第 92 条によるものとする。



## 第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第157条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

## 第9節 予備調査

### 1. 調査

(調査)

第158条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第159条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

### 3. 算定

(補償概算額の算定)

第160条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

## 第10節 移転工法案の検討

### 1. 調査

(調査)

第161条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第162条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

## 第11節 再算定業務

(再算定業務)

第163条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

## 第12節 補償説明

(補償説明)

第164条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

## 第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第165条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第134条によるものとする。

## 第14節 環境調査

(環境調査)

第166条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第167条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1)騒音測定結果一覧表(様式第33号)

## 第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第159条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

## 第9節 予備調査

### 1. 調査

(調査)

第160条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第161条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

### 3. 算定

(補償概算額の算定)

第162条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

## 第10節 移転工法案の検討

### 1. 調査

(調査)

第163条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第164条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

## 第11節 再算定業務

(再算定業務)

第165条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

## 第12節 補償説明

(補償説明)

第166条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

## 第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第167条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第136条によるものとする。

## 第14節 環境調査

(環境調査)

第168条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第169条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1)騒音測定結果一覧表(様式第33号)

- (2) 振動測定結果一覧表（様式第 34 号）  
(3) 井戸調査表（様式第 35 号）

## 第15節 保安林解除等申請図書の作成

### （保安林解除等申請図書の作成）

- 第 168 条 保安解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 27 条及び同法施行規則第 15 条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 2416 号）第 7 条及び同法施行規則第 14 条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいう。

### （事業計画の説明）

- 第 169 条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

### （現地踏査）

- 第 170 条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

### （保安林解除等申請図書の作成方法）

- 第 171 条 保安解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 15 条並びに国有林野の管理運営に関する法律第 7 条及び同法施行規則第 14 条の定めるところに従うほか、別記 8 の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

## 第16節 写真台帳の作成

### （写真台帳の作成）

- 第 172 条 写真台帳の作成は第 14 章第 135 条によるものとする。

## 第17節 土地調書及び物件調書の作成等

### （土地調書等の作成）

- 第 173 条 土地調書等の作成は第 15 章第 136 条によるものとする。

## 第18節 検 証

### （検 証）

- 第 174 条 検証は第 16 章第 137 条によるものとする。

## 第19節 その他

### （提出書類等）

- 第 175 条 提出書類等は第 17 章第 138 条によるものとする。

- (2) 振動測定結果一覧表（様式第 34 号）  
(3) 井戸調査表（様式第 35 号）

## 第15節 保安林解除等申請図書の作成

### （保安林解除等申請図書の作成）

- 第 170 条 保安解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 27 条及び同法施行規則第 15 条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 2416 号）第 7 条及び同法施行規則第 14 条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいう。

### （事業計画の説明）

- 第 171 条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

### （現地踏査）

- 第 172 条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

### （保安林解除等申請図書の作成方法）

- 第 173 条 保安解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 15 条並びに国有林野の管理運営に関する法律第 7 条及び同法施行規則第 14 条の定めるところに従うほか、別記 8 の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

## 第16節 写真台帳の作成

### （写真台帳の作成）

- 第 174 条 写真台帳の作成は第 14 章第 137 条によるものとする。

## 第17節 土地調書及び物件調書の作成等

### （土地調書等の作成）

- 第 175 条 土地調書等の作成は第 15 章第 138 条によるものとする。

## 第18節 検 証

### （検 証）

- 第 176 条 検証は第 16 章第 139 条によるものとする。

## 第19節 その他

### （提出書類等）

- 第 177 条 提出書類等は第 17 章第 140 条によるものとする。

# 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

## 1章 総 則

### 1-1 一 般

- 1) 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) 設計図書は、相互に補充し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3) 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けなければならない。

### 1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 2) 「受注者」とは、調査設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知したもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
- 4) 「検査職員」とは、調査設計業務の完了の検査にあつて、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5) 「管理技術者」とは、設計業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 6) 「主任技術者」とは、測量・調査業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 7) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規程に基づき受注者が定めた者をいう。
- 8) 「担当技術者」とは、管理技術者又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 9) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査設計業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 10) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 11) 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
- 12) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 13) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 14) 「共通仕様書」とは、調査設計業務作業に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 15) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該調査設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 16) 「現場説明書」とは、調査設計業務の入札に参加する者に対して、発注者が当該調査設計業務の契約条件を説明するための書類をいう。

赤字：「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 平成23年5月(社)日本港湾協会」を参考に修正した箇所

青字：「島根県業務委託共通仕様書」を参考に修正した箇所及び最新の年月日等に修正

## 1章 総 則

### 1-1 一 般

- 1) 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) 設計図書は、相互に補充し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3) 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けなければならない。

### 1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2) 「受注者」とは、調査設計業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知したもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
- 4) 「主任監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、監督員の指揮監督を行う者をいう。
- 5) 「監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議で重要なものを除くものの処理、業務の一時中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。
- 6) 「検査職員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 7) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 8) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で、契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規程に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 9) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であつて受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 10) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 11) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 12) 「契約書」とは、漁港漁場設計・測量・調査等業務契約書をいう。
- 13) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 14) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 15) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 16) 「特記仕様書」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。
- 17) 「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
- 18) 「入札説明書」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明す

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- 17) 「質問回答書」とは、現場説明書に対する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 18) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 19) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- 20) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行或いは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 21) 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、調査設計業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 22) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、調査設計業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 23) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対し書面をもって同意を求めることをいう。
- 24) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項に発注者若しくは監督職員又は受注者が書面で同意することをいう。
- 25) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 27) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 28) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、調査設計業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。  
 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。  
 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 30) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査設計業務の完了を確認することをいう。
- 31) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者又は主任技術者と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33) 「協力者」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 36) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
- 37) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

1-3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に調査設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が調査設計業務の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

1-4 設計図書の支給及び点検

- 1) 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原因若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、監督職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。
- 3) 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1-5 監督職員

- 1) 発注者は、調査設計業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- るために公表した書面をいう。
- 19) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
- 20) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 21) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- 22) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行或いは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 23) 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 24) 「報告」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対し書面をもって同意を求めることをいう。
- 26) 「承諾」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。
- 27) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
- 28) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 29) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 30) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 31) 「提出」とは、発注者若しくは監督職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは監督職員に対し、事業に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 32) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 33) 「検査」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
- 34) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために監督職員と管理技術者が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 35) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 36) 「協力者」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 37) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 38) 「立会」とは、設計図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
- 39) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
- 40) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

1-3 業務の着手

受注者は、契約締結後15日以内に調査設計業務に着手するものとする。この場合、着手とは、管理技術者が調査設計業務の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、監督職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。

1-5 監督職員

- 1) 発注者は、調査設計業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- 3) 契約書の規程に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4) 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合は、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

1-6 管理技術者等

- 1) 受注者は、当該調査設計業務における管理技術者等を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 管理技術者等は、契約図書等に基づき、調査設計業務に関する技術上の一切の事項を管理又は処理するものとする。
- 3) 管理技術者等は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することと、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4) 管理技術者等に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者等に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者等は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者等に対し指示等を行えば足りるものとする。
- 5) 管理技術者等は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6) 受注者又は管理技術者は、屋外における調査設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 7) 管理技術者は、1-7 照査技術者及び照査の実施 4) に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1-7 照査技術者及び照査の実施

- 1) 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、当該調査設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

1-8 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者等と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- 4) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

1-9 提出書類

- 1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が500万円以上の調査設計業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 3) 当該業務における監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4) 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合は、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

1-6 管理技術者等

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。（設計共同企業体である場合を含む。）
- 2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者等は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することと、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4) 管理技術者等に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に通知するものとする。
- 5) 管理技術者等は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6) 受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。
- 7) 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上、相互の協力をし、業務を実施するものとする。

1-7 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示する業務の節目に、照査技術者自身によりその成果品の照査を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- 6) 管理技術者は、4) に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

1-8 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、監督職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は5名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に5名までとする。
- 2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- 4) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

1-9 提出書類

- 1) 受注者は、契約図書に従い、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2) 受注者は、提出書類を契約関係の様式集等に基づき監督職員に提出するものとする。それに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。
- 3) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報サービス（TECRIS）により、受注・変更・完了時に業務実績データを作成後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。また、登録内容に訂正が必要な場



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

1-10 打合せ等

- 1) 調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2) 調査設計業務の着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者等と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
- 4) 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程表
  - (4) 業務組織表
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 使用する主要機器・主要船舶・機械
  - (7) 施設（検潮所、試験室等）
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 環境保全対策
  - (10) 成果物の内容、部数
  - (11) 使用する主な図書及び基準
  - (12) その他必要事項
 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。
- 3) 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正に必要を認めた場合には管理技術者等と協議の上修正させることができるものとする。
- 4) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与及び返還

- 1) 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2) 受注者は、貸与された図書及び関係資料の必要がなくなった場合、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された図書及び関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録するものとする。なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出しなければならない。登録の期日は次によるものとする。

- (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

1-10 打合せ等

- 1) 監督職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2) 調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で監督職員と管理技術者は打合せを行うものとし、受注者は、その結果を書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者等は、業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程表
  - (4) 業務組織表
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 主要機器・主要船舶・機械
  - (7) 施設（検潮所、試験室等）
  - (8) 安全管理
  - (9) 環境保全対策
  - (10) 成果品の内容、部数
  - (11) 使用する主な図書及び基準
  - (12) その他必要事項
 なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。
- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 3) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与及び返還

- 1) 受注者は調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。
- 2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複製してはならない。

1-14 作業時間

- 1) 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

1-14 関係官公庁への手続き等

- 1) 受注者は、調査設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

1-15 地元関係者との交渉等

- 1) 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示のある場合は、受注者はこれに協力をするものとする。これらの交渉に当たり、受注者は、地元関係者に誠意を持って接しなければならない。
- 2) 受注者は、屋外で行う調査設計業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3) 受注者は、設計図書定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5) 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

1-16 土地又は水面への立入り

- 1) 受注者は、屋外で行う調査設計業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は水面に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち調査設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2) 受注者は、調査設計業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4) 受注者は、第三者の土地等への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。  
なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却するものとする。

1-17 成果品の提出

- 1) 受注者は、調査設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-18 関連法令及び条例の遵守

- 1) 受注者は、調査設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-19 検査

- 1) 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。
- 2) 発注者は、調査設計業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で業務を行う場合、事前に監督職員に通知するものとする。

1-15 関係官公庁への手続き等

- 1) 受注者は、業務に関係する諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続きを行うものとする。なお、受注者は、手続きに許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。

1-16 地元関係者との交渉等

- 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。
- 2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。

1-17 土地等への立入り

- 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。
- 3) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに監督職員に通知し、指示を受けるものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。通知を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。

1-18 成果品の提出

- 1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合は、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果品を部分提出するものとする。
- 3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-19 関連法令及び条例の遵守

- 1) 受注者は、業務に関連する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

1-20 検査

- 1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

- 3) 検査職員は、監督職員及び管理技術者等の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 調査設計業務成果品の検査
  - (2) 調査設計業務管理状況の検査
- 調査設計業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1-20 修補

- 1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3) 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

1-21 条件変更等

- 1) 監督職員が、受注者に対して調査設計業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書で明示されていない施行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。
  - (1) 1-16 土地又は水面への立入り 1) に定める現地への立入りが不可能となった場合。
  - (2) 天災その他不可抗力による損害。
  - (3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 2) 検査職員は、監督職員及び管理技術者等の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 調査設計業務の成果品
  - (2) 調査設計業務の管理状況
  - (3) 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。
  - (4) 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。
  - (5) 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。
  - (6) 契約書第36条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第30条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。

1-21 修補

- 1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2) 受注者は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする
- 3) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は監督職員が行うものとする。
- 4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 5) 修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を契約書第31条に規定する期間に含めないものとする。

1-22 損害

- 1) 受注者は、契約書第26条、第27条及び第28条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければならない。
- 2) 契約書第28条に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用しなければならない。
  - (1) 波浪、高潮の場合  
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。
  - (2) 強風の場合  
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
  - (3) 降雨の場合  
次のいずれかに該当する場合とする。
    - ①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
    - ②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
    - ③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
  - (4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合
  - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合  
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
- 3) 契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第25条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び 災害の災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1-23 条件変更等

- 1) 監督職員が、受注者に対して調査設計業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書で明示されていない施行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。
  - (1) 1-17 土地等への立入り 1) に定める現地への立入りが不可能となった場合。
  - (2) 天災その他不可抗力による損害。
  - (3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

1-22 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 調査設計業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督職員と受注者が協議し、調査設計業務履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更へ代える設計図書の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) **1-21 条件変更等**の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
  - (2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
  - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

1-23 履行期間の変更

- 1) 発注者は、受注者に対して調査設計業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査設計業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3) 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4) 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-24 一時中止

- 1) 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。  
 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査設計業務の中断については、**1-32 臨機の措置**により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の調査設計業務の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により調査設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 災害等により調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない等、監督職員が必要と認めた場合には、調査設計業務の全部又は一部を一時中止をさせることができるものとする。
- 3) 前2項の場合において、受注者は屋外で行う調査設計業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

1-25 発注者の賠償責任

- 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
  - 2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-26 受注者の賠償責任

- 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
  - 2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
  - 3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-27 部分使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途調査設計業務の用に供する必要がある場合
  - (2) その他、特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に同意した場合、部分使用同意書を発注者に提出するものとする

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

1-24 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。
  - (1) 調査設計業務内容の変更により **契約金額**に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 受注者と協議し、調査設計業務の**実施上**、必要があると認められる場合
  - (4) **契約書第25条の規定に基づき受注者が臨機の処置を行った場合**
  - (5) 契約書第29条の規定に基づき**契約金額**の変更へ代える**業務内容**の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) **1-23 条件変更等**の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
  - (2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
  - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

1-25 履行期間の変更

- 1) 発注者は、受注者に対して調査設計業務の変更の指示を行**おうとする**場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項**又は**調査設計業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、**受注者と協議のうえ**、履行期間変更を行わない**ことができるものとする**。
- 3) 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4) **受注者は**、契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-26 一時中止

- 1) **発注者は**、契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合、受注者に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させる**ことができるものとする**。
  - (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の調査設計業務の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により調査設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 災害等により調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者**及び協力者**等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない等、監督職員が必要と認めた場合、調査設計業務の全部又は一部を一時中止をさせることができるものとする。
- 3) **受注者は**、前2項により**業務を一時中止する**場合、屋外で行う調査設計業務の現場を監督職員の指示により**保全**しなければならない。

1-27 発注者の賠償責任

- 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害**及び**契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべき**もの**とされた場合
  - 2) 発注者の**責めにより**、**当該業務を継続する**ことが不可能となった場合

1-28 受注者の賠償責任

- 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 1) 契約書第26条に規定する一般的損害**及び**契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべき**もの**とされた場合
  - 2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害

1-29 部分使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他、特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に**承諾**した場合、**発注者に**部分使用同意書**とともに成果品**を提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

1-28 再委託

- 1) 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。
- 2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3) 受注者は、1)及び2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、調査設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査設計業務の実施について適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施しなければならない。  
なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1-29 成果品の使用等

- 1) 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を發表することができる。
- 2) 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-30 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、成果品の發表に際して、1-29 成果品の使用等 1) の承諾を受けた場合はこの限りではない。

1-31 業務管理

- 1) 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い調査設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、当該調査設計業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務若しくは工事と、常に相互強調して調査設計業務を行うものとする。
- 3) 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に写真管理等により記録するものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の發表方法について事前に承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、潜水業務を伴う場合、安全な潜水作業と的確な施工を確保するように潜水士を配置するものとする。
- 6) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-32 安全管理

- 1) 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
  - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
  - (2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、使用人等を安全な場所に避難させるものとする。
  - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 3) 受注者は、事故及び災害が発生した場合、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

1-30 再委託

- 1) 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。
- 2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3) 受注者は、1)及び2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施しなければならない。  
なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1-31 成果品の使用等

- 1) 受注者は、**設計図書に特別の定めがない場合**、契約書第5条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て、成果品を發表することができる。

1-32 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-1.1業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-33 業務管理

- 1) 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互強調して業務を行うものとする。
- 3) 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の發表方法について事前に承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、潜水業務を伴う場合、**適切に潜水作業従事者**を配置するものとする。
- 6) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-34 安全管理

- 1) 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
  - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
  - (2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、**協力者**等を安全な場所に避難させるものとする。
  - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 3) 受注者は、事故及び災害が発生した場合、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- 公庁に通知するほか遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、海上若しくは海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
  - 5) 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする
    - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
    - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
 なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
  - 6) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除くものとする。
 なお、ただちに取除けない場合は、ただちに標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
  - 7) 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
  - 8) 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
  - 9) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
  - 10) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保するものとする。

1-33 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-34 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-35 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
- 2) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急処置を講じ、監督職員に通知するものとする。
 また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
- 3) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置をとるものとする。
- 4) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。
 また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-36 委員会等の設置

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。
 また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
- 2) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
- 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-23 契約変更の規程によるものとする。

1-37 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に關した費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
  - 5) 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする
    - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
    - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
 なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
  - 6) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除くものとする。
 なお、ただちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
  - 7) 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
  - 8) 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
  - 9) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
  - 10) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保するものとする。

1-35 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-36 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 受注者は、前項の規定に基づく履行報告の提出時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を併せて通知するものとする。

1-37 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
- 2) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急処置を講じ、監督職員に通知するものとする。
 また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
- 3) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置をとるものとする。
- 4) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。
 また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-38 委員会等の設置

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。
 また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
- 2) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
- 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-24 契約変更の規程によるものとする。

1-39 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に關した費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議する者とする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

1-38 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピュータ程度の簡易計算機を用いる場合、または汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

1-40 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピュータ程度の簡易計算機を用いる場合、または汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

1-41 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては下記の事項に協力しなければならない。

①業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の日から90日以内に発注者に提出するものとする。

なお、調査票については別途指示するものとする。

②提出された調査票等の内容を確認するため、監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

2章 深 浅 測 量

1節 深浅測量

2-1-1 適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 測量基準

1) 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、漁港管理者及び海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いるものとする。

なお、既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。  
 (1) 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いるものとする。

(2) 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準とするものとする。  
 (3) 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGPS測量によるものとする。

また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GPS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によるものとする。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用するものとする。  
 (4) 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内

(5) 多角測量は、節点に既知点を含むものとし、座標計算を行うものとする。  
 なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内  
 ここで、n : 多角辺の数

(6) GPS測量の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 15cm以内  
 補助基準点 : 25cm以内

(7) 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行うものとする。  
 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内

(8) 測量機器は、必要な精度を考慮して選定するものとする。

2) 検 潮

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。  
 (2) 受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮するものとする。

(3) 受注者は、次により検潮するものとする。  
 (イ) 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。

(ロ) 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。

(ハ) 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。

(4) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。  
 (イ) T、Pとの関係を求める場合は、使用したG、S、B、Mの公表平均成果年度を明記する。

(ロ) 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

3) 基本水準面最低水面及び平均水面  
 受注者は、基本水準面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長時間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp>)に掲げられたZ<sub>0</sub>区分帯によるZ<sub>0</sub>を減じた面を基本水準面最低水面とするものとする。

$DL = A_0' - Z_0$   
 $A_0' = A_1' + (A_0 - A_1)$

ここで DL : 基本水準面最低水面

2章 深 浅 測 量

1節 深浅測量

2-1-1 適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 測量基準

1) 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、漁港管理者及び海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いるものとする。

なお、既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。  
 (1) 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いるものとする。

(2) 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準とするものとする。  
 (3) 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGPS測量によるものとする。

また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GPS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によるものとする。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用するものとする。  
 (4) 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内

(5) 多角測量は、節点に既知点を含むものとし、座標計算を行うものとする。  
 なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内

(6) GPS測量の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 15cm以内  
 補助基準点 : 25cm以内

(7) 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行うものとする。  
 なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点 : 30cm以内  
 補助基準点 : 50cm以内

(8) 測量機器は、必要な精度を考慮して選定するものとする。

2) 検 潮

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。  
 (2) 受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮するものとする。

(3) 受注者は、次により検潮するものとする。  
 (イ) 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。

(ロ) 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。

(ハ) 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。

(4) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。  
 (イ) T、Pとの関係を求める場合は、使用したG、S、B、Mの公表平均成果年度を明記する。

(ロ) 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

3) 基本水準面最低水面及び平均水面  
 受注者は、基本水準面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長時間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp>)に掲げられたZ<sub>0</sub>区分帯によるZ<sub>0</sub>を減じた面を基本水準面最低水面とするものとする。

$DL = A_0' - Z_0$   
 $A_0' = A_1' + (A_0 - A_1)$

ここで DL : 基本水準面最低水面

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- A<sub>0</sub> : 基準検潮所の平均水面
- A<sub>0</sub>' : 測量地検潮所の平均水面
- A<sub>1</sub> : 基準検潮所の短期平均水面
- A<sub>1</sub>' : 測量地検潮所の短期平均水面
- Z<sub>0</sub> : 平均水面から基本水準面最低水面までの値

2-1-3 水深測量

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。
- 2) 海上測位
  - (1) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は、六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、一級水域においては±5mを確保できるものを使用するものとする。
  - (2) 受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。
  - (3) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。
- 3) 測 深
  - (1) 測深機器
 

受注者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-2音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。

表2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz (31m未満) 90～230kHz (31m～100m)
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下

(2) 測深及び水深改正

- (イ) 受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、吃水等により、諸改正をおこなうものとする。
- (ロ) 受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をパーチェック法若しくは音速度計により求めるものとする。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出するものとする。パーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。
- (ハ) 受注者は、パーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのパーチェックを行うものとする。
- (ニ) 受注者は、パーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めるものとする。
- (3) 作業条件
 

受注者は、海面が平穏で視界が良好な場合に測深作業を行うものとする。

2-1-4 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深するものとする。

2-1-5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- A<sub>0</sub> : 基準検潮所の平均水面
- A<sub>0</sub>' : 測量地検潮所の平均水面
- A<sub>1</sub> : 基準検潮所の短期平均水面
- A<sub>1</sub>' : 測量地検潮所の短期平均水面
- Z<sub>0</sub> : 平均水面から基本水準面最低水面までの値

2-1-3 水深測量

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。
- 2) 海上測位
  - (1) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は、六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、**一a級水域及び一b級水域**においては±5mを確保できるものを使用するものとする。
  - (2) 受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。
  - (3) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。
- 3) 測 深
  - (1) 測深機器
 

受注者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。

表2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz (31m未満) 90～230kHz (31m～100m)
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
インターフェオメトリ音響測深機	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

(2) 測深及び水深改正

- (イ) 受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、吃水 等により、諸改正をおこなうものとする。
- (ロ) 受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をパーチェック法若しくは音速度計により求めるものとする。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出するものとする。パーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。
- (ハ) 受注者は、パーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのパーチェックを行うものとする。
- (ニ) 受注者は、パーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30 m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めるものとする。
- (3) 作業条件
 

受注者は、海面が平穏で視界が良好な場合に測深作業を行うものとする。

2-1-4 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深するものとする。

2-1-5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

2-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・ 件名
    - ・ 測量箇所
    - ・ 測量期間
    - ・ 測量区域図
    - ・ 測量機器
    - ・ 測定方法
    - ・ 地形解析結果
    - ・ 測量結果と考察
  - (2) 図面
    - ・ 測深図（原図）
  - (3) 資料
    - ・ 航跡図（原図）
    - ・ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
    - ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

2-1-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と計算結果の整合性
  - (3) 測定記録と図面表現の整合性
  - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
  - (5) 成果品の適切性

2 節 水路測量

2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 測量基準

- 1) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 2) 検潮は、**2-1-2 測量基準 2)**を適用するものとする。
- 3) 基本水準面最低水面及び平均水面は、**2-1-2 測量基準 3)**を適用するものとする。

2-2-3 水深測量

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水路測量を行うものとする。
- 2) 海上測位は、**2-1-3 水深測量 2)**を適用するものとする。
- 3) 測深機  
(1) 測深機器  
受注者は、「表2-2音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上の多素子型音響測深機又はマルチビーム音響測深機により測深を行うものとする。  
なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

2-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・ 件名
    - ・ 測量箇所
    - ・ 測量期間
    - ・ 測量区域図
    - ・ 測量機器
    - ・ 測定方法
    - ・ 地形解析結果
    - ・ 測量結果と考察
  - (2) 図面
    - ・ 測深図（原図）
  - (3) 資料
    - ・ 航跡図（原図）
    - ・ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
    - ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

2-1-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と計算結果の整合性
  - (3) 測定記録と図面表現の整合性
  - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
  - (5) 成果物の適切性

2 節 水路測量

2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 測量基準

- 1) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 2) 検潮は、**2-1-2 測量基準 2)**を適用するものとする。
- 3) 基本水準面最低水面及び平均水面は、**2-1-2 測量基準 3)**を適用するものとする。

2-2-3 水深測量

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水路測量を行うものとする。
- 2) 海上測位は、**2-1-3 水深測量 2)**を適用するものとする。
- 3) 測深機  
(1) 測深機器  
受注者は、「表2-2音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上の多素子型音響測深機、マルチビーム音響測深機又は**インターフェロメトリ音響測深機**により測深を行うものとする。  
なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

項目	性能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz（31m未満） 90～230kHz（31m～100m）
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、**2-1-3 水深測量 3) (2)**を適用するものとする。

- (イ) 受注者は、直下測深値を採用するものとする。  
ただし、斜測深の斜角度が5°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。
- (ロ) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合、送受波器の斜角度は20°を超えないものとする。
- (ハ) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。
- (ニ) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深するものとする。
- (3) 作業条件は、**2-1-3 水深測量 3) (3)**を適用するものとする。
- (4) 音響測深の異常記録  
受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を行うものとする。
- (イ) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。
- (ロ) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- (ハ) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- (ニ) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。
- ① 比高が0.5m以下のもの。
  - ② その最浅部が計画水深より深いもの。
  - ③ 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

**2-2-4 測深線間隔及び未測深幅**

- 1) 受注者は、水域の区分毎に「表2-3未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとるものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

項目	性能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90～230kHz（31m未満） 90～230kHz（31m～100m）
送受波器の指向角	半減半角8°以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム（浅海用）音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36～455kHz
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
インターフェロメトリ音響測深機	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、**2-1-3 水深測量 3) (2)**を適用するものとする。

- (イ) 受注者は、直下測深値を採用するものとする。  
ただし、斜測深の斜角度が5°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。
- (ロ) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合、送受波器の斜角度は20°を超えないものとする。
- (ハ) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。
- (ニ) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深するものとする。
- (3) 作業条件は、**2-1-3 水深測量 3) (3)**を適用するものとする。
- (4) 音響測深の異常記録  
受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を行うものとする。
- (イ) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。
- (ロ) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- (ハ) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- (ニ) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。
- ① 比高が0.5m以下のもの。
  - ② その最浅部が計画水深より深いもの。
  - ③ 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

**2-2-4 測深線間隔及び未測深幅**

- 1) 受注者は、水域の区分毎に「表2-3未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとるものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

表2-3 未測深幅

水域の区分		使用機器	未測深幅	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特級		多素子音響測深機又はマルチビーム音響測深機	0m	
一級	浚渫等を行った水域	多素子音響測深機(2素子)	3m未満	1.5m未満
		その他の機器	6m未満	3m未満
	その他の水域	多素子音響測深機(2素子)	12m未満	6m未満
		その他の機器	25m未満	12.5m未満

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、マルチビーム音響測深機又はレーザー測深機

- 2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔とする。
- 3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から1m以内となるように測深するものとする。
- 4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行うものとする。
- 5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表2-3 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量するものとする。

2-2-5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得るものとする。

- 1) 航跡図の整理
 

受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図の作成するものとする。

  - (1) 海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。
  - (2) 海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。
  - (3) 航跡図の縮尺は、測量原因と同一とする。
- 2) 水深測定資料の整理
  - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認するものとする。
 

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知するものとする。
  - (2) 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。
  - (3) 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとるものとする。
- 3) 地形解析
 

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行うものとする。
- 4) 測深図(原因)
  - (1) 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の2通りを作成するものとする。
  - (2) 受注者は、横メルカトル図法により作図するものとする。
  - (3) 受注者は、用紙に厚さ0.075mm以上のプラスチックシートを用い、図積は50cm×40cm以上96cm×63cmまでとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

表2-3 未測深幅

水域の区分		使用機器	未測深幅	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特級		多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0m	
一a級		単素子音響測深機	2m	
		多素子音響測深機(素子数が2つのものに限る。)	3m	
		その他の機器	6m	
一b級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機	8m	
		多素子音響測深機(素子数が2つのものに限る。)	12m	
		その他の機器	25m	
その他の水域		全ての機器	50m又は水深の3倍のうち大きい値	

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機(一b級に限る。)

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成21年3月31日海上保安庁告示第110号)

- ①別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。
- ②係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。

- 2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔とする。
- 3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から1m以内となるように測深するものとする。
- 4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行うものとする。
- 5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表2-3 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量するものとする。

2-2-5 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得るものとする。

- 1) 航跡図の整理
 

受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図の作成するものとする。

  - (1) 海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。
  - (2) 海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。
  - (3) 航跡図の縮尺は、測量原因と同一とする。
- 2) 水深測定資料の整理
  - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認するものとする。
 

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知するものとする。
  - (2) 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。
  - (3) 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとるものとする。
- 3) 地形解析
 

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行うものとする。
- 4) 測深図(原因)
  - (1) 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の2通りを作成するものとする。
  - (2) 受注者は、横メルカトル図法により作図するものとする。
  - (3) 受注者は、用紙に厚さ0.075mm以上のプラスチックシートを用い、図積は50cm×40cm以上96cm×63cmまでとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- (4) 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入するものとする。  
(5) 水深7m以深の係船岸の前面は、側傍水深図を作成するものとする。その縮尺は1/1,000～1/3,000とし、測深図との共通点を2点以上記入するものとする。

### 2-2-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。  
2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
- (1) 報告書
- ・件名
  - ・測量箇所
  - ・測量期間
  - ・測量区域図
  - ・測量機器
  - ・測定方法
  - ・地形解析結果
  - ・測量結果と考察
- (2) 図面
- ・測深図（原図）
  - ・測深図（海図と同縮尺）
  - ・側傍水深図
  - ・経緯度表地点表示図
  - ・検潮所基準測点結果
  - ・基準面決定簿
- (3) 資料
- ・測定図（航跡図、原点図、岸測図、測深図、測傍測深図、大深原稿図、拡大水深原稿図）
  - ・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿、岸測簿）
  - ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

### 2-2-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
- (1) 調査方針及び調査内容の適切性  
(2) 測定記録と計算結果の整合性  
(3) 測定記録と図面表現の整合性  
(4) 既存資料、計画資料等との整合性  
(5) 成果品の適切性

## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- (4) 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入するものとする。

### 2-2-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。  
2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
- (1) 報告書
- ・件名
  - ・測量箇所
  - ・測量期間
  - ・測量区域図
  - ・測量機器
  - ・測定方法
  - ・地形解析結果
  - ・測量結果と考察
- (2) 図面
- ・測深図（原図）
  - ・測深図（海図と同縮尺）
  - ・側傍水深図
  - ・経緯度表地点表示図
  - ・検潮所基準測点結果
  - ・基準面決定簿
- (3) 資料
- ・測定図（航跡図、原点図、岸測図、測深図、水深原稿図、拡大水深原稿図）
  - ・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿、岸測簿）
  - ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG. P. S. 測位記録）

### 2-2-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
- (1) 調査方針及び調査内容の適切性  
(2) 測定記録と計算結果の整合性  
(3) 測定記録と図面表現の整合性  
(4) 既存資料、計画資料等との整合性  
(5) 成果品の適切性

## 3節 汀線測量

### 2-3-1 適用の範囲

本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 2-3-2 測量基準

基準点測量は、2-1-2 測量基準 1) を適用するものとする。

### 2-3-3 水準測量

- 1) 水準測量  
受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。
- 2) 縦断測量  
主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。
- 3) 横断測量  
受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ10m間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。  
なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。

### 2-3-4 成果品

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果品を作成し、提出しなければならない。

- ・観測手簿
- ・計算簿
- ・成果表
- ・線形図
- ・線形地形図(杭打設点網図)
- ・縦断面図
- ・横断面図
- ・詳細平面図
- ・点の記
- ・精度管理表
- ・その他資料

**2-3-5 照査**  
照査は、**2-1-7 照査**を適用するものとする。

#### 4節 地形測量

**2-4-1 適用の範囲**  
本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

**2-4-2 地形測量**  
TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。  
なお、国土交通省公共測量作業規定は、作業規定の準則(平成23年3月31日国土交通省告示第334号)を準用する。

**2-4-3 成果品**  
成果品は、**2-3-4 成果品**を適用するものとする。

**2-4-4 照査**  
照査は、**2-1-7 照査**を適用するものとする。

3章 探 査 工

1節 磁気探査

3-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般事項を取り扱うものとする。

3-1-2 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得るものとする。

3-1-3 磁気探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行うものとする。
- 2) 磁気探査位置の測定方法は、2-1-3 水深測量 2) を適用するものとする。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知するものとする。
- 5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行うものとする。
- 6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行うものとする。
- 7) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行うものとする。
- 8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行うものとする。

3-1-4 測定結果の整理及び解析

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量の単位を用いるものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果に基づいて考察するものとする。

3-1-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・件名
    - ・探査場所
    - ・探査期間
    - ・探査位置図
    - ・探査機器
    - ・測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
    - ・磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
    - ・なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記するものとする。
    - ・総航跡図
    - ・磁気異常点位置図
    - ・解析結果の考察
  - (2) 資料
    - ・航跡図（原因）
    - ・船位測定簿
    - ・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
    - ・磁気量算出基礎資料
    - ・磁気異常点集約資料
    - ・使用した時期探査機の総合感度試験資料

3-1-6 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

3章 探 査 工

1節 磁気探査

3-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般事項を取り扱うものとする。

3-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

3-1-3 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得るものとする。

3-1-4 磁気探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行うものとする。
- 2) 基準点測量は、2-1-2 測量基準 1) を適用するものとする。
- 3) 磁気探査位置の測定方法は、2-1-3 水深測量 2) を適用するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査するものとする。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知するものとする。
- 6) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行うものとする。
- 7) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行うものとする。
- 8) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行うものとする。
- 9) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行うものとする。

3-1-5 測定結果の整理及び解析

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量の単位を用いるものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果に基づいて考察するものとする。

3-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・件名
    - ・探査場所
    - ・探査期間
    - ・探査位置図
    - ・探査機器
    - ・測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
    - ・磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
    - ・なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記するものとする。
    - ・総航跡図
    - ・磁気異常点位置図
    - ・解析結果の考察
  - (2) 資料
    - ・航跡図（原因）
    - ・船位測定簿
    - ・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
    - ・磁気量算出基礎資料
    - ・磁気異常点集約資料
    - ・使用した磁気探査機の総合感度試験資料

3-1-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- (1) 探査方針及び探査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
- (5) 成果品の適切性

## 2節 潜水探査

### 3-2-1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 3-2-2 一般事項

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行うものとする。  
なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見とおし探査の定めのある場合、それに従うものとする。

### 3-2-3 潜水探査

- 1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げるものとする。  
ただし、引揚げが困難な場合の処置は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生産調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡すものとする。
- 5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

### 3-2-4 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

### 3-2-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
  - ・件名
  - ・探査場所
  - ・探査期間
  - ・探査位置図
  - ・探査機器
  - ・探査方法
  - ・磁気異常物一覧表  
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
  - ・確認された磁気異常物の写真集
  - ・磁気異常物の確認された位置図
  - ・探査結果の考察

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- (1) 探査方針及び探査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
- (5) 成果品の適切性

## 2節 潜水探査

### 3-2-1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 3-2-2 探査準備

探査準備は、3-1-2 探査準備を適用するものとする。

### 3-2-3 設標

受注者は、潜水探査のため、海上に標識桿等を設置しなければならない。

### 3-2-4 一般事項

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行うものとする。  
なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見とおし探査の定めのある場合、それに従うものとする。

### 3-2-5 潜水探査

- 1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行うものとする。
- 2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げるものとする。  
ただし、引揚げが困難な場合の処置は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生産調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡すものとする。
- 5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

### 3-2-6 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

### 3-2-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
  - ・件名
  - ・探査場所
  - ・探査期間
  - ・探査位置図
  - ・探査機器
  - ・探査方法
  - ・磁気異常物一覧表  
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
  - ・確認された磁気異常物の写真集
  - ・磁気異常物の確認された位置図
  - ・探査結果の考察

4章 土質調査

1節 土質調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 準備工

- 1) 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いるものとする。  
なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いるものとする。
- 3) 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いるものとする。  
なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 受注者は、調査地点の測量基準点は調査職員の指示によるものとする。
- 5) 受注者は、調査地点の測量に際して**2-1-2 測量基準 1)**に準ずるものとし、資料を監督職員に提出するものとする。
- 6) 受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理するものとする。

4-1-3 ボーリング工

- 1) 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、表4-1「ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔するものとする。なお、特記仕様書の定めのある場合は、これ以外の孔径によるものとする。

表4-1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング
粘性土	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステーションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層
砂質土			
礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

( ) : 内径を示す。

- 3) 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いるものとする。
- 4) 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止するものとする。  
特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止するものとする。

4-1-4 掘進深さ

受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進するものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、監督職員の指示によるものとする。

4章 土質調査

1節 土質調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 準備工

- 1) 受注者は、**陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い、位置・規模・構造等を事前に確認しなければならない。**
- 2) 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いるものとする。  
なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いるものとする。
- 4) 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いるものとする。  
なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、調査地点の測量基準点は調査職員の指示によるものとする。
- 6) 受注者は、調査地点の測量に際して**2-1-2 測量基準 1)**に準ずるものとし、資料を監督職員に提出するものとする。
- 7) 受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理するものとする。

4-1-3 ボーリング工

- 1) 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、「表4-1「ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔するものとする。なお、特記仕様書の定めのある場合は、これ以外の孔径によるものとする。

表4-1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング
粘性土	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステーションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層、 <b>現場透水試験</b>
砂質土			
礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

( ) : 内径を示す。

- 3) 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いるものとする。
- 4) 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止するものとする。  
特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止するものとする。

4-1-4 掘進深さ

受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進するものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、監督職員の指示によるものとする。

4-1-5 台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、**4-1-3 ボーリング**を適用するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

4-1-5 原位置試験

- 1) 標準貫入試験
  - (1) 受注者は、「JIS A 1219土の標準貫入試験方法」により1.0mごとに標準貫入試験を行うものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
  - (2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。  
ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の指示によるものとする。
  - (3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認するものとする。  
なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- 2) 原位置ベーンせん断試験
  - (1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ぶものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1411-1995原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行うものとする。
- 3) 電気式静的コーン貫入試験
  - (1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定するものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1435-1995電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行うものとする。  
ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、監督職員の指示によるものとする。
- 4) 孔内水平載荷試験
  - (1) 受注者は、使用する試験機の種類を使用し先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1421-1995孔内水平載荷試験方法」により載荷試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行うものとする。
- 5) その他の原位置試験  
受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行うものとする。

4-1-6 検層

- 1) PS検層
  - (1) 受注者は、「JGS1122-1995地盤の弾性波速度測定法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS検層を行うものとする。
  - (2) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定するものとする。
  - (3) 受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行うものとする。
- 2) その他の検層  
受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行うものとする。

4-1-7 観察試料の採取

- 1) 受注者は、観察試料を1mごとに採取するものとする。  
ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難い場合、監督職員の指示に従うものとする。
- 2) 受注者は、採取した観察試料を標本ビンに入れ、「表4-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に提出するものとする。

件名	番号
試料番号	号 番
採取深さ	m ~ m
土質名	
色調	
N値	(回/cm)
採取年月日	年 月 日
受注者	

4-1-8 乱さない試料の採取

- 1) 軟らかい粘性土の試料採取
  - (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱さない試料を採取する場合、「JGS 1221-1995 固定式ピストン式シンウォールサンプラーによる乱さない試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いるものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

4-1-6 原位置試験

- 1) 標準貫入試験
  - (1) 受注者は、「JIS A 1219土の標準貫入試験方法」により1.0mごとに標準貫入試験を行うものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
  - (2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。  
ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の指示によるものとする。
  - (3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認するものとする。  
なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- 2) 原位置ベーンせん断試験
  - (1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ぶものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1411-2003原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行うものとする。
- 3) 電気式静的コーン貫入試験
  - (1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定するものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1435-2003電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行うものとする。  
ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、監督職員の指示によるものとする。
- 4) 孔内水平載荷試験
  - (1) 受注者は、使用する試験機の種類を使用し先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 受注者は、「JGS1421-2003孔内水平載荷試験方法」により載荷試験を行うものとする。
  - (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行うものとする。
- 5) その他の原位置試験  
受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行うものとする。

4-1-7 検層

- 1) PS検層
  - (1) 受注者は、「JGS1122-2003地盤の弾性波速度測定方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS検層を行うものとする。
  - (2) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定するものとする。
- 2) その他の検層  
受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行うものとする。

4-1-8 観察試料の採取

- 1) 受注者は、観察試料を1mごとに採取するものとする。  
ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難い場合、監督職員の指示に従うものとする。
- 2) 受注者は、採取した観察試料を標本ビンに入れ、「表4-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に提出するものとする。

表4-2 ラベル

件名	番号
試料番号	号 番
採取深さ	m ~ m
土質名	
色調	
N値	(回/cm)
採取年月日	年 月 日
受注者	

4-1-9 台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、4-1-6 原位置試験を適用するものとする。

4-1-10 乱さない試料の採取

- 1) 軟らかい粘性土の試料採取
  - (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱さない試料を採取する場合、「JGS 1221-2003 固定式ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いるものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- (2) 受注者は、乱さない試料の採取を1.5mごとに行うものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表4-3 サンプリングチューブ諸元」及び「図4-1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いるものとする。

表4-3 サンプリングチューブ諸元

名称	記号	仕様
材質		ステンレススチール (SUS-304)
内径	$D_s$	$75\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
肉厚	$t$	$1.5\text{mm} \sim 2.0\text{mm}$
刃先角度	$\alpha$	$6^\circ \pm 1^\circ$
刃先肉厚	$t'$	$0.2\text{mm} \pm 0.05\text{mm}$
長さ		1,000mm
扁平度		$D_s(\text{max}) - D_s(\text{min}) < 1.5\text{mm}$

ただし、 $D_s(\text{max})$ 、 $D_s(\text{min})$  はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。

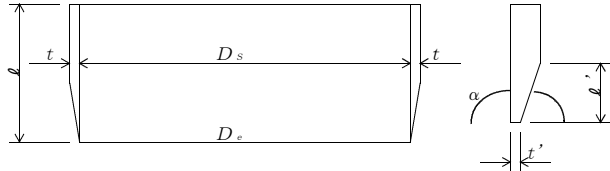


図4-1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認するものとする。  
なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- (7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全に固定するものとする。  
また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定するものとする。
- (8) 受注者は、一樣の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込むものとする。  
なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の80%を目標とするものとする。
- (9) 受注者は、サンプラー押し込み後、ただちに回転させないように引き上げるものとする。
- (10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体するものとする。  
また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (11) 受注者は、試料採取後、ただちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入するものとする。
  - (イ) 件名
  - (ロ) ボーリング孔番号
  - (ハ) 同一孔内の試料採取の順位
  - (ニ) 試料採取深さ
  - (ホ) 試料採取年月日
  - (ヘ) 試料回収比 (試料長/押込長)

表4-4 試料番号記入例

件名	K 1 2 - 5	12.75m ~ 13.55m	1 = 80 / 80
(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ヘ)
H 5 - 1 - 27			
(ホ)			

頭部

刃先

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- (2) 受注者は、乱さない試料の採取を1.5mごとに行うものとする。  
ただし、図面及び特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表4-3 サンプリングチューブ諸元」及び「図4-1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いるものとする。

表4-3 サンプリングチューブ諸元

名称	記号	仕様
材質		ステンレススチール (SUS-304)
内径	$D_s$	$75\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
肉厚	$t$	$1.5\text{mm} \sim 2.0\text{mm}$
刃先角度	$\alpha$	$6^\circ \pm 1^\circ$
刃先肉厚	$t'$	$0.2\text{mm} \pm 0.05\text{mm}$
長さ		1,000mm
扁平度		$D_s(\text{max}) - D_s(\text{min}) < 1.5\text{mm}$

ただし、 $D_s(\text{max})$ 、 $D_s(\text{min})$  はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。

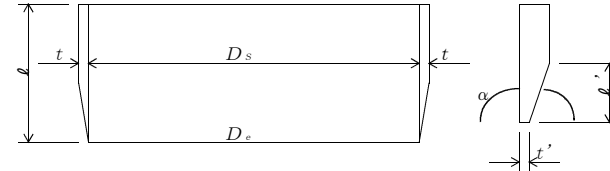


図4-1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認するものとする。  
なお、孔底深さが5cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- (7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全に固定するものとする。  
また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定するものとする。
- (8) 受注者は、一樣の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込むものとする。  
なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の80%を目標とするものとする。
- (9) 受注者は、サンプラー押し込み後、ただちに回転させないように引き上げるものとする。
- (10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体するものとする。  
また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (11) 受注者は、試料採取後、ただちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入するものとする。
  - (イ) 件名
  - (ロ) ボーリング孔番号
  - (ハ) 同一孔内の試料採取の順位
  - (ニ) 試料採取深さ
  - (ホ) 試料採取年月日
  - (ヘ) 試料回収比 (試料長/押込長)

表4-4 試料番号記入例

件名	K 1 2 - 5	12.75m ~ 13.55m	1 = 80 / 80
(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ヘ)
H 5 - 1 - 27			
(ホ)			

頭部

刃先

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- (12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないようにただちにパラフィンシール〔パラフィン100に対して松脂3の割合（重量比）〕を行うものとする。
- (13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を1.5cm以上、頭部を3cm以上の厚さでシールするものとする。
- (14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行うものとする。
- 2) 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取
- (1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-1995 ロータリー式二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」、「JGS1223-1995 ロータリー式三重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」及び「JGS1224-1995 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱さない試料を採取するものとする。
- ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- (2) 受注者は、乱さない試料の採取を1.5mごとに行うものとする。
- ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。
- (4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込むものとする。
- なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにするものとする。
- (5) 受注者は、「JGS1222-1995 ロータリー式二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」、「JGS1223-1995 ロータリー式三重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」及び「JGS1224-1995 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる土の乱さない試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に1) 軟らかい粘性土の資料採取(10)から(14)を適用し、取り扱うものとする。ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

4-1-9 乱さない試料の取扱い

- 1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取扱いに注意するものとする。
- 2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
- 3) 受注者は、試料に打撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

4-1-10 土質試験

- 1) 受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行うものとする。
- 3) 受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得るものとする。
- 4) 監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することができる。

4-1-11 試験結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理し、調査場所の地盤の工学的特性について解析を行うものとする。

4-1-12 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出するものとする。
- ・件名
  - ・調査場所
  - ・調査期間
  - ・調査位置図
  - ・土層断面図
  - ・土質柱状図
  - ・土質試験結果
  - ・地盤の工学的特性
  - ・サンプリング記録

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- (12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないようにただちにパラフィンシール〔パラフィン100に対して松脂3の割合（重量比）〕を行うものとする。
- (13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を1.5cm以上、頭部を3cm以上の厚さでシールするものとする。
- (14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行うものとする。
- 2) 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取
- (1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる**土試料**の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる**土試料**の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる**試料**の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び**砂の乱れの少ない試料**を採取するものとする。
- ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- (2) 受注者は、**乱れの少ない試料**の採取を1.5mごとに行うものとする。
- ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用しないものとする。
- (4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込むものとする。
- なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにするものとする。
- (5) 受注者は、「JGS1222-2003 ロータリー式二重管サンプラーによる**土試料**の採取方法」、「JGS1223-2003 ロータリー式三重管サンプラーによる**土試料**の採取方法」及び「JGS1224-2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる**試料**の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いるものとする。
- (7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に1) 軟らかい粘性土の資料採取(10)から(14)を適用し、取り扱うものとする。ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

4-1-11 乱れの少ない試料の取扱い

- 1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取扱いに注意するものとする。
- 2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
- 3) 受注者は、試料に打撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

4-1-12 岩盤資料採取

岩盤資料採取は、4-1-8 観察試料の採取を適用するものとする。

4-1-13 土質試験

- 1) 受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行うものとする。
- 3) 受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得るものとする。
- 4) 監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することができる。

4-1-14 試験結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理し、調査場所の地盤の工学的特性について解析を行うものとする。

4-1-15 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出するものとする。
- ・件名
  - ・調査場所
  - ・調査期間
  - ・調査位置図
  - ・土層断面図
  - ・土質柱状図
  - ・土質試験結果
  - ・サンプリング記録



## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

原則として、地盤工学会制定「地盤調査法」及び「土質試験の方法と解説」の様式とする。

### 4-1-13 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
  - (2) 土質試験結果の適切性
  - (3) 成果品の適切性

## 2 節 音波探査

### 4-2-1 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 4-2-2 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機の承諾を得るものとする。

### 4-2-3 音波探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行うものとする。  
なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査するものとする。
- 3) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 4) 水深測量は、**2-1-3 水深測量 2)、3)**を適用するものとする。

### 4-2-4 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行うものとする。

### 4-2-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・地質構造図
    - ・測深図（深淺測量）
    - ・調査結果と考察
    - ・地質断面図
    - ・航跡図
  - (2) 資料
    - ・音波探査測定記録
    - ・深淺測量深淺測量資料は、**2-1-6 成果品 2)**(2)を適用するものとする。

### 4-2-6 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
  - (2) 音波探査結果の適切性
  - (3) 成果品の適切性
  - (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

### 4-1-16 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
  - (2) 土質試験結果の適切性
  - (3) 成果品の適切性

## 2 節 音波探査

### 4-2-1 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 4-2-2 探査準備

探査準備は、**3-1-2 探査準備**を適用するものとする。

### 4-2-3 探査機器等

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いるものとする。
- 2) 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いるものとする。
- 3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機の承諾を得るものとする。

### 4-2-4 音波探査

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行うものとする。  
なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査するものとする。
- 3) 基準点測量は、**2-1-2 測量基準 1)**を適用するものとする。
- 4) 水深測量は、**2-1-3 水深測量 2)、3)**を適用するものとする。

### 4-2-5 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行うものとする。

### 4-2-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - (1) 報告書
    - ・地質構造図
    - ・測深図（深淺測量）
    - ・調査結果と考察
    - ・地質断面図
    - ・航跡図
  - (2) 資料
    - ・音波探査測定記録
    - ・深淺測量深淺測量資料は、**2-1-6 成果品 2)**(3)を適用するものとする。

### 4-2-7 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
  - (2) 音波探査結果の適切性
  - (3) 成果品の適切性
  - (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

5章 環境調査

1節 流況調査

5-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-1-3 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。  
また、設置方法は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施するものとする。

5-1-4 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行うものとする。

5-1-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
  - ・件名
  - ・調査場所
  - ・調査期間
  - ・調査位置図
  - ・調査機器
  - ・調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
  - ・調査結果の整理及び解析
  - ・調査結果の考察

5-1-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

2節 水質調査

5-2-1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5章 環境調査

1節 流況調査

5-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

5-1-3 位置測量

- 1) 受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。  
また、設置方法は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-1-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-1-5 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施するものとする。

5-1-6 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行うものとする。

5-1-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。
  - ・件名
  - ・調査場所
  - ・調査期間
  - ・調査位置図
  - ・調査機器
  - ・調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
  - ・調査結果の整理及び解析
  - ・調査結果の考察

5-1-8 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

2節 水質調査

5-2-1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-2-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

5-2-2 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-2-3 採水・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び方法により採水、観測するものとする。
- 2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。  
ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。  
(1) 表層 海面下 0.5m  
(2) 中層 水深の1/2  
(3) 下層 海底面上1.0m
- 3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行うものとする。
- 4) 受注者は、採取した試料に対し「表5-1水質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-2-4 水質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-1水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、すみやかに監督職員に通知するものとする。

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102(1998) 7.1
	水温	JIS K 0102(1998) 7.2
	色相	「現場測定の手引き」及び(財)日本色彩研究所の「日本色研色名帳」
	臭気	JIS K 0102(1998) 10.1
	塩分	海洋観測指針8.2(サリナー法)
	透明度	海洋観測指針(1993) 4.1
	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102(1998) 12.1
	溶存酸素(OD)	JIS K 0102(1998) 32
	生活環境項目	生物化学的酸素要求量(BOD)
化学的酸素要求量(COD)		JIS K 0102(1998) 17
浮遊物質(SS)		昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表8
大腸菌群数		環告第59号別表2.1.(1)備考4
健康項目	全窒素	JIS K 0102(1998) 45.2、45.3又は45.4
	全りん	JIS K 0102(1998) 46.3
	N-ヘキサ抽出物質	環告第59号付表9
	カドミウム	JIS K 0102(1998) 55.2、55.3若しくは55.4
	全シアン	JIS K 0102(1998) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
	鉛	JIS K 0102(1998) 54
	六価クロム	JIS K 0102(1998) 65.2
	砒素	JIS K 0102(1998) 61.2又は61.3
	総水銀	環告第59号付表1
	アルキル水銀	環告第59号付表2
等目	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

5-2-3 位置測量

- 1) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

5-2-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-2-5 採水・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び方法により採水、観測するものとする。
- 2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。  
ただし、特記仕様書の定めのある場合は、それに従うものとする。  
(1) 表層 海面下 0.5m  
(2) 中層 水深の1/2  
(3) 下層 海底面上1.0m
- 3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行うものとする。
- 4) 受注者は、採取した試料に対し「表5-1水質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-2-6 水質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-1水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、すみやかに監督職員に通知するものとする。

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102(2008) 7.1
	水温	JIS K 0102(2008) 7.2
	色相	JIS標準色票
	臭気	JIS K 0102(2008) 10.1
	塩分	海洋観測指針5.3
	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2
	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102(2008) 12.1 又はガラス電極法
	溶存酸素(OD)	JIS K 0102(2008) 32.1 又は隔膜電極法
	生活環境項目	生物化学的酸素要求量(BOD)
化学的酸素要求量(COD)		JIS K 0102(2008) 17
浮遊物質(SS)		環告第59号付表8
大腸菌群数		環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第1号別表第1
健康項目	全窒素	JIS K 0102(2008) 45.2、45.3又は45.4
	全りん	JIS K 0102(2008) 46.3
	N-ヘキサ抽出物質	環告第59号付表10 又は昭和49年9月30日環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102(2008) 53
	カドミウム	JIS K 0102(2008) 55
	全シアン	JIS K 0102(2008) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
	鉛	JIS K 0102(2008) 54
	六価クロム	JIS K 0102(2008) 65.2
	砒素	JIS K 0102(2008) 61.2、61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表1
アルキル水銀	環告第59号付表2	
等目	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

トリクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	環告第59号付表4

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法	
健康項目等	シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2	
	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2	
	ベンゼン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2	
	セレン	JIS K 0102(1998)67.2又は67.3	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.2.1、43.2.3又は43.2.5(硝酸性) JIS K 0102(1998)43.1(亜硝酸性)	
	フッ素	JIS K 0102(1998)34.1又は環告第59号付表6	
	ホウ素	JIS K 0102(1998)47.1若しくは47.3又は環告第59号付表7	
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102(1998)28.1.2	
	銅	JIS K 0102(1998)52.2	
	亜鉛	JIS K 0102(1998)53.2	
	鉄(溶解性)	JIS M 0202 3.1.4(2)及びK 0102(1998)57.2	
	マンガン(溶解性)	JIS M 0202 3.1.4(2)及びK 0102(1998)56.2	
	クロム	JIS K 0102(1998)65.1.1	
	フッ素	JIS K 0102(1998)34.1	
要目	クロロホルム	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1	
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1	
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1	
	イソキサチオン	平成5年4月28日環水規第121号(以下「環水規第121号」という。)付表1の第1又は第2	
	監視項目	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
		フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
イソプロチオラン		環水規第121号付表1の第1又は第2	
オキシ銅		環水規第121号付表2	
クロロタロニル		環水規第121号付表1の第1又は第2	
プロピザミド		環水規第121号付表1の第1又は第2	
EPN		環水規第121号付表1の第1又は第2	
ジクロロボス		環水規第121号付表1の第1又は第2	
フェノプロカルブ		環水規第121号付表1の第1又は第2	
イプロベンホス		環水規第121号付表1の第1又は第2	
クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2		
トルエン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.2		
キシレン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.2		
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2		

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
監視項目	ニッケル	JIS K 0102(1998)59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102(1998)68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	アンチモン	JIS K 0102(1998)62.2又は環水規第121号付表6

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

トリクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	環告第59号付表4

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
健康項目等	シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102(2008)67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102(2008)43.2.1、43.2.3又は43.2.5(硝酸性) JIS K 0102(2008)43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102(2008)34.1又は34.1(C)及び付表6
	ホウ素	JIS K 0102(2008)47.1、47.3又は47.4
特殊項目	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
	フェノール類	JIS K 0102(2008)28.1.2
	銅	JIS K 0102(2008)52.2
	亜鉛	JIS K 0102(1998)53.2
	鉄(溶解性)	JIS K 0102(2008)57.2、57.3又は57.4
	マンガン(溶解性)	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
	クロム	JIS K 0102(2008)65.1.1
要目	有機機化合物	環告第64号付表1又はパラチオ、メチルチオ若しくはEPNはJIS K 0102(2008)31.1(ガスクロマトグラフ法を除く)、メチルメソは環告第64号付表2
	アンモニウム性窒素	JIS K 0102(2008)42.2、42.3又は42.5
	クロロホルム	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	平成5年4月28日環水規第121号(以下「環水規第121号」という。)付表1の第1又は第2
監視項目	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	EPN	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノプロカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	
トルエン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.2	
キシレン	JIS K 0125(1995)5.1.5.2又は5.3.2	
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	

表5-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
監視項目	ニッケル	JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

塩化物イオン	JIS K 0102(1998)35.1
メチレンブルー活性物質 (MBAS)	JIS K 0102(1998)30.1.1
アンモニア性窒素	JIS K 0102(1998)42.2又は上水試験方法(1993)VI-2.9.3
亜硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.1.1
硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.2.3
りん酸性りん	JIS K 0102(1998)46.1.2
電気伝導率	JIS K 0102(1998)13

注)「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日)を示す。  
「環水規第121号」とは、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法「環水規第121号」(平成5年4月28日)を示す。

5-2-5 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-2-6 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行うものとする。

5-2-7 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-2-8 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と水質調査内容の適切性
  - (2) 試験結果と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

3節 底質調査

5-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-3-2 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1
エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2
1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表3の第1又は第2
全マンガン	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2又は第3

注)「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日)を示す。  
「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。  
「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す。  
「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号 平成5年4月28日)を示す。

「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土第040331005号平成16年3月31日)を示す。

5-2-7 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-2-8 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行うものとする。

5-2-9 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-2-10 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と水質調査内容の適切性
  - (2) 試験結果と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

3節 底質調査

5-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-3-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-3-3 位置測量

位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。

5-3-4 観測機器

受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

5-3-3 採泥・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間の記録するものとする。
- 3) 受注者は、採取した試料に対し「表5-2 底質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-3-4 底質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験するものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、すみやかに調査職員に通知するものとする。

表5-2 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.2	最終改正 昭和63年
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法II.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(1998)55		底質調査方法II.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)54		底質調査方法II.7	
有機りん化合物	昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告64号」という。)付表1又はJIS K 0102(1998)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告64号付表2)		前処理後、環告64号付表1又はJIS K 0102(1998)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告64号付表2。)	
六価クロム化合物	JIS K 0102(1998)65.2		底質調査方法II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(1998)61		底質調査方法II.13	
シアン化合物	JIS K 0102(1998)38ただし38.1.1は除く		底質調査方法II.14	
PCB	環告第59号 付表3 又はJIS K 0093(1974)		底質調査方法II.15	
有機塩素化合物	昭和48年2月17日環境庁告示14号 別表1	最終改正 平成7年 3月30日	「環告第14号」別表1に準ずる方法	
銅又はその化合物	JIS K 0102(1998)52		底質調査方法II.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)53		底質調査方法II.9	
ふっ素及びその化合物	JIS K 0102(1998)34.1 又は環告第59号 付表6		JIS K 0102(1998)34.1 又は環告第59号 付表6	
トリクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方	
テトラクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方	
ベリリウム又はその化合物	昭和48年2月17日環境庁告示第13号 別表5	最終改正 平成10年 4月24日	昭和48年2月17日環境庁告示第13号 別表7に準ずる方法	
クロム又はその化合物	JIS K 0102(1998)65.1		JIS K 0102(1998)65.1に準ずる方法 底質調査方法II.12.1	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102(1998)59		JIS K 0102(1998)59に準ずる方法	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102(1998)70		JIS K 0102(1998)70に準ずる方法	

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

5-3-5 採泥・観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間の記録するものとする。
- 3) 受注者は、採取した試料に対し「表5-2 底質試験方法」に定める前処理を施し、すみやかに試験室に運搬するものとする。

5-3-6 底質試験

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2) 受注者は、「表5-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験するものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- 3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、すみやかに調査職員に通知するものとする。

表5-2 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸、廃アルカリ	底質調査方法II.5.2	
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法II.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(2008)55		底質調査方法II.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)54		底質調査方法II.7	
有機りん化合物	環告64号付表1又はJIS K 0102(2008)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告64号付表2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102(2008)65.2		底質調査方法II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(2008)61		底質調査方法II.13	
シアン化合物	JIS K 0102(2008)38ただし38.1.1は除く		底質調査方法II.14	
PCB	環告第59号 付表3 又はJIS K 0093(2002)		底質調査方法II.15	
有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改正 ：平成15 年6月13日
銅又はその化合物	JIS K 0102(2008)52		底質調査方法II.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(2008)53		底質調査方法II.9	
ふっ化物	JIS K 0102(2008)34			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又は化合物	環告第13号 別表7	最終改正 ：平成12 年1月14日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102(2008)65.1		底質調査方法II.12.1	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102(2008)59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102(2008)70			

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

ジクロロメタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に準ずる方法	
四塩化炭素	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方法	
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方法		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に準ずる方法	
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に準ずる方法	
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に準ずる方法	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方法	
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に準ずる方法	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、又は5.3.1		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1に準ずる方法	
チウラム	環告第59号 付表4		環告第59号 付表4	
シマジン	環告第59号 付表5の第1又は第2		環告第59号 付表5の第1又は第2	
チオベンカルブ	環告第59号 付表5の第1又は第2		環告第59号 付表5の第1又は第2	
ベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2		JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に準ずる方法	
セレン	JIS K 0102(1998)67.2又は67.3		JIS K 0102(1998)67.2又は67.3	
泥温			JIS K 0102(1998)7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度 (ph)			ガラス電極法 JIS K 0102(1998)12.1に準ずる方法	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			低質調査方法Ⅱ.20	
硫化物(T-S)			低質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量(I-L)			低質調査方法Ⅱ.4	
密度(比重)			JIS A 1202(1990)	
粒度組成			JIS A 1204(1990)	

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

ジクロロメタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
チウラム	環告第59号 付表4			
シマジン	環告第59号 付表5			
チオベンカルブ	環告第59号 付表5			
ベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102(2008)67			
ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正；平成15年6月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正；平成14年7月22日
泥温			JIS K 0102(2008)7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度 (ph)			ガラス電極法 JIS K 0102(2008)12.1に準ずる方法	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			低質調査方法Ⅱ.20	
硫化物(T-S)			低質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量(I-L)			低質調査方法Ⅱ.4	
密度(比重)			JIS A 1202(1999)	
粒度組成			JIS A 1204(2000)	

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

5-3-5 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-3-6 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行うものとする。

5-3-7 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-3-8 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
  - (2) 試験結果と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

4 節 騒音調査

5-4-1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-4-2 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

5-4-3 測定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定するものとする。
- 2) 受注者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定するものとする。
- 3) 受注者は、騒音レベルを測定するものとする。  
なお、特記仕様書の定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定するものとする。

5-4-4 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-4-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号 昭和46年12月28日）を示す。  
「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号 昭和49年9月30日）を示す。  
「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和63年9月8日）を示す。  
「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号昭和48年2月17日）を示す。  
「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示13号昭和48年2月17日）を示す。  
「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（環境庁告示68号 平成11年12月27日）を示す。

5-3-7 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行うものとする。

5-3-8 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行うものとする。

5-3-9 成果品

成果品は、5-1-5 成果品を適用するものとする。

5-3-10 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
  - (2) 試験結果と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

4 節 騒音調査

5-4-1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-4-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-4-3 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

5-4-4 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

5-4-5 測定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定するものとする。
- 2) 受注者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定するものとする。
- 3) 受注者は、騒音レベルを測定するものとする。  
なお、特記仕様書の定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定するものとする。

5-4-6 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-4-7 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- ・件名
- ・調査目的
- ・調査地域（調査地域図添付）
- ・測定地点（測定地点図添付）
- ・調査項目
- ・調査日時及び測定回数
- ・調査方法及び使用機器
- ・調査結果
- ・調査結果の考察

5-4-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

5 節 振動調査

5-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-5-2 観測機器

受注者は、振動レベル計を用いるものとする。  
なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

5-5-3 測定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。
- 2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定を行うものとする。
- 3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。  
なお、特記仕様書の定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

5-5-4 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-5-5 成果品

成果品は、5-4-5 成果品を適用するものとする。

5-5-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- ・件名
- ・調査目的
- ・調査地域（調査地域図添付）
- ・測定地点（測定地点図添付）
- ・調査項目
- ・調査日時及び測定回数
- ・調査方法及び使用機器
- ・調査結果
- ・調査結果の考察

5-4-8 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

5-4-9 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

5 節 振動調査

5-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-5-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

5-5-3 資料収集整理

資料収集整理は、5-4-3 資料収集整理を適用するものとする。

5-5-4 観測機器

受注者は、振動レベル計を用いるものとする。  
なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

5-5-5 測定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。
- 2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定を行うものとする。
- 3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。  
なお、特記仕様書の定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

5-5-6 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-5-7 成果品

成果品は、5-4-5 成果品を適用するものとする。

5-5-8 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

5-5-9 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

6 節 悪臭調査

5-6-1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-6-2 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行うものとする。**5-6-3 調査項目**受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査するものとする。

5-6-4 測定方法

受注者は、「表5-3 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表5-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定するものとする。

5-6-5 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-6-6 成果品

成果品は、**5-4-5 成果品**を適用するものとする。

5-6-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

表5-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	昭和47年5月30日環境庁告示第9号（以下「環告第9号」という。）別表第1	敷地境界及び発生源 最終改正：平成12年3月21日
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源 敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド		
プロピオンアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源
ホルマリン		
ホルマリン		
ホルマリン		
ホルマリン		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		

6 節 悪臭調査

5-6-1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-6-2 調査準備

調査準備は、**5-1-2 調査準備**を適用するものとする。

5-6-3 資料収集整理

資料収集整理は、**5-4-3 資料収集整理**を適用するものとする。

5-6-4 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行うものとする。

5-6-5 調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査するものとする。

5-6-6 測定方法

受注者は、「表5-3 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表5-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定するものとする。

5-6-7 測定結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

5-6-8 成果品

成果品は、**5-4-5 成果品**を適用するものとする。

5-6-9 協議・報告

協議・報告は、**5-4-8 協議・報告**を適用するものとする。

5-6-10 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

表5-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	昭和47年5月30日環境庁告示第9号（以下「環告第9号」という。）別表第1	敷地境界及び発生源 最終改正：平成12年3月21日
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源 敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド		
プロピオンアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)
ホルマリン		
ホルマリン		
ホルマリン		
ホルマリン		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

トルエン	環告第9号 別表第7	敷地境界及び発生源
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号 別表第8	敷地境界及び発生源
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気濃度	三点比較式臭袋法	昭和46年法律第91号「悪臭防止法」が、平成7年法律第71号(平成7年4月21日公示)により改正。これにより、「臭気指数」が規制項目に加えられ平成8年4月1日から施行。

表5-5 悪臭物質排出水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 チルルカブタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号 別表第2の3	

注)「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示第9号昭和47年5月30日)を示す。

7節 環境生物調査

5-7-1 プランクトン調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査機器  
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 調査方法  
(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行うものとする。  
(2) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得るものとする。
- 4) 試料の固定  
(1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、すみやかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試水を別途標本瓶に入れ保管するものとする。  
(2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、すみやかに固定するものとする。
- 5) 試料の同定・分析  
(1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、種の同定、個体数(細胞数)の計数の手順で行うものとする。  
(2) 受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行うものとする。
- 6) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。
- 7) 成果品  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。  
(2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

トルエン	環告第9号 別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く2物質)
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号 別表第8	敷地境界及び発生源
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表5-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表5-5 悪臭物質排出水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 チルルカブタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号 別表第2の3	

注)「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示第9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。

7節 環境生物調査

5-7-1 プランクトン調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備  
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量  
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機器  
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行うものとする。
- 6) 試料の固定  
(1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、すみやかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管するものとする。  
(2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、すみやかに固定するものとする。
- 7) 試料の同定・分析  
(1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、種の同定、個体数(細胞数)の計数の手順で行うものとする。  
(2) 受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。  
(2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- ・件名
- ・調査目的
- ・調査海域
- ・調査日時
- ・調査方法及び調査機器
- ・調査結果及び解析結果
- ・考察

8) 照査

- (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (イ) 調査方針と調査内容の適切性
  - (ロ) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
  - (ハ) 考察の適切性

5-7-2 卵・仔稚調査

1) 適用の範囲

環境生物調査のうち、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

3) 調査方法

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行うものとする。
- (2) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得るものとする。

4) 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定するものとする。

5) 試料の同定・分析

- (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検するものとする。
- (2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数するものとする。

6) 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。

7) 成果品

成果品は、5-7-1 プラクトン調査 7) 成果品を適用する。

8) 照査

- (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- (2) 照査は、5-7-1 プラクトン調査 8) 照査(2)を適用する。

5-7-3 底生生物調査

1) 適用の範囲

環境生物調査のうち、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

3) 調査方法

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行うものとする。
- (2) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得るものとする。

4) 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- ・件名
- ・調査目的
- ・調査海域
- ・調査地点
- ・調査日時
- ・調査方法及び調査機器
- ・調査結果及び解析結果
- ・考察

10) 照査

- (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (イ) 調査方針と調査内容の適切性
  - (ロ) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
  - (ハ) 成果品の適切性

5-7-2 卵・稚仔調査

1) 適用の範囲

環境生物調査のうち、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

3) 位置測量

位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。

4) 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5) 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行うものとする。

6) 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定するものとする。

7) 試料の同定・分析

- (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検するものとする。
- (2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数するものとする。

8) 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察するものとする。

9) 成果品

成果品は、5-7-1 プラクトン調査 9) 成果品を適用する。

10) 照査

- (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- (2) 照査は、5-7-1 プラクトン調査 10) 照査(2)を適用する。

5-7-3 底生生物調査

1) 適用の範囲

環境生物調査のうち、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2) 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

3) 位置測量

位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。

4) 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5) 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行うものとする。

6) 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

- 5) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 6) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 7) 成果品  
成果品は、5-1-1 プラントン調査 7) 成果品を適用する。
- 8) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 8) 照査(2)を適用する。

5-7-4 付着生物調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査機材  
受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 調査方法  
(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施するものとする。  
(2) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得るものとする。
- 4) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 5) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 6) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 7) 成果品  
成果品は、5-7-1 プラントン調査 7) 成果品を適用する。
- 8) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 8) 照査(2)を適用する。

5-7-5 藻場調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査機器  
受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施するものとする。
- 4) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 5) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 6) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行うものとする。
- 7) 成果品  
成果品は、5-7-1 プラントン調査 7) 成果品を適用する。
- 8) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 8) 照査(2)を適用する。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 7) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品  
成果品は、5-1-1 プラントン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 10) 照査(2)を適用する。

5-7-4 付着生物調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備  
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量  
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機材  
受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施するものとする。
- 6) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 7) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察するものとする。
- 9) 成果品  
成果品は、5-7-1 プラントン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 10) 照査(2)を適用する。

5-7-5 藻場調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備  
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量  
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機器  
受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施するものとする。
- 6) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
- 7) 試料の同定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行うものとする。
- 9) 成果品  
成果品は、5-7-1 プラントン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プラントン調査 10) 照査(2)を適用する。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

5-7-6 魚介類調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査機材  
受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 調査方法  
(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行うものとする。  
(2) 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得るものとする。
- 4) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 5) 試料の固定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 6) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行うものとする。
- 7) 成果品  
成果品は、5-7-1 プランクトン調査 7) 成果品を適用する。
- 8) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プランクトン調査 8) 照査(2)を適用する。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

5-7-6 魚介類調査

- 1) 適用の範囲  
環境生物調査のうち、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2) 調査準備  
調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。
- 3) 位置測量  
位置測量は、5-2-3 位置測量を適用するものとする。
- 4) 調査機材  
受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5) 調査方法  
受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行うものとする。
- 6) 試料の固定  
受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行うものとする。
- 7) 試料の固定・分析  
受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行うものとする。
- 8) 調査結果の解析及び考察  
受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行うものとする。
- 9) 成果品  
成果品は、5-7-1 プランクトン調査 9) 成果品を適用する。
- 10) 照査  
(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。  
(2) 照査は、5-7-1 プランクトン調査 10) 照査(2)を適用する。

## 6章 気象・海象調査

### 1節 気象調査

#### 6-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 6-1-2 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

#### 6-1-3 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により行うものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。

#### 6-1-4 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

#### 6-1-5 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他の必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- ・件名
- ・調査目的
- ・観測場所
- ・観測期間
- ・観測機器
- ・観測方法
- ・観測並びに解析結果
- ・調査結果の考察

#### 6-1-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

### 2節 波浪調査

#### 6-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 6-2-2 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

#### 6-2-3 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測するものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。

## 6章 気象・海象調査

### 1節 気象調査

#### 6-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 6-1-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

#### 6-1-3 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

#### 6-1-4 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により行うものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。

#### 6-1-5 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

#### 6-1-6 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他の必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- ・件名
- ・調査目的
- ・観測場所
- ・観測期間
- ・観測機器
- ・観測方法
- ・観測並びに解析結果
- ・調査結果の考察

#### 6-1-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

### 2節 波浪調査

#### 6-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 6-2-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

#### 6-2-3 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

#### 6-2-4 観測

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測するものとする。
- 2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

6-2-4 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-2-5 成果品

成果品は、6-1-5 成果品を適用するものとする。

6-2-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

3節 潮位調査

6-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-3-2 観測機器等

観測機器等は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(1)(2)を適用するものとする。

6-3-3 水準測量

水準測量は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(4)を適用するものとする。

6-3-4 検潮

検潮は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(3)を適用するものとする。

6-3-5 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-3-6 成果品

成果品は、6-1-5 成果品を適用するものとする。

6-3-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

6-2-5 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-2-6 成果品

成果品は、6-1-6 成果品を適用するものとする。

6-2-7 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

3節 潮位調査

6-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-3-2 調査準備

調査準備は、5-1-2 調査準備を適用するものとする。

6-3-3 観測機器等

観測機器等は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(1)(2)を適用するものとする。

6-3-4 水準測量

水準測量は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(3)を適用するものとする。

6-3-5 検潮

検潮は、2-1-2 測量基準 2) 検潮(3)を適用するものとする。

6-3-6 観測資料の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

6-3-7 成果品

成果品は、6-1-6 成果品を適用するものとする。

6-3-8 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
  - (2) 観測記録と既存資料の整合性
  - (3) 成果品の適切性

7章 計画調査

1節 一般事項

7-1-1 適用の範囲

本章は、漁港空間の基本的な計画策定に係る漁港施設計画調査、漁港施設用地計画調査、フィッシャリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、漁港利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案するものとする。

7-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」及び「漁港計画の手引(社)全国漁港協会」に準拠し、計画調査業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- 3) 受注者は、1)及び2)以外の基準及び図書を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

2節 現況特性等の把握

7-2-1 適用の範囲

本節は、計画調査のために必要な漁港の現況、自然条件及び漁港の背後条件の現況等の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等含まないものとする。

7-2-2 漁港の現況

- 1) 受注者は、対象漁港の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、対象漁港の沿革、漁港施設の整備状況、施設利用状況を整理するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象漁港及び範囲を調査するものとする。

7-2-3 自然条件

- 1) 受注者は、対象区域の自然条件に関する調査区分（気象、海象、河川、地形、漂砂、地質、地震、結氷、水質、底質、生物、植生）に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-1自然条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表7-1 自然条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
気象	風	風向(年間,季節別,月別頻度及び各数値) 風速(年間,季節別,月別頻度及び各数値) 台風の年平均通過頻度,コース,大きさ
	気候 湿度 雨量	季節別,月別の平均値,変化量
	特異気象	フェーン現象,異常降雪,濃霧の発生
海象	波浪	波向(年間,季節別,月別頻度及び各数値) 波高(年間,季節別,月別頻度及び各数値) 周期(年間,季節別,月別頻度及び各数値)
	潮汐	潮位及び潮位差 潮流の流向,流速 高潮の発生頻度,継続時間

7章 計画調査

1節 一般事項

7-1-1 適用の範囲

本章は、漁港空間の基本的な計画策定に係る漁港施設計画調査、漁港施設用地計画調査、フィッシャリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、漁港利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案するものとする。

7-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」及び「漁港計画の手引(社)全国漁港協会」に準拠し、計画調査業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。

2節 現況特性等の把握

7-2-1 適用の範囲

本節は、計画調査のために必要な漁港の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等含まないものとする。

7-2-2 漁港の現況

- 1) 受注者は、対象漁港の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、対象漁港の沿革、漁港施設の整備状況、施設利用状況を整理するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象漁港及び範囲を調査するものとする。

7-2-3 自然条件

- 1) 受注者は、対象区域の自然条件に関する調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-1自然条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表7-1 自然条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
地勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
地質	河川	流速、流量、流出土砂量
	地盤の性状 土質	地盤の種類、地層の厚さ N値、粒度組成
気象	風	風向、風速
	気候 湿度 雨量	気温、降水量、降雪、濃霧、氷結、流水 通過頻度、コース、規模
海象	台風	風向、風速
	潮汐 波浪 流況 漂砂	潮位、高潮 常時波浪、異常時波浪、津波 沿岸流、離岸流、向岸流 卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

	海浜流	離岸流, 向岸流の方向, 流速, 季節的变化 沿岸流の方向, 流速, 季節的变化
	津波, 静振	発生頻度 波向, 波高, 周期
河川	流入河川	平均流入量 洪水流量, 洪水水位 流入土砂量 流入河川の汚濁度
地形	陸上地形 海底地形	陸上地形測量 地形変動 海岸地形の安定性 海底地形 深浅測量 地形変動
漂砂	砂	卓越方向 漂砂量 漂砂源 漂砂粒径
地質	地盤の種類 地盤の厚さ 地盤の強さ 地盤の圧密沈下	砂質土, 粘性土, 岩盤, 砂礫, 岩盤の種類 土質柱状図 地層の厚さ, 岩盤までの深さ せん断強度, N値, 圧縮強度(一軸, 三軸) 粘着力 圧密係数
地震	地震 発生確率	水平震度, 鉛直震度
結水質	結水 化学的特性 物理的特性 生物的特性	結水期間, 流水 COD, BOD, DO, PH, 塩素量 透明度, 色度, 濁度 プランクトン量
底質	物理的特性 化学的特性	ヘドロ層, 砂層等の分類 重金属
生物	海虫 海鳥 水生生物	害虫 害鳥
植生	陸上植物 海藻類	植生分布 生棲分布

7-2-4 漁港の背後条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁港の背後条件に関する調査項目（社会構造、土地及び水面利用、交通、海洋性レクリエーション、集落環境、関連計画、地域指定状況）について既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-2 漁港の背後条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁港の背後条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員との承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表7-2 漁港の背後条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
社会構造	人口	総人口(年齢, 性別, 世帯, 職業) 人口分布 出生率, 死亡率
	所得	所得階層別人口
	産業	産業別生産額, 就業人口
	貨物	漁港貨物量, 陸上出入貨物量, 漁港勢力圏貨物, 地域間貨物量, 輸送機関別貨物量
土地及び水面利用	貨物の流通	地域内旅客数, 輸送機関別旅客数
	土地利用現況	陸域図, 地質図, 土地の産業別利用形態, 未利用地の広さ
	土地利用現況	土地の価格, 地積, 漁港施設用地, 漂港関連施設用地
	利用規制	航路, 泊地, レグレーション水域, 漁業水域
交通	権関係	土地及び水面利用規制の現況と将来計画
	建物	所有権, 借地権, 価格
	水	所有権, 借家権, 価格
	漁業	漁業権
海洋性レクリエーション	船舶	海上交通ネットワーク, 輸送容量・能力・コスト
	一般道路	地域間幹線, 地域内幹線, 道路ネットワーク, 道路交通量
	幹線道路	混雑度, 道路整備計画, 輸送容量・能力・コスト
	臨港道路	道路交通量, 臨港幹線道路, 輸送容量・能力・コスト
集落環境	鉄道	鉄道ネットワーク, 輸送容量・能力・コスト
	空港	空港整備計画, 輸送容量・能力・コスト
施設	遊漁船等	遊漁船等の分布状況及び将来計画(隻数, トン数, 船型)
	レクリエーション施設	遊漁船等の利用パターン, 遊漁船等の施設の分布と利用状況及び将来計画
施設	生活環境施設	衛生資源の分布状況
	生活環境施設	集落形態(住居の密集度等), 生活環境施設(生活排水処理施設, 下水道, 廃棄物処理施設, 道路, 公園, 公共施設, 共同利用施設等)の整備状況

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

7-2-4 社会・経済条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員との承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-2 社会・経済条件に係る調査項目

区分	分類	調査項目
社会条件	人口	土地利用, 人口, 年齢構成, 人口動態, 世帯数
	労働	総人口, 労働人口, 産業別就業数
経済条件	生活	住宅, 公共施設, (上下水道, し尿, ゴミ処理, 都市公営住宅, 教育, 福祉, 文化, 物価)
	所得	総生産, 産業別生産, 鉱工業生産指数, 県民所得, 雇用者所得

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

関連計画	電気、ガス、水道、自然環境等	供給施設の有無	供給可能量と将来計画	供給コスト
	都市計画、地域計画、漁港・港湾・海岸その他	文化財、史跡、天然記念物、国立・国定・県立自然公園	国土総合開発計画、経済計画、マリンレクリエーション構想	
地域指定状況	漁港・港湾・海岸その他	農業振興地域、農地、農産物産地、農産物加工施設、水質汚濁防止法による規制	環境保護区、保護林、文化財保護法の指定	
		農産物産地、農産物加工施設、水質汚濁防止法による規制	環境保護区、保護林、文化財保護法の指定	

7-2-5 漁業条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁業条件に関する調査項目（漁業生産、流通加工、漁船、船舶）について既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-3 漁業条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁業条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表7-3 漁業条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
漁業生産	魚種及び漁業種類	魚種別陸揚量(属人,属地,年月別)
		漁業種類別陸揚量(属人,属地,年月別)
		盛漁期陸揚量(年月別)
	漁場	漁業種類別,季節別の漁場分布
		漁場の漁種別漁獲量
	規制等	魚種別漁獲量の経年変化 資源の動向
	就業者	期間,量,漁具,船型,隻数,場所に関する各種規制
		就業者数(漁業種類別,年齢別,性別)
	資本	就業者の所得(漁家所得,漁業所得,兼業の比重)
	習慣	漁船漁具等の資本内容
経営体	操業習慣	
流通加工	搬入搬出量	漁業業同組合,個人経営体,会社,生産組合等の組織の数,内容,人員 各経営体の経営状況
		魚種別 期間別 流通形態別(鮮魚,活魚,冷凍魚,塩干品,ねり製品等) 搬入搬出先別 搬入搬出手段別
	搬入搬出手段	鉄道,保冷車,運搬船等の量,時間,経費
		仲買業者,加工業者,運輸業者の数,規模,資本
	流通加工関係者	競売の方法,回数 契約制(一船買等)の有無
		小運搬の方法と運搬量
	荷捌方法	製氷施設,冷蔵庫,蓄養施設等の容量
		加工形態,加工場の処理能力
	流通加工施設	消費地別仕向量 季節別消費量 消費地までの所要時間
		消費形態
消費	輸出入先別 品目別 期間(年月日)別 輸出入形態別	
	輸出入量	
漁船,船舶	利用漁船	年間利用漁船 1日当たり利用漁船(陸揚,準備,休けい,避難,揚船) 修理漁船
		一般船舶の種類別,船型別の年間利用数
	利用船舶	種類別,船型別の1日当たり利用一般船舶数
		種類別,船型別の避難船舶数
	船型	利用者数 取扱貨物の種類及び数量
		船長 船幅 吃水 重量 マスト高 乾舷高
	装備	漁具の種類,数量 クレーンの能力,数量 船倉の容量,漁獲物の荷姿,容器 油槽の容量,油の種類・貯水槽の容量 貯氷庫の容量,氷の種類
		その他の装備の種類,性能,数量
	利用パターン	漁業種類別,船型別の陸揚・準備・休けい時間
		漁業種類別,船型別の操船距離,時間
性能	施設利用の順序と時間 係留の方法	
	操業日数,操業パターン	
	馬力数 船型別,速度別回転半径	

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

7-2-5 漁業条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁業条件に関する調査項目（漁業生産、流通加工、漁船、船舶）について既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-3 漁業条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁業条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-3 漁業条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
漁業生産	魚種及び漁業種類	魚種別陸揚量(属人,属地,年月別)
		漁業種類別陸揚量(属人,属地,年月別)
		盛漁期陸揚量(年月別)
	漁場	漁業種類別,季節別の漁場分布
		漁場の漁種別漁獲量
	規制等	魚種別漁獲量の経年変化 資源の動向
	就業者	期間,量,漁具,船型,隻数,場所に関する各種規制
		就業者数(漁業種類別,年齢別,性別)
	資本	就業者の所得(漁家所得,漁業所得,兼業の比重)
	習慣	漁船漁具等の資本内容
経営体	操業習慣	
流通加工	搬入搬出量	漁業業同組合,個人経営体,会社,生産組合等の組織の数,内容,人員 各経営体の経営状況
		魚種別 期間別 流通形態別(鮮魚,活魚,冷凍魚,塩干品,ねり製品等) 搬入搬出先別 搬入搬出手段別
	搬入搬出手段	鉄道,保冷車,運搬船等の量,時間,経費
		仲買業者,加工業者,運輸業者の数,規模,資本
	流通加工関係者	競売の方法,回数 契約制(一船買等)の有無
		小運搬の方法と運搬量
	荷捌方法	製氷施設,冷蔵庫,蓄養施設等の容量
		加工形態,加工場の処理能力
	流通加工施設	消費地別仕向量 季節別消費量 消費地までの所要時間
		消費形態
消費	輸出入先別 品目別 期間(年月日)別 輸出入形態別	
	輸出入量	
漁船,船舶	利用漁船	年間利用漁船 1日当たり利用漁船(陸揚,準備,休けい,避難,揚船) 修理漁船
		一般船舶の種類別,船型別の年間利用数
	利用船舶	種類別,船型別の1日当たり利用一般船舶数
		種類別,船型別の避難船舶数
	船型	利用者数 取扱貨物の種類及び数量
		船長 船幅 吃水 重量 マスト高 乾舷高
	装備	漁具の種類,数量 クレーンの能力,数量 船倉の容量,漁獲物の荷姿,容器 油槽の容量,油の種類・貯水槽の容量 貯氷庫の容量,氷の種類
		その他の装備の種類,性能,数量
	利用パターン	漁業種類別,船型別の陸揚・準備・休けい時間
		漁業種類別,船型別の操船距離,時間
性能	施設利用の順序と時間 係留の方法	
	操業日数,操業パターン	
	馬力数 船型別,速度別回転半径	

7-2-6 産業（漁業以外）

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（1次産業、2次産業、3次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-4 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-4 産業（漁業以外）に係る調査項目

区分	分類	調査項目
一次	農業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	林業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積、従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観光 エネルギー	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート 電力立地状況

7-2-7 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-5 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-5 貨客流動に係る調査項目

区分	分類	調査項目
貨物	漁港貨物	漁港貨物量、陸上出入貨物量、漁港勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	漁港旅客	漁港旅客数
	地域間・内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

7-2-8 交通体系

- (1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-6 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-6 交通体系に係る調査項目

区分	分類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
	鉄道	鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

7-2-9 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、漁港計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

7-2-6 現況等把握結果の整理  
受注者は、本節 7-2-2 から 7-2-3 までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理するものとする。

3節 基本方針の策定

7-3-1 適用の範囲  
本節は、漁港整備の基本方針を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-3-2 調査対象漁港の位置付け  
1) 対象漁港への要請及び課題  
受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象漁港に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

- 7-2-10 地域指定状況  
(1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。  
(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-7 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち、対象漁港の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員との承諾を得なければならない。  
(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-7 地域指定状況に係る調査項目

分類	調査項目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制 水質汚濁防止法による規制

- 7-2-11 陸域・水域の環境及び利用現況  
(1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。  
(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象漁港の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員との承諾を得なければならない。  
(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表7-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分類	調査項目
陸域環境利用現況	漁港施設用地、漁港関連施設用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路・泊地、レクリエーション水域、漁業水域、景観

- 7-2-12 権利関係  
(1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。  
(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表7-9 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員との承諾を得なければならない。  
(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表7-9 権利関係に係る調査項目

分類	調査項目
土地	所有者、借地権、地価
建物	所有権、借家権、価格
水域	漁業権

7-2-13 現況等把握結果の整理  
受注者は、本節 7-2-2 から 7-2-12 までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

3節 基本方針の策定

7-3-1 適用の範囲  
本節は、漁港整備の基本方針を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-3-2 調査対象漁港の位置付け  
1) 対象漁港への要請及び課題  
受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象漁港に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

2) 対象漁港の位置付け  
受注者は、前項の結果に基づき対象漁港の機能を整理し、役割を検討するものとする。

7-3-3 整備目標と主要施策

- 1) 整備目標と主要施策の目標年次  
整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。
- 2) 整備目標と主要施策  
受注者は、対象漁港の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討するものとする。
- 3) 空間利用の方針  
受注者は、対象漁港に要請される機能を発揮するために「表7-4ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置するものとする。
  - (1) 背後圏の土地利用状況又は開発計画
  - (2) 各ゾーン間の配置関係
  - (3) 配置地点への適合度
 なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成するものとする。

表7-4 ゾーン区分

物流関連	漁村再開発	交流拠点
生産関連	危険物	緑地レクリエーション
漁港業務関連	浄化機能	廃棄物処理
通信機能	留保	

4節 漁港利用の将来推計

7-4-1 適用の範囲

本節は、漁港の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-4-2 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき漁港利用の将来推計を行うものとする。  
なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

7-4-3 取扱漁獲量

- 1) 背後圏及び将来フレームの設定  
受注者は、取扱漁獲量の現況、推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、漁業情勢及びその他必要な経済社会フレームを設定するものとする。
- 2) 取扱漁獲量の推計
  - (1) 受注者は、取扱漁獲物を水揚げ種別（属人、他からの搬入別）及び漁種別、水産加工の有無に分類して推計するものとする。  
なお、推計漁獲物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。  
また、特記仕様書に推計漁獲物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。
  - (2) 受注者は、取扱漁獲量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者）ヒアリングを行うものとする。

7-4-4 漁港利用船舶隻数

受注者は、目標年次における利用船舶を漁船及びその他の船舶に分類し、船種別隻数及びトン数を推計するものとする。

7-4-5 漁港利用者数

受注者は、漁港施設利用者（船舶乗降旅客を含む。）、緑地利用者（一体として計画されている海浜、洋上レクリエーション施設利用者を含む。）、フィッシャリーナ利用者（一体として計画されている海浜、海洋性レクリエーション施設利用者を含む。）を対象として、目標年次における漁港利用者数を推計するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

2) 対象漁港の位置付け  
受注者は、前項の結果に基づき対象漁港の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

7-3-3 整備目標と主要施策

- 1) 整備目標と主要施策の目標年次  
整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。
- 2) 整備目標と主要施策  
受注者は、対象漁港の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。
- 3) 空間利用の方針  
受注者は、対象漁港に要請される機能を発揮するために原則として「表7-10ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。
  - (1) 背後圏の土地利用状況又は開発計画
  - (2) 各ゾーン間の配置関係
  - (3) 配置地点への適合度
 なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成するものとする。

表7-4 ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション（水域含む）	漁港業務関連	都市機能
	廃棄物処理	停泊
避泊	留保	浄化機能
漁村再開発	通信機能	

4節 漁港利用の将来推計

7-4-1 適用の範囲

本節は、漁港の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-4-2 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき漁港利用の将来推計を行わなければならない。  
なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

7-4-3 取扱漁獲量

- 1) 背後圏及び将来フレームの設定  
受注者は、取扱漁獲量の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、漁業情勢及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。
- 2) 取扱漁獲量の推計
  - (1) 受注者は、取扱漁獲物を水揚げ種別（属人、他からの搬入別）及び漁種別、水産加工の有無に分類して推計するものとする。  
なお、推計漁獲物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。  
また、特記仕様書に推計漁獲物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。
  - (2) 受注者は、取扱漁獲量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者）ヒアリングを行わなければならない。

7-4-4 漁港利用船舶隻数

受注者は、目標年次における利用船舶を漁船及びその他の船舶に分類し、船種別隻数及びトン数を推計しなければならない。

7-4-5 漁港利用者数

受注者は、漁港施設利用者（船舶乗降旅客を含む。）、緑地利用者（一体として計画されている海浜、洋上レクリエーション施設利用者を含む。）、フィッシャリーナ利用者（一体として計画されている海浜、海洋性レクリエーション施設利用者を含む。）を対象として、目標年次における漁港利用者数を推計しなければならない。

5 節 施設計画及び土地利用計画

7-5-1 適用の範囲

本節は、2節 現況特性等の把握、3節 基本方針の策定及び4節 漁港利用の将来推計における検討結果に基づき漁港の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-5-2 外郭施設計画

- 1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定するものとする。
- 3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに漁港の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行うものとする。

7-5-3 水域施設計画

- 1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行うものとする。

7-5-4 係留施設計画

- 1) 受注者は、係留施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱漁獲の種類、数量、陸揚げ方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 3) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置するものとする。

7-5-5 輸送施設計画

- 1) 受注者は、輸送施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう漁港及びその周辺における交通の状況、他の漁港施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、輸送施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各漁港の実態に即して輸送施設を計画するものとする。

7-5-6 フィッシャリーナ計画

- 1) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項を検討のうえ、遊漁船等の隻数を推計し、フィッシャリーナ施設の規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討するものとする。
  - (1) 漁業の振興
  - (2) 漁業と海洋性レクリエーションの共存
  - (3) 漁港漁村地域の活性化
- 3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、フィッシャリーナの計画収容隻数を設定するものとする。
  - (1) 対象漁港における遊漁船等の保有隻数の現況及び将来動向
  - (2) 対象漁港における遊漁船等の種別、船型別隻数の推計
  - (3) 周辺マリナー及びフィッシャリーナの保管見通し及び整備計画  
なお、対象漁港における遊漁船等の保有状況の把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- 4) 受注者は、フィッシャリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設規模及び配置を設定するものとする。
  - (1) フィッシャリーナの有すべき機能と施設構成
  - (2) 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
  - (3) 機能配置と動線計画
  - (4) 施設配置と全体計画
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行うものとする。

5 節 施設計画及び土地利用計画

7-5-1 適用の範囲

本節は、2節 現況特性等の把握、3節 基本方針の策定及び4節 漁港利用の将来推計における検討結果に基づき漁港の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-5-2 外郭施設計画

- 1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに漁港の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

7-5-3 水域施設計画

- 1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

7-5-4 係留施設計画

- 1) 受注者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱漁獲の種類、数量、陸揚げ方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

7-5-5 輸送施設計画

- 1) 受注者は、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう漁港及びその周辺における交通の状況、他の漁港施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各漁港の実態に即して輸送施設を計画しなければならない。

7-5-6 フィッシャリーナ計画

- 1) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項を検討のうえ、遊漁船等の隻数を推計し、フィッシャリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。
  - (1) 漁業の振興
  - (2) 漁業と海洋性レクリエーションの共存
  - (3) 漁港漁村地域の活性化
- 3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画フィッシャリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。
  - (1) 対象漁港における遊漁船等の保有隻数の現況及び将来動向
  - (2) 対象漁港における遊漁船等の種別、船型別隻数の推計
  - (3) 周辺マリナー及びフィッシャリーナの保管見通し及び整備計画  
資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- 4) 受注者は、フィッシャリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設規模及び配置を設定しなければならない。
  - (1) フィッシャリーナの有すべき機能と施設構成
  - (2) 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
  - (3) 機能配置と動線計画
  - (4) 施設配置と全体計画
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

7-5-7 漁港環境整備施設等計画

- 1) 受注者は、施設（緑地、親水施設、ゴミ処理施設、安全情報伝達施設、漁港浄化施設）の種類、規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、施設の種類を決定するものとする。
- 3) 受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて施設の規模を設定するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設内の配置についてのイメージ図等を作成するものとする。

7-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画

- 1) 受注者は、自然調和型施設の種類、規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、漁港施設の整備を進めるにあたって、海水交流の促進、水質の保全及び周辺の自然環境等を配慮して、自然調和型施設の規模及び配置を決定するものとする。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成するものとする。

7-5-9 漁港交流広場整備施設計画

- 1) 受注者は、漁港交流広場整備施設の種類、規模及び配置を設定するものとする。
- 2) 受注者は、外来者との交流が図れる広場を核とし、親水施設、水産物直販施設等に配慮した、漁港交流広場整備施設の規模及び配置を決定するものとする。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成するものとする。

7-5-10 土地造成及び土地利用計画

- 1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定するものとする。  
土地利用の用途区分
  - (1) 漁港施設用地（補助用地、単独用地）
  - (2) 漁港利用調整施設用地
  - (3) 漁港関連施設用地
  - (4) 公用・公共用施設用地
  - (5) 漁村再開発施設用地
  - (6) 残土処理用地
  - (7) 廃棄物処理用地
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者等）アンケート調査又はヒアリング調査を行うものとする。

6節 計画関連検討事項

7-6-1 適用の範囲

本節は、前節までの計画調査の一環として必要とする検討事項及び基本計画策定等に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

7-5-7 漁港環境整備施設等計画

- 1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）
  - ① 受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
  - ② 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。
  - ③ 受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。
  - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。
- 2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）
  - ① 受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。
  - ② 受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
  - ③ 受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。  
なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。
  - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

7-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画

- 1) 受注者は、自然調和型施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、漁港施設の整備を進めるにあたって、海水交流の促進、水質の保全及び周辺の自然環境等を配慮して、自然調和型施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

7-5-9 漁港交流広場整備施設計画

- 1) 受注者は、漁港交流広場整備施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外来者との交流が図れる広場を核とし、親水施設、水産物直販施設等に配慮した、漁港交流広場整備施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

7-5-10 土地造成及び土地利用計画

- 1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。
  - (1) 漁港施設用地
  - (2) 漁港利用調整施設用地
  - (3) 漁港関連用地
  - (4) 公用・公共用施設用地
  - (5) 漁村再開発施設用地
  - (6) 交通機能用地
  - (7) 危険物取扱施設機能用地
  - (8) 緑地用地
  - (9) 廃棄物処理施設用地
  - (10) 海面処分用地（海面処分・活用用地）
  - (11) 公共用地
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者等）アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

6節 計画関連検討事項

7-6-1 適用の範囲

本節は、前節までの計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。



## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

### 7-6-2 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成するものとする。

### 7-6-3 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討するものとする。

### 7-6-4 概算事業費の算出

- 1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出するものとする。
- 2) 受注者は、当該漁港における実績、類似漁港の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出するものとする。

### 7-6-5 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討するものとする。

### 7-6-6 事業採算性

- 1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討するものとする。
- 2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

### 7-6-7 法線計画

- 1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いるものとする。

### 7-6-8 開発効果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定するものとする。
- 2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計するものとする。
- 3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによるものとする。  
なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計するものとする。
- 5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理するものとする。

### 7-6-9 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言するものとする。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために漁港以外の部門に要請すべき課題

## 7 節 照査及び成果品

### 7-7-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握から 6 節 計画関連検討事項における検討結果についての照査及び成果物に関する一般的事項を取り扱うものとする。

## 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

### 7-6-2 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならぬ。

### 7-6-3 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならぬ。

### 7-6-4 概算事業費の算出

- 1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならぬ。
- 2) 受注者は、当該漁港における実績、類似漁港の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならぬ。

### 7-6-5 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならぬ。

### 7-6-6 事業採算性

- 1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならぬ。
- 2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- 3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得なければならぬ。

### 7-6-7 法線計画

- 1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならぬ。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならぬ。

### 7-6-8 開発効果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならぬ。
- 2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならぬ。
- 3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならぬ。  
なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならぬ。
- 5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならぬ。

### 7-6-9 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならぬ。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために漁港以外の部門に要請すべき課題

## 7 節 照査及び成果品

### 7-7-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握から 6 節 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告、照査及び成果品に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 7-7-2 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

7-7-2 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査事項及び方法は、特記仕様書の定めるものとする。

7-7-3 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、事前に成果品の取りまとめ及びその内容について監督職員と協議するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

7-7-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 使用する基準及び図書の適切性。
  - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (3) 基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
  - (4) 漁港利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
  - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
  - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

7-7-4 成果品

- 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

## 8章 環境影響評価調査

### 1節 一般事項

#### 8-1-1 適用の範囲

本章は、漁港及び漁港海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 8-1-2 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに、「表8-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案するものとする。  
また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表8-1 調査項目

項目	漁港計画	埋立事業	備考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○	○	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。
	完成後の予測	施工中及び完成後の予測	

#### 8-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行うものとする。
- 2) 受注者は、1) 以外の基準及び図書を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 2節 自然条件、社会条件の把握

#### 8-2-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

#### 8-2-2 気象条件

- 1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査するものとする。

#### 8-2-3 水象条件

- 1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集し、整理し、その特性を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査するものとする。

#### 8-2-4 社会条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査するものとする。

#### 8-2-5 環境関連計画

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理するものとする。
- 2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理するものとする。

## 8章 環境影響評価調査

### 1節 一般事項

#### 8-1-1 適用の範囲

本章は、漁港及び漁港海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 8-1-2 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに、「表8-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。  
また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表8-1 調査項目

項目	漁港計画	埋立事業	備考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○	○	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。
	完成後の予測	施工中及び完成後の予測	

#### 8-1-3 使用する基準及び図書

受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

### 2節 自然条件、社会条件の把握

#### 8-2-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

#### 8-2-2 気象条件

- 1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

#### 8-2-3 水象条件

- 1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

#### 8-2-4 社会条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

#### 8-2-5 環境関連計画

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- 2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

8-2-6 地域指定状況

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域等の地域指定状況を調査し整理するものとする。
- 2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理するものとする。

3節 環境に関する現況把握

8-3-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

8-3-2 大気質

- 1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査するものとする。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握するものとする。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行うものとする。

8-3-3 潮流

- 1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査するものとする。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行うものとする。

8-3-4 水質

- 1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査するものとする。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移に整理し、水質の状況を把握するものとする。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行うものとする。

8-3-5 底質

- 1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査するものとする。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移に整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握するものとする。
- 5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移に整理し、底質の汚染状況を把握するものとする。
- 6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行うものとする。

8-3-6 騒音

- 1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査するものとする。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

8-2-6 地域指定状況

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、**環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。**
- 2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理**しなければならない。**

3節 環境に関する現況把握

8-3-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。  
なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

8-3-2 大気質

- 1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない。**
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査**しなければならない。**
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査**しなければならない。**
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握**しなければならない。**
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行**わなければならない。**

8-3-3 潮流

- 1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない。**
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査**しなければならない。**
- 3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理**しなければならない。**
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行**わなければならない。**

8-3-4 水質

- 1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない。**
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査**しなければならない。**
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査**なければならない。**
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移に整理し、水質の状況を把握**しなければならない。**
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行**わなければならない。**

8-3-5 底質

- 1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない。**
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査**なければならない。**
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査**なければならない。**
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握**しなければならない。**
- 5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握**しなければならない。**
- 6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行**わなければならない。**

8-3-6 騒音

- 1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない。**
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査**しなければならない。**
- 3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握**しなければならない。**
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行**わなければならない。**

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

8-3-7 振動

- 1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査するものとする。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行うものとする。

8-3-8 悪臭

- 1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査するものとする。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握するものとする。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行うものとする。

8-3-9 自然環境

- 1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握するものとする。
- 2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査するものとする。
- 4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握するものとする。

4節 環境保全目標の検討

8-4-1 適用の範囲

本節は、環境保全目標の検討に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-4-2 目標の検討

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討するものとする。
- 2) 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定するものとする。

5節 環境予測及び影響評価

8-5-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-5-2 大気質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測するものとする。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-2 大気質**  
4) に示す環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

8-5-3 潮流の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測するものとする。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-4-2 目標の検討**  
2)の検討結果に照らして評価するものとする。

8-5-4 水質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

8-3-7 振動

- 1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない**。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査**しなければならない**。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握**しなければならない**。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行**なければならない**。

8-3-8 悪臭

- 1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない**。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査**しなければならない**。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査**なければならない**。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握**なければならない**。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行**なければならない**。

8-3-9 自然環境

- 1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握**しなければならない**。
- 2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査**なければならない**。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査**なければならない**。
- 4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握**なければならない**。

4節 環境保全目標の検討

8-4-1 適用の範囲

本節は、環境保全目標の検討に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-4-2 目標の検討

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討**しなければならない**。
- 2) 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定**しなければならない**。

5節 環境予測及び影響評価

8-5-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に関する一般的事項を取り扱うものとする。

8-5-2 大気質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測**しなければならない**。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-2 大気質**  
4) に示す環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**しなければならない**。

8-5-3 潮流の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測**しなければならない**。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-4-2 目標の検討**  
2)の検討結果に照らして評価**なければならない**。

8-5-4 水質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測**なければならない**。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-4 水質 4)**に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。  
なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-5 底質の影響評価**

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-5 底質 4)**に示す判定基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-6 騒音の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測するものとする。  
2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では**8-3-6 騒音 3)**に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われてる地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。  
3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-7 振動の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測するものとする。  
2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、**8-3-7 振動 3)**に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-8 悪臭の影響評価**

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-9 自然環境の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測するものとする。  
2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討**

1) 受注者は、**本節、環境予測及び影響評価**の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討するものとする。  
2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討するものとする。

**8-5-11 総合評価**

1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行うものとする。  
2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行うものとする。

**8-5-12 環境影響評価書**

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成するものとする。

6 節 照査及び成果品

**8-6-1 適用の範囲**

本節は、環境影響評価調査の成果に係る照査及び成果品の作成に関する一般的事項を取り扱うものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-4 水質 4)**に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**しなければならない**。  
なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

**8-5-5 底質の影響評価**

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、**8-3-5 底質 4)**に示す判定基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**しなければならない**。

**8-5-6 騒音の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測するものとする。  
2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では**8-3-6 騒音 3)**に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われてる地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**しなければならない**。  
3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**しなければならない**。

**8-5-7 振動の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測**しなければならない**。  
2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、**8-3-7 振動 3)**に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**なければならない**。

**8-5-8 悪臭の影響評価**

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**なければならない**。

**8-5-9 自然環境の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測**しなければならない**。  
2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに**8-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価**なければならない**。

**8-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討**

1) 受注者は、**本節、環境予測及び影響評価**の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討**しなければならない**。  
2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討**しなければならない**。

**8-5-11 総合評価**

1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行**なければならない**。  
2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行**なければならない**。

**8-5-12 環境影響評価書**

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成**しなければならない**。

6 節 照査及び成果品

**8-6-1 適用の範囲**

本節は、環境影響評価調査の**協議・報告**、成果に係る照査及び成果品の作成に関する一般的事項を取り扱うものとする。



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

8-6-2 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 使用する基準及び図書の適切性
  - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
  - (5) 環境予測における予測結果の適切度
  - (6) 影響評価における基準もしくは環境保全目標適用の適切性
  - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
  - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

8-6-3 成果品

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、事前に成果品の取りまとめ及びその内容を監督職員と協議するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

8-6-2 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

8-6-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 使用する基準及び図書の適切性
  - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
  - (5) 環境予測における予測結果の適切度
  - (6) 影響評価における基準もしくは環境保全目標適用の適切性
  - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
  - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

8-6-4 成果品

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

9章 設 計

1節 一般事項

9-1-1 適用の範囲

本章は、漁港の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。

9-1-2 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行うものとする。

9-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- 3) 受注者は、1)及び2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

9-1-4 設計手法

- 1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計するものとする。

9-1-5 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

9-1-6 リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、監督職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成するものとする。

2節 設計条件

9-2-1 適用の範囲

本節は、土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-2-2 一般条件

受注者は、図面及び特記仕様書に定める設計対象施設の位置、延長又は範囲及び基本水準面に基づき設計するものとする。

9-2-3 利用条件

受注者は、図面及び特記仕様書に定める設計対象施設の計画水深、利用形態、耐用年数及びその他設計に必要な利用条件に基づき施設を設計するものとする。

9-2-4 自然条件

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計条件に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定の結果の承諾を得るものとする。

9章 設 計

1節 一般事項

9-1-1 適用の範囲

本章は、漁港の係留施設及び外郭施設並びに**漁場**、海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。

9-1-2 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行**わなければならない**。

9-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引**(2003年版)**(社)全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- 3) 受注者は、1)及び2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の承諾を得**なければならない**。

9-1-4 設計手法

- 1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の承諾を得**なければならない**。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計**しなければならない**。

9-1-5 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得**なければならない**。

9-1-6 リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行**わなければならない**。また、建設副産物の検討成果として、監督職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

2節 設計条件

9-2-1 適用の範囲

本節は、土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-2-2 自然条件

- 1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計**しなければならない**。
- 2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得**なければならない**。

9-2-3 機能条件

受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる機能条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得**なければならない**。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

9-2-5 材料条件

- 1) 受注者は、J I S又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。  
なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

9-2-6 施工条件

受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計するものとする。

3節 基本設計

9-3-1 適用の範囲

本節は、2節設計条件に基づき施設の構造形式並びに断面その他基本的形状を決定するための基本設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-3-2 基本設計

- 1) 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定するものとする。  
なお、構造形式の選定は、監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
- 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載するものとする。

- 4) 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載するものとする。

9-3-3 概算数量及び概算工事費等

- 1) 概算数量
  - (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断面図、その他作成した図面に基づき**9-3-2 基本設計1)**の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出するものとする。
  - (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の承諾を得るものとする。
- 2) 概算工事費
 

受注者は、1)で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。  
なお、使用する単価はあらかじめ監督職員に承諾を得るものとする。
- 3) 工事施工計画
 

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

9-3-4 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 設計条件の適切性
  - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
  - (3) 設計計算書と設計図との整合性
  - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
  - (5) 最適構造様式の適切性
  - (6) 施工性

9-3-5 成果品

- 1) 受注者は、基本設計の成果として、「表9-1基本設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

9-2-4 材料条件

- 1) 受注者は、J I S又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。  
なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 2) 受注者は、1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

9-2-5 施工条件

受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。

9-2-6 基礎の検討

受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

3節 基本設計

9-3-1 適用の範囲

本節は、2節設計条件に基づき施設の構造形式並びに断面その他基本的形状を決定するための基本設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-3-2 基本設計

- 1) 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定**しなければならない**。  
なお、構造形式の選定は、監督職員の承諾を得**なければならない**。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
- 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載**しなければならない**。
- 4) 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果品に記載**しなければならない**。

9-3-3 概算数量及び概算工事費等

- 1) 概算数量
  - (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断面図、**及び**その他作成した図面に基づき**9-3-2 基本設計1)**の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出**しなければならない**。
  - (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の承諾を得るものとする。
- 2) 概算工事費
 

受注者は、1)で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。  
なお、使用する単価はあらかじめ監督職員に承諾を得**なければならない**。
- 3) 工事施工計画
 

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

9-3-4 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成**しなければならない**。

9-3-5 協議・報告

協議・報告は、**5-4-8 協議・報告**を適用するものとする。

9-3-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行**わなければならない**。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 設計条件の適切性
  - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
  - (3) 設計計算書と設計図との整合性
  - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
  - (5) 最適構造形式の適切性
  - (6) 施工性

9-3-7 成果品

- 1) 受注者は、基本設計の成果として、「表9-1基本設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出**しなければならない**。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

表9-1 基本設計成果品項目

成果品	内容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、けい船柱等
6) 設計図	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-1 基本設計成果品項目」に示す以外にその定める成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。  
 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出するものとする。

4 節 細部設計

9-4-1 適用の範囲

本節は、3 節で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-4-2 細部設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行うものとする。  
 2) 受注者は、基本設計の成果物及び土質資料その他設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成するものとする。  
 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載するものとする。  
 4) 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載するものとする。

9-4-3 数量計算等

- 1) 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載するものとする。  
 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出するものとする。  
 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

表9-1 基本設計成果品項目

成果品	内容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、けい船柱等
6) 設計図	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-1 基本設計成果品項目」に示す以外にその定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。  
 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4 節 細部設計

9-4-1 適用の範囲

本節は、3 節**基本設計**で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-4-2 設計計画

設計計画は、9-1-2 計画準備から9-1-5 特許工法を適用するものとする。

9-4-3 設計波の算定

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。  
 2) 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載しなければならない。

9-4-4 細部設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。  
 2) 受注者は、基本設計の**成果品**、土質資料**及び**その他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の**詳細図面**及び数量計算書を作成**しなければならない**。  
 3) 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を**成果品**に記載**しなければならない**。  
 4) 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を**成果品**に記載**しなければならない**。

9-4-5 数量計算

- 1) 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載**しなければならない**。  
 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出**しなければならない**。  
 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成**しなければならない**。

9-4-6 図面作成

受注者は、一般図、配筋図等を作成しなければならない。

9-4-7 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

9-4-8 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

9-4-4 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 設計条件の適切性
  - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
  - (3) 設計計算書と設計図との整合性
  - (4) 数量計算内容の適切性

9-4-5 成果品

- 1) 受注者は、細部設計の成果として、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。

表9-2 細部設計成果品項目

成果品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
4) 計算書	
5) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。

5 節 実施設計

9-5-1 適用の範囲

本節は、3 節 基本設計及び4 節 細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設を、工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-5-2 実施設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び範囲について実施設計を行うものとする。
- 2) 受注者は、3 節 基本設計、4 節 細部設計で決定又は特記仕様書に定める構造形式及び施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図、数量計算書を作成するものとする。  
なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 3) 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載するものとする。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行うものとする。

9-5-3 数量計算等

- 1) 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量に基づき工事費を算出するものとする。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

9-5-4 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査するものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
  - (2) 数量算出内容の適切性

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

9-4-9 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 設計条件の適切性
  - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
  - (3) 設計計算書と設計図との整合性
  - (4) 数量計算内容の適切性

9-4-10 成果品

- 1) 受注者は、細部設計の成果として、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表9-2 細部設計成果品項目

成果品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
4) 計算書	
5) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-2 細部設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

5 節 実施設計

9-5-1 適用の範囲

本節は、3 節 基本設計及び4 節 細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

9-5-2 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

9-5-3 実施設計

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実施設計を行わなければならない。
- 2) 受注者は、3 節 基本設計及び4 節 細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。  
なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
- 3) 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果品に記載しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

9-5-4 数量計算等

- 1) 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1) で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

9-5-5 協議・報告

協議・報告は、5-4-8 協議・報告を適用するものとする。

9-5-6 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
  - (2) 数量算出内容の適切性



漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成17年4月

9-5-5 成果品

1) 受注者は、実施設計の成果として、「表9-3実施設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。

表9-3 実施設計成果品項目

成 果 品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
4) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-3実施設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出するものとする。

漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（島根県）平成25年4月

9-5-7 成果品

1) 受注者は、実施設計の成果として、「表9-3実施設計成果品項目」に示す内容の成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表9-3 実施設計成果品項目

成 果 品	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表9-3実施設計成果品項目」に示す以外にそれに定める成果品を作成し、監督職員に提出しなければならない。